

## 令和5年第3回飛騨市議会定例会議事日程

令和5年9月13日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事	件	名
第1		会議録署名議員の指名		
第2	議案 第80号	飛騨市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例について		
第3	議案 第81号	飛騨市火災予防条例の一部を改正する条例について		
第4	議案 第82号	字区域の変更について(河合町角川XI地区)		
第5	議案 第83号	字区域の変更について(神岡町西VII地区)		
第6	議案 第84号	字区域の変更について(古川町数河地区)		
第7	議案 第85号	令和5年度飛騨市一般会計補正予算(補正第2号)		
第8	議案 第86号	令和5年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号)		
第9	議案 第87号	令和5年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第1号)		
第10	議案 第88号	令和5年度飛騨市給食費特別会計補正予算(補正第1号)		
第11	議案 第89号	令和5年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第1号)		
第12	認定 第1号	令和4年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について		
第13	認定 第2号	令和4年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について		
第14	認定 第3号	令和4年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について		
第15	認定 第4号	令和4年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について		

## 令和5年第3回飛騨市議会定例会議事日程

令和5年9月13日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第16	認定 第5号	令和4年度飛騨市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第17	認定 第6号	令和4年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第18	認定 第7号	令和4年度飛騨市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第19	認定 第8号	令和4年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第20	認定 第9号	令和4年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第21	認定 第10号	令和4年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第22	認定 第11号	令和4年度飛騨市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について
第23	認定 第12号	令和4年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
第24	認定 第13号	令和4年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
第25	認定 第14号	令和4年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について
第26		一般質問

○出席議員（13名）

1番	小水	笠	原	美	子
2番	谷		上	雅	廣
3番	上		口	敬	信
4番	井	ケ	吹	豊	孝
5番	澤		端	浩	二
6番	住			史	朗
7番	徳		田	清	美
8番	前		島	純	次
9番	野		川	文	博
10番	籠		村	勝	憲
11番	高		山	恵	子
12番	葛		山	邦	子
13番			原	寛	徳
			谷		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都	竹	淳	也
教育長	沖	畑	康	子
総務部長	谷	尻	孝	之
企画部長	森	田	雄	郎
市民福祉部長	藤	井	弘	一
商工観光部長	畑	上	あ	史
農林部長	野	村	久	さ
基盤整備部長	森		英	徳
環境水道部長	横	山	裕	樹
財政課長	上	畑	浩	和
病院事務局長	佐	藤	直	司
教育委員会事務局長	野	村	賢	樹
会計管理者	渡	邊	康	一
消防長	堀	田	文	智
宮川振興事務所長	平	田	直	郎
神岡振興事務所長	三	井	大	久
				輔

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡	田	浩	和
書記	倉	坪	正	明

## 目次

◆開会	9
◎議長（住田清美）	9
◆日程第1 会議録署名議員の指名	9
◎議長（住田清美）	9
◆日程第2 議案第80号 飛騨市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例について から	
日程第25 認定第14号 令和4年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について	
日程第26 一般質問	9
◎議長（住田清美）	9
【井端浩二 一般質問】	
○5番（井端浩二）	9
◎議長（住田清美）	10
◎議長（住田清美）	10
△市長（都竹淳也）	10
○5番（井端浩二）	11
□教育長（沖畑康子）	12
○5番（井端浩二）	12
◎議長（住田清美）	13
△市長（都竹淳也）	13
◎議長（住田清美）	15
□企画部長（森田雄一郎）	15
○5番（井端浩二）	16
◎議長（住田清美）	16
○5番（井端浩二）	17
◎議長（住田清美）	17
○5番（井端浩二）	17
◎議長（住田清美）	17
□企画部長（森田雄一郎）	17
○5番（井端浩二）	17
◎議長（住田清美）	17
△市長（都竹淳也）	17
○5番（井端浩二）	17
◎議長（住田清美）	18
◆休憩	18
◎議長（住田清美）	18

◆再開	18
◎議長（住田清美）	18
【上ヶ吹豊孝 一般質問】	
○4番（上ヶ吹豊孝）	18
◎議長（住田清美）	19
□企画部長（森田雄一郎）	19
○4番（上ヶ吹豊孝）	20
◎議長（住田清美）	21
□企画部長（森田雄一郎）	21
○4番（上ヶ吹豊孝）	21
◎議長（住田清美）	21
□企画部長（森田雄一郎）	21
○4番（上ヶ吹豊孝）	21
◎議長（住田清美）	21
□企画部長（森田雄一郎）	21
○4番（上ヶ吹豊孝）	21
◎議長（住田清美）	21
□企画部長（森田雄一郎）	21
○4番（上ヶ吹豊孝）	22
◎議長（住田清美）	22
□企画部長（森田雄一郎）	22
○4番（上ヶ吹豊孝）	22
◎議長（住田清美）	23
□企画部長（森田雄一郎）	23
○4番（上ヶ吹豊孝）	23
◎議長（住田清美）	23
□企画部長（森田雄一郎）	23
○4番（上ヶ吹豊孝）	24
◎議長（住田清美）	25
□消防長（堀田丈二郎）	25
○4番（上ヶ吹豊孝）	27
◎議長（住田清美）	27
□消防長（堀田丈二郎）	27
○4番（上ヶ吹豊孝）	27
□消防長（堀田丈二郎）	27
○4番（上ヶ吹豊孝）	27
◎議長（住田清美）	28
□消防長（堀田丈二郎）	28

○4番（上ヶ吹豊孝）	28
◎議長（住田清美）	29
□消防長（堀田丈二郎）	29
○4番（上ヶ吹豊孝）	29
◎議長（住田清美）	29
◆休憩	29
◎議長（住田清美）	29
◆再開	29
◎議長（住田清美）	29
<b>【水上雅廣 一般質問】</b>	
○2番（水上雅廣）	29
◎議長（住田清美）	31
□農林部長（野村久徳）	31
○2番（水上雅廣）	32
◎議長（住田清美）	32
□農林部長（野村久徳）	32
○2番（水上雅廣）	33
◎議長（住田清美）	33
○2番（水上雅廣）	33
◎議長（住田清美）	33
□農林部長（野村久徳）	33
◎議長（住田清美）	34
○2番（水上雅廣）	34
◎議長（住田清美）	34
□農林部長（野村久徳）	34
○2番（水上雅廣）	34
◆休憩	35
◎議長（住田清美）	35
◆再開	35
◎議長（住田清美）	35
○2番（水上雅廣）	35
◎議長（住田清美）	36
□企画部長（森田雄一郎）	36
○2番（水上雅廣）	37
◎議長（住田清美）	38
□企画部長（森田雄一郎）	38
○2番（水上雅廣）	38
◎議長（住田清美）	38

□企画部長（森田雄一郎）	39
○2番（水上雅廣）	39
◎議長（住田清美）	39
□企画部長（森田雄一郎）	39
○2番（水上雅廣）	39
◎議長（住田清美）	39
□企画部長（森田雄一郎）	39
○2番（水上雅廣）	40
◎議長（住田清美）	40
□企画部長（森田雄一郎）	40
○2番（水上雅廣）	40
◎議長（住田清美）	41
△市長（都竹淳也）	41
○2番（水上雅廣）	44
◎議長（住田清美）	44
△市長（都竹淳也）	44
○2番（水上雅廣）	45
◎議長（住田清美）	45
△市長（都竹淳也）	45
○2番（水上雅廣）	45
◎議長（住田清美）	46
◆休憩	46
◎議長（住田清美）	46
◆再開	46
◎議長（住田清美）	46
<b>【前川文博 一般質問】</b>	
○9番（前川文博）	46
◎議長（住田清美）	47
□教育委員会事務局長（野村賢一）	47
○9番（前川文博）	48
◎議長（住田清美）	48
□教育委員会事務局長（野村賢一）	48
○9番（前川文博）	48
◎議長（住田清美）	49
□教育委員会事務局長（野村賢一）	49
○9番（前川文博）	49
◎議長（住田清美）	49
□教育委員会事務局長（野村賢一）	49

○9番（前川文博）	49
◎議長（住田清美）	51
□総務部長（谷尻孝之）	51
◎議長（住田清美）	51
□農林部長（野村久徳）	51
◎議長（住田清美）	52
□宮川振興事務所長（平田直久）	52
○9番（前川文博）	53
◎議長（住田清美）	53
□総務部長（谷尻孝之）	53
○9番（前川文博）	53
◎議長（住田清美）	54
□農林部長（野村久徳）	54
○9番（前川文博）	54
◎議長（住田清美）	54
□農林部長（野村久徳）	54
○9番（前川文博）	54
◎議長（住田清美）	55
□宮川振興事務所長（平田直久）	55
○9番（前川文博）	55
◎議長（住田清美）	55
□宮川振興事務所長（平田直久）	55
○9番（前川文博）	55
◎議長（住田清美）	56
□神岡振興事務所長（三井大輔）	56
◎議長（住田清美）	57
□病院事務局長（佐藤直樹）	57
○9番（前川文博）	58
◎議長（住田清美）	58
□神岡振興事務所長（三井大輔）	58
○9番（前川文博）	58
◎議長（住田清美）	58
□神岡振興事務所長（三井大輔）	58
○9番（前川文博）	58
◎議長（住田清美）	58
□神岡振興事務所長（三井大輔）	59
○9番（前川文博）	59
◎議長（住田清美）	59



□病院事務局長（佐藤直樹）	59
○9番（前川文博）	59
◎議長（住田清美）	59
□病院事務局長（佐藤直樹）	59
○9番（前川文博）	59
◎議長（住田清美）	60
□教育委員会事務局長（野村賢一）	60
◎議長（住田清美）	61
□基盤整備部長（森英樹）	61
○9番（前川文博）	61
◎議長（住田清美）	61
□教育委員会事務局長（野村賢一）	61
○9番（前川文博）	61
◎議長（住田清美）	61
◆休憩	62
◎議長（住田清美）	62
◆再開	62
◎議長（住田清美）	62
<b>【野村勝憲 一般質問】</b>	
○10番（野村勝憲）	62
◎議長（住田清美）	63
□商工観光部長（畑上あづさ）	63
○10番（野村勝憲）	66
◎議長（住田清美）	66
□商工観光部長（畑上あづさ）	66
○10番（野村勝憲）	66
◎議長（住田清美）	66
□商工観光部長（畑上あづさ）	66
○10番（野村勝憲）	67
◎議長（住田清美）	67
□商工観光部長（畑上あづさ）	67
○10番（野村勝憲）	67
◎議長（住田清美）	67
□商工観光部長（畑上あづさ）	67
○10番（野村勝憲）	67
◎議長（住田清美）	68
□総務部長（谷尻孝之）	68
○10番（野村勝憲）	70

◎議長（住田清美）	70
□総務部長（谷尻孝之）	70
○10番（野村勝憲）	70
◎議長（住田清美）	70
□総務部長（谷尻孝之）	70
○10番（野村勝憲）	71
◎議長（住田清美）	71
□総務部長（谷尻孝之）	71
○10番（野村勝憲）	71
◎議長（住田清美）	71
□総務部長（谷尻孝之）	71
○10番（野村勝憲）	71
◎議長（住田清美）	71
□総務部長（谷尻孝之）	71
○10番（野村勝憲）	71
◎議長（住田清美）	71
□総務部長（谷尻孝之）	72
○10番（野村勝憲）	72
◎議長（住田清美）	73
□企画部長（森田雄一郎）	73
○10番（野村勝憲）	74
□企画部長（森田雄一郎）	74
○10番（野村勝憲）	74
◎議長（住田清美）	75
□企画部長（森田雄一郎）	75
○10番（野村勝憲）	75
□企画部長（森田雄一郎）	75
○10番（野村勝憲）	75
□企画部長（森田雄一郎）	75
○10番（野村勝憲）	75
◎議長（住田清美）	76
□企画部長（森田雄一郎）	76
○10番（野村勝憲）	76
◎議長（住田清美）	77
□企画部長（森田雄一郎）	77
◎議長（住田清美）	77
□商工観光部長（畑上あづさ）	78
○10番（野村勝憲）	78

◎議長（住田清美） .....	78
□企画部長（森田雄一郎） .....	78
○10番（野村勝憲） .....	78
◎議長（住田清美） .....	78
□企画部長（森田雄一郎） .....	78
○10番（野村勝憲） .....	78
◎議長（住田清美） .....	79
◆閉会 .....	79
◎議長（住田清美） .....	79

（ 開会 午前10時00分 ）

◆開会

◎議長（住田清美）

皆様、おはようございます。本日の出席議員は全員であります。なお、理事者側では湯之下副市長が欠席でございます。

それではただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者は配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（住田清美）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、12番、高原議員、13番、葛谷議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第80号 飛騨市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例について  
から

日程第25 認定第14号 令和4年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について

日程第26 一般質問

◎議長（住田清美）

日程第2、議案第80号、飛騨市子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例についてから、日程第25、認定第14号、令和4年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定についてまでの24案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

24案件の質疑とあわせまして、これより日程第26、一般質問を行います。それでは順次発言を許可いたします。最初に5番、井端議員。

〔5番 井端浩二 登壇〕

○5番（井端浩二）

おはようございます。9月議会のトップバッターでございますので、一生懸命やらさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

私からは、大きく2つに分けて質問をさせていただきます。

最初に、給食費について質問をさせていただきます。全国的な物価高騰で、政府でも燃料の支援を年内まで延長するという報道がありました。燃料をはじめとする食品など、あらゆるものが高騰しているため、飛騨市においても物価高騰対策などを検討しているようです。今後も物価高騰は続くものと見られますが、今回は給食費について質問をさせていただきます。

①食材高騰による今後の見通しと支援はということで、市より提供があった資料によれば、前年度の見積額と比較して物価の上昇を10%から20%程度把握しているようですが、今後も食材をはじめとする物価の高騰は続くと考えられます。給食費における食材高騰について、今後の見通しや支援をどうしていくのか市の考えを伺います。

②今後、給食費を値上げするのか。今後も物価高騰は続いていくと考えられますが、給食費において児童・生徒に必要なエネルギーや栄養バランスに配慮しつつ、おいしい給食を提供することが求められます。物価高騰はあらゆる面で影響があり、市による支援も限界があるのではないかと考えられます。先日、市長から給食費の値上げについて検討している旨の発言がありました。市民にとっても物価高騰が家庭に大きな影響を与えている中、給食の値上げをどう考えていくのか。どのくらいの値上げをされるのか。また、保護者への十分な話し合いや説明が必要に思いますが、今後の市の考えをお伺いさせていただきます。以上、よろしくお願いいたします。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（住田清美）

都竹市長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

おはようございます。給食費についてお尋ねがございました。私からご答弁を申し上げます。2点ありましたけども、関連がありますので、まとめて一括でお答えしたいと思います。

議員ご指摘のとおり、新型コロナウイルスの蔓延、あるいはロシアによるウクライナ侵攻ということがございまして、国際情勢をはじめとする様々な要因で物価高騰が続いているわけであり、本市におきましては定期的に物価高騰対策会議を開催いたしまして、市内の物価等の動向を把握しつつ、物価高騰が市民生活に与える影響を確認し対策を協議しているということです。

このうち、お尋ねの給食なんですけども、給食の材料である野菜などは出荷量によって日々価格が変動するなど市場の影響を大きく受けるというものでございまして、これがどのくらい物価高騰の影響があるのかという影響度合いは判然としない状況であるということです。一方で、主食のお米とかパンとか麺、牛乳、こうしたものでありますけども、これは岐阜県学校給食会というところから入れているわけですが、毎年価格が決められておりまして、各給食センターで購入しているということですので、これはもう物価高騰の影響が明確に学校給食会の数字になって表れてくるということでもあります。

給食原材料費価格の上昇に伴う支援ということは今までやってきているわけではありますが、この学校給食会の価格をもとにその差額で行ってきたということでありまして、令和4年度は6月補正予算で市内給食センターに対して110万円、古川国府給食センターには240万円で計350万円を支援したということです。また、今年度は市内給食センターに当初予算にて154万円、今回の議会で45万円、古川国府給食センターには当初予算で347万円、そして今議会で117万円でございまして、合計で663万円を支援しているということです。これによりまして給食費を上げることなく、給食に必要な栄養価や量を確保しているということでございます。

しかし、こうした食材費高騰の流れは議員もおっしゃいましたけどもずっと続いておりまして、もはや元に戻ることはないと思われる段階に至っております。また、主食以外の食材費でも値上がり率が顕著になっておりまして、各給食センターの栄養士は、食材が高騰していく中で必要な栄養価を確保するために、デザートや量を調整したり、海外産を含めて安価な食材に切り替えした

りして対応しておるということでありますが、これにも限界が見えてきておるといことです。

また、世の中全体が物価高騰が続いておりますから、それに対応した賃上げが進んでおりますし、様々な価格改定も進んでいる中で、激変緩和的な措置である食材値上がり分の補填を継続するというは適当ではないのではないかと考えております。こうした中で、今後も必要な栄養価を確保していくためには、給食費の値上げはやむを得ないものと考えておるところでございます。そこで、給食について大きく2つの改定ということは今検討しております。

まず1つ目でありまして、令和元年度と今年度とのお米、パン、麺などの主食費の値上げ率を基準として給食費の改定を行うということ。ちなみに前回の改定は、古川国府給食センターが平成31年度、河合・宮川が平成29年度、神岡と山之村が令和2年度に行っているわけでありまして。それに続く改定ということになります。

2つ目は、これに合わせて古川国府給食センター分を含む小学校、中学校、それぞれ市内同一の給食単価に改定したいというふうに考えております。飛騨市では給食センターごとに仕入れる食材費、あるいは食数が異なるものから、学校ごとに異なる給食単価を採用していたということですが、こうした例は、実は県内ではほとんどございません。また、小規模校ほど単価が高くなるという不公平も生じますので、これを是正することも含め市内統一の給食費へ改定をしたいと考えておるところでございます。

その値上げ率でありまして、先ほど申し上げましたように主食は県の学校給食会から購入しておるわけですが、令和元年度と比較をいたしますと、小学校で14.62%、中学校で14.79%となっております。これを勘案しつつ、さらに現在最も給食費の安い神岡小学校、古川中学校の給食費を基準として、市内統一となるようにしたいと考えておまして、小学校給食費については、現行の260円から298円に38円の引き上げ。中学校給食費については、現行の308円から353円に45円の引き上げを検討しておるといこととでございます。

今後、これを令和6年4月からの給食費改定に向けて、各給食センターにおいて学校長やPTA会長などから構成される給食運営委員会を開催し、このような給食の現状や市の補助事業などの説明を行いまして、ご意見をお伺いしつつ、保護者の皆様にご理解いただけるように努めてまいりたいと考えております。

なお、当市はふるさと納税を財源といたしまして、ふるさと学校給食により市内産農産物の食材購入費を。また、ありがとう給食により市内産のデザート等の購入費を賄っておりまして、保護者からいただく給食費とは別に給食の質の向上に努めております。学校長からは、デザートやおいしい献立を楽しみに学校へ登校している児童・生徒がいるという話も伺っております。不登校ぎみの児童・生徒が学校へ来るきっかけになっておるといことも聞き及んでおりますので、この取り組みについては継続をしていきたいと考えておるところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○5番（井端浩二）

私も、給食費が学校によって少しの差ですが違いがあるのはおかしいなということを思っていたのですが、今後、統一されるということについてはいいことだなというふうに思っています。

そして、やはり保護者にしてみれば、無償というよりは上げないほうがベストでございますが、この状況から言うとなし方ないかなということを思いますが、ご理解をいただいて、説明を十分

してもらっていただきたいと思います。

先ほど教育長が手を挙げられましたので、学校関係者、月に一度いろいろとヒアリングをしているという話でしたが、学校関係者の考えとしては、給食費についての値上げの検討とか、そんなようなことは相談されたことはあるのですか。確認をさせていただきたいと思います。

□教育長（沖畑康子）

先ほども市長のほうからありましたが、学校給食運営委員会がございしますが、それは年2回ほど行っているのですが、1回目は6月頃に行いました。そこでも少し高騰していてどうしようか困っているとお話をさせていただいたところ、PTAの方々からは、やっぱりやむを得ないのではないかと。それぞれのご家庭でもいろいろな食材が高騰していることは承知しているということをおっしゃいましたし、それよりも子供たちに栄養価をきちんととらせたおいしい給食を食べさせてやってほしいというご意見をいただいているところでございます。

○5番（井端浩二）

栄養のバランス等を考慮しながら、おいしい給食が提供されるのは子供も楽しみにしていると思いますし、子供が減っていく中、今後の物価の高騰も考えればさらに上げないといけないことも考えられますが、できるだけ上げずに今回のみというような形にさせていただいて、それぞれの国の援助、市の援助などを考えながら、是非ともおいしい給食の提供をお願いし、質問を終わらせていただきます。

では、2つ目の質問をさせていただきます。人口減少による地域行事の衰退について質問をさせていただきます。少子高齢化や人口減少などにより、地域の公民館の維持や祭りなどの地域行事が人足不足で厳しくなっています。特に地域行事である祭りについては、9月3日の新聞の一面記事に県重要無形民俗文化財である数河獅子が若手の担い手不足で今月限りで解散という記事がありました。1,300年続く伝統ある勇壮な舞がなくなることは大変悲しく、残念でなりません。他の地域でも伝統文化である祭りの運営が人足不足で厳しい地域があるのではないのでしょうか。

古川祭「起し太鼓」は新型コロナウイルス感染症の影響で挙行できず、今年は4年ぶりに挙行することができました。今年の祭りは、コロナ禍以前よりは少し縮小した祭りでしたが、天候にも恵まれすばらしい祭りでした。6月に神社関係者が集まり検討委員会が開催されましたが、この会議で祭りの開催日を土曜日、日曜日に変更できないか。今後、祭り人足が足らなくて不安であるなどの意見が出て、私としては大変驚きました。以前からこのような意見は出ていたようですが、私たち殿町連合区が4年前に主事をしたときの裸人足は約250人、起し太鼓行列に約120人、合わせて約370人の人足で運営をさせていただきました。前々回、約8年前の人足とみると50人ぐらいの減少だそうです。毎年確実に人足は減ってきています。来年は起し太鼓の主事が来る可能性があるため、役員、神社関係者で話し合いを行いました。殿町でも裸人足が足らずどうしようかと検討している最中でございます。

古川祭に限らず、どこの祭りでも人足不足だと思いますが、今回は古川祭について質問させていただきます。政教分離原則ということで、行政と祭りは切り離して考えるべきですが、答えられる範囲でよろしく願いいたします。

1つ目、祭りの運営会議に参加し、どこまで協力できるか。今後、古川祭の起し太鼓について

は、四神の玄武、白虎、朱雀、青龍で運営していくことは変わりありませんが、このままでいくと人足が足りなくて挙行できなくなる可能性もあります。起し太鼓はユネスコ無形文化遺産でもあり、国の重要無形民俗文化財にも登録され、飛騨を代表する祭り文化でございます。人足不足や今後の運営について話し合いが必要ではないでしょうか。四神の役員や神社関係者、古川祭保存会、観光協会、飛騨市が年に1～2回の祭運営会議を行い、話し合いによって起し太鼓を挙行し、主事が運営するようにしたらどうでしょうか。このような運営会議に飛騨市が参加できるのか、また、参加できるのであればどこまで協力できるか市の考えをお伺いさせていただきます。

2つ目、今後もヒダスケ！で祭りなどの人足が募集できるのか。きつね火まつりのお手伝いは何人集まるのか。6月議会で野村議員も質問しましたが、今年の祭りは屋台曳きの人足のお手伝いが7名いたようですが、古川祭や地域行事、祭りなどで人足のお手伝いが必要な場合は集まらないこともあるかもしれませんが、担当者が申し込みをすればいいのか確認をさせていただきます。それと、現在も含めて数年前からきつね火まつりのお手伝いの募集がありますが、年齢はどれぐらいで、どれぐらいの人数が集まったのか教えていただきたいと思います。きつね火まつりなどにお手伝いされた方の感想など、聞いたことがあれば教えていただきたいなと思います。

3つ目、祭りの人足不足や文化継承はどのようにしていくのか。飛騨市では数河獅子のような地域の伝統文化である祭りについて人足不足になっている地域があると思いますが、把握はしているのでしょうか。当然、祭り運営は氏子がするものですが、今後、人足不足や文化継承など、どうしていくのか市の考えを伺わせていただきます。以上、よろしく願いいたします。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

3点のお尋ねをいただきました。私からは古川祭の運営会議と、3点目の文化継承の2点お答えを申し上げたいと思います。

まず、古川祭の話でありますけれども、古川祭は言うまでもなく地域住民の誇りでございますし、元気の源です。ユネスコ無形文化遺産、国指定重要無形民俗文化財の指定を受ける文化財でもあるということです。さらには観光誘客の面でも、最も重要な行事であるということでございます。その古川祭の伝承ということは市にとっても極めて大きな関心事であるということは間違いのないところでございます。

その中で、特に起し太鼓は大変多くの人数を要することから、町内各組においてもその在り方が課題になっているということは認識をいたしております。

私の家は玄武組に属しておりますけれども、今年、起し太鼓主事を拝命いたしまして、その執行に当たりました。主事組、四神の中では比較的規模の大きい組でありますけれども、それでもやはり櫓担いをはじめとする裸男の数が足りずに、今年経路を縮小したのですが、これも人数が足りないということが主な原因であったというふうに聞いております。

こうした状況も踏まえまして、現在、関係者の皆さんが中心となって来年以降の古川祭あるいは起し太鼓の執行方法について様々な対応策が議論されておるということございまして、起し太鼓主事組の中においても、各屋台組においても、様々な案や意見があるものと承知をいたして



おります。

しかし、こうした議論は祭りに対する熱い思いを持つ町民が、祭りの存続と伝統と誇りの継承を願って真剣に取り組まれているものであるというふうに認識しておりまして、そして、またこうした検討していくという動き自体が古川祭の歴史そのものだというふうに私は捉えております。また、何より祭りは町民・氏子が受け継いで担ってきたものでありますので、行政としての市としては、まずはその動きを見守るべきであるというのが基本的な考え方です。その上で、議員ご提案の関係団体による古川祭の運営会議というものが実際に開催されて、市に対しての参加要請があつてということであれば、その求められる範囲内で市としてできるサポートを行っていくことが基本的な考え方だというふうに考えております。

それから3点目の祭りの人手不足と文化継承ということについてお答え申し上げます。祭りの現状でありますけれども、一昨年、文化振興課で全市の区長にアンケートを取ったことがございます。これはコロナ禍で祭りが開催できないので、こういった文化継承に不安を持っているのかということを一律に調べようということをやった調査がございまして、このときの結果を見ますと8割が「担い手不足に伴い文化伝承に不安がある」というふうに回答しております。実に8割が不安があるというふうにおっしゃっているということでもあります。

実際に担い手不足は各地域で起きておりまして、各地で伝統文化をどう継承していくのかの検討が始まっておるといふふうに承知をいたしております。最近はその中で、祭りの参加対象を高校生や中学生まで拡大したり、あるいは地域外から参加者を募集するなど、その地域に合った対応方法をそれぞれ試行錯誤しておられるということでございます。

その中で、市の関わりについては、これは様々なご意見があります。積極的に関与して伝統文化継承に関わるべきだという考え方もおられます。あるいは、それは各地域とか担い手に委ねるべきだという方もいらっしゃいます。あるいは文化財に指定されているものについては市が関わったかどうかという意見もありますし、あるいは外部の方に協力を求める際には、市が協力してはどうか、中心的な役割を果たしてはどうかという方もおられます。また、この例祭神事の部分のみならず、氏子が奉納する獅子等の芸能も全部神事なことから、政教分離の観点から関わるべきではないという方もおられます。全くこれも市民の皆さんの声は千差万別であるわけでございます。それぞれに理解できることは多いわけでもありますけれども、政教分離という観点で言えば、私自身は文化財指定されているかどうかに関わらず、祭りの伝承・存続ということについては、これはやっぱり例祭以外の芸能奉納、これは論理的にも実態的にも宗教行事とは言えないものというふうに考えておりますので、まずその点は別にして考えるべきである。その上で、祭りの伝承・存続ということについては、地域の判断を最優先すべきだ。そして、市はあくまでも求められた場合の支援にとどめるべきだというのが私の基本的な考え方でございます。

それはやはり、この祭りというのは氏子・町民の思いがあつて受け継がれてきたものですから、それを何よりも大事にしたいという、そういう気持ちがあるからでございます。また、祭りは山中和紙とか提灯のように個人の技術を受け継ぐものではなくて、地域の多くの方々の様々な思いが集団の意思となつて、形となつて表れているものでありますから、それはやっぱり常に変化していくということですし、変化していくのが本来の姿だというふうに考えております。

現に、飛騨市内で惜しまれつつもなくなつていった祭りというのはございます。例えば古川町

では、秋祭りとして親しまれていて、昭和30年代までは通りにわかなども盛大に行われた増島天満神社の例祭。これは氏子の負担軽減を目的とする合祀が行われまして、平成16年10月で終了いたしました。それから神岡町では、かつては大津神社の例祭に匹敵する規模だったと言われる栃洞神社の例祭。これが昭和61年9月をもって終了しております。その後、無柱の地域となったわけであります。「ふるさと神岡を語る会」という会があって、調査をずっとされておりますけども、その調査記録を見ますと、この栃洞神社の例祭が終わるときに町の皆さんが「別れの悲しさに涙を流した」というような記述もございます。

このように誰もが寂しさを感じたり、不本意な思いを持ちながらも、時代の流れで取り止めざるを得ないということはこれまでもありました。恐らくこれらの祭りもその当時、何とか存続するために行政に支援を求めるといった議論もあったのではないかとこのように思いますが、それが具体化されなかったのは「祭りは自分たちのものである」という思いが皆さんの根底にあったからではないかというふうに思っております。私自身はそうした考えに基づいて、先ほど申し上げましたように市に支援を求められれば、その範囲で協力していくというスタンスでおるわけがあります。

ではその際にどういう手段が市として可能なのかということでもありますけども、人手不足への対応としては、先ほど質問もされておられますが、関係案内所ヒダスケ！等を活用したサポートというのが考えられます。

それから、祭りの文化継承につきましては、これについては継承に対する必要な費用、こうしたものがあればこれを支援していくということもあると思っておりますし、また、祭り自体を映像で記録するアーカイブ化。これは市が行うということも可能だというふうに思っております。また、文化財であるものにつきましては、現在、文化振興課において「文化財保存修理事業補助金」ということで、祭り屋台や祭り道具の修理に対する支援を行っております。古川祭は祭史の編集というのを今行っております。祭文化の価値についてそれを継承するというところで取り組んでおるところでございます。このほかにも様々な支援策を準備することはできますので、必要とされるのであれば、しっかりと支援していきたいということでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（住田清美）

続いて答弁を求めます。

〔企画部長 森田雄一郎 登壇〕

□企画部長（森田雄一郎）

私からは2点目のヒダスケ！の活用についてお答えをいたします。

ヒダスケ！につきましては、皆様御存じのとおり地域の困りごとと、それをお手伝いしてくれる方をマッチングし、お手伝いしてくれた方に「オカエシ」を渡すまでを流れとしたサービスです。助けられた方も、助けた方も幸せな気持ちになれることを目指しており、単に人足として募集するだけではなく、お手伝いの中にも楽しく交流してもらい、そういう要素を入れることで新たな関係性を構築していくプログラムとなるよう心がけております。

地域行事や地域の祭りについても、その主催者の方たちが地域外の方のお手伝いを望まれる場合には、今年古川祭や神岡祭でヒダスケ！を活用していただいたように、ぜひお申し込みをい

ただきたいと思っております。しかしその際には、お手伝いに参加いただいた方たちに楽しんでいただけるような工夫を凝らしていただきたいとも考えております。

また、きつね火まつりにおけるヒダスケ！活用の実績についてですが、きつね火まつりでは昨年ヒダスケ！として募集を行い、12名の応募を受けておりましたが、残念ながら台風の影響により急遽中止となったため実施には至ってはおりません。本年度のきつね火まつりについては現在募集中ですが、キツネメイクのお手伝いについて5名募集中のところ5名の応募があり、その内訳は県内2名、県外3名となっております。また、「きつねの嫁入り行列」への参加については20名募集中のところ13名の応募があり、その内訳は市内2名、県内1名、県外10名と、県外の方からの多くの申し込みをいただいております。年齢も20代から60代まで幅広く、男女比も同等でございます。

今年こそは無事にきつね火まつりが開催され、ヒダスケ！参加者の方たちにとっても、よい思い出となることを願っております。

〔企画部長 森田雄一郎 着席〕

○5番（井端浩二）

話を聞くと、やはり地域での小さい祭りについては神輿をやめたりとか、あるいは行列をやめたり縮小したりするところがあると聞いております。そういうところについては地域での話し合いも大事ですし、先ほど市長も言われましたように古川祭については観光的要素も持っておりますので、今後もやっていきたいとは思っていますし、継続が必要だと思います。ですから、前回は殿町のほうで、「マツリズム」というボランティア団体がありまして、そこで10数人、そして銀行関係の職員を数人集めまして、裸人足をお願いしてもらったことがあるのですが、やっぱり初めてですのでさらしの巻き方、縫い方、そして食事の提供、酒の提供等にちょっと手間がかかったことがあります。ですから、やはり四神の中から助けていただくのがベストだと思うのですが、そういった話し合いをする会議が今後必要だということを僕は強く思っています。なので、今、市長はそういう要請があればということでしたが、神社関係者、あるいは町内の総会等でもその辺について訴えていきたいなと思っています。

あと、マツリズムで各神社で要請があればやるという話でしたが、古川祭の各台組でも要請をすれば多分屋台を曳く人足も減っているところがあるんですね。はやしでもテープを流しているところがあるのではないかと思います。私たちの小さい頃は小学校3～4年生から摺り鉦、太鼓、笛という感じで結構大人数でしたが、最近は女性も乗っております。やはり子供が減少しております、なかなか男性だけではできないということで、子供も女性も参加するようになっている町内もあります。

そういったことで、祭り人足が減っているということですが、マツリズムで裸人足の募集をした場合に主事組がさらしを巻いたり、祭りの起し太鼓担ぎぐらいなら多分できると思うのですが、その辺について十分な説明、そして運営をしていければ、マツリズムでも裸保険等も入れさせていただきますが、人足についての募集が可能か、そういったことについてちょっと確認をさせていただきます。

◎議長（住田清美）

井端議員に確認いたします。ただいまの質問はマツリズムでよろしいでしょうか。ヒダスケ！

ではなくて。

○5番（井端浩二）

ヒダスケ！です。

◎議長（住田清美）

マツリズムのところは「ヒダスケ！」に置き換えての質問でよろしいですね。

○5番（井端浩二）

はい。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

そうですね、仕組みとしては可能なのかもしれませんが、やはりその前の準備といういろいろな、習ったりとかそういったところに時間を多く要するという可能性もございますので、そこは検討の余地はあろうというふうに考えております。

○5番（井端浩二）

裸人足の募集については厳しいところもあるかもしれませんが、もしそうなればお願いしたいと思います。

そして、今後の全体の運営会議で話すべきことですが、人口減少によって祭りの運営費も大変厳しくなっております。殿町でも運営費が厳しいという状態ですが、今後、全体の運営会議で、まつり広場の設営の支援等をお願いした場合にどう考えていらっしゃるか。出立祭は神社でやるのですが、打ち出しの音響等に結構お金がかかるのですが、そういったことについての支援が今後可能か。当然、全体会議で考えることですが、その辺についてもしお考えがあれば教えていただきたい。支援ができるかどうかだけ確認をさせてください。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

応相談ということで、今ここで明確にはちょっと申し上げられないんです。具体的に何がどう必要かということもありますし、それがどういう性格のものかということもありますし、先ほどの政教分離という話の部分に直接かかわらないのではないかとということももちろんあるのですが、それ以前に、様々な祭りとのバランスとかいろいろなことが出てきますので、ここでなかなかお答えしづらいということで、具体的にそういう話が会議であれば内容をよく精査させていただいて、また、いろいろなバランスの中でどういう方針を立てるかというのを決めて、それで判断をしていきたいということになるかと思います。

○5番（井端浩二）

飛騨市はいろいろな祭りがございますので、「古川祭を応援して私たちの地域の祭りは応援できないのか」ということも言われるかもしれませんが、その辺については、やはり今後開かれる運営会議で十分な検討をして話し合いをしながら、また、支援できる範囲でお願いをして、ぜひとも古川祭を続けていきたいと思っておりますのでご協力をお願いし、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔5番 井端浩二 着席〕

◎議長（住田清美）

以上で5番、井端議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（住田清美）

ここで暫時休憩といたします。再開を午前10時40分といたします。

（ 休憩 午前10時36分 再開 午前10時40分 ）

◆再開

◎議長（住田清美）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

4番、上ヶ吹議員。

〔4番 上ヶ吹豊孝 登壇〕

○4番（上ヶ吹豊孝）

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。今回は2点質問をいたしますのでよろしくお願いいたします。

1つ目、ふるさと納税返礼品の対応について。皆様もご承知のように、地方創生を応援する制度として2008年から始まったふるさと納税ですが、2023年度で15年を迎えます。開始された2008年度の寄附金額は72億円だったのに対し、2022年度は9,654億円で、件数も5,184万件と寄附額、件数とも右肩上がりとなっています。

ふるさと納税は現在の居住地に関係なく、自分が応援したい自治体を納税先に選ぶことができること。寄附額に応じて返礼品がもらえること。ほか、集まった寄附金の使い道も各自治体のホームページで詳しく紹介されている場合が多く、寄附金額が所得税や住民税などから控除を受けられるため、納税者にとってはメリットが多くある制度です。飛騨市でも2008年より開始し、2014年度からは返礼品事業を開始。2016年度は、2億9,000万円の納税でしたが、2022年度は前年比7.5%増の19億2,000万円と順調に納税額が増えています。これは一般会計の10%強の納税額となっています。飛騨市にとっては重要な収入源で、今後もふるさと納税をしていただき、単年度事業を中心とした財源に充てるとしてしています。

しかし、今年10月よりふるさと納税の返礼品におけるルールの変更が行われるとのことで、飛騨市でも順調に伸びているふるさと納税がルール改定により影響が出ないか心配しています。そこで今回、その対応について伺います。

1つ目、地場産品限定ルール対応について。今回のルール変更の1つ目として、各自治体が用意する返礼品に地場産品限定というルールが追加されるそうです。内容としては、返礼品として送る品物は原材料が寄附した自治体と同じ都道府県産のものに限られる。定義としては、今回は「食肉の熟成」と「玄米の精米」とのことで、現在は他の都道府県や海外から原材料を購入して加工のみを地元で行った商品も返礼品として取り扱われたが、ルール変更では、例えば県外から

取り寄せた牛肉や豚肉を一定期間熟成した後、地元産の熟成肉として返礼品に活用できました。また、県外で収穫した玄米を精米して、返礼品として活用することができました。しかし、10月からはそれができなくなります。飛騨市の返礼品にこうした今回除外されるような返礼品はあるのか伺います。

2つ目、事務費用の厳格化の対応は。ふるさと納税寄附金の内訳としては、約30%が返礼品に使われる。約20%が返礼品の送料や事務費等に使われる。約50%がふるさと納税を受ける事業者が使えるとあります。2つ目として、総務省は今年10月からこれまで曖昧だったルールを厳格化するとあります。内容としては、寄附金に関する受領書の発行事務費用や、ワンストップ特例に関する申請書の受付事務費用等の経費は募集に要する費用に含めなくてもよいとされていましたが、10月からはこの「募集に要する費用」を寄附金受入額の5割以下とするルールの適用の厳格化で、10月以降はポータルサイトの利用手数料の全てや、各種事務にかかる費用等も明確に募集に要する費用として算入することになりました。今後は従来と同じ寄附金額であれば、より募集に要する費用を圧縮するか、寄附金額の引き上げが行われる可能性があります。飛騨市の募集費用の現状はどうか、また、今後の対応をお聞かせください。

3つ目、返礼品の新規開拓や開発は。各自治体もふるさと納税は重要な税収入となっています。もともとは自分の生まれ育ったふるさとの自治体や応援したい自治体に貢献したいという本来の心意気で納付していたが、最近ではお得な返礼品目当てで寄附をしている人が増えているそうです。各自治体も重要な財源であるため、全国に向けたPRや、返礼品の新規開発等を行っています。ふるさと納税をしていただくことは、飛騨市内の事業者の売り上げにもつながると思います。飛騨市も現在、返礼品の新規開拓や新商品開発等はされているのか伺います。

4つ目、ふるさと納税のマーケティングについて。飛騨市のふるさと納税寄附額の推移の年度別を見ますと、2019年度より前年度の倍以上になり、2022年度まで右肩上がりに推移しています。一説によると、コロナ禍での巣ごもり需要が大きき要因とされています。飛騨市も10月からのルール改定や巣ごもり需要の要素を踏まえ、どのようにふるさと納税に対するマーケティングをされているか伺います。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔企画部 森田雄一郎 登壇〕

□企画部長（森田雄一郎）

ふるさと納税返礼品の対応について、まず1点目の地場産品限定ルールについてお答えをいたします。

ご質問のとおり、10月よりふるさと納税の返礼品に関するルールの変更がございます。そのうち、地場産品のルール変更については、加工品のうち食肉の熟成または玄米の精白の加工のみを行っている場合には、その原材料は同一県内で生産されたものに限られるというものです。つまり、9月までは輸入した海外産の牛肉を市内で熟成加工したものや、県外で収穫した玄米を市内で精白したお米も地場産品として認められておりましたけれども、10月以降はそれが認められなくなるということでございます。ただし、当市におきましては、そういった加工のみを行うという返礼品は従前よりございませんので、今回の地場産品に係るルール変更に伴う影響はございま

せん。

続きまして、2点目の事務費用の厳格化についてお答えをいたします。当市では従来より今回の厳格化の対象となった寄附金に関する受領証の発行事務費用や、ワンストップ特例申請の取り扱いに係る経費まで含めて、寄附金額の5割以内となるよう調整し運用をしております。ただし、令和5年度の当初予算においては、ワンストップ特例申請について件数の増加に対応するための業務効率化と、申請オンライン化による寄附者へのサービス向上を目的として、申請処理を外部に委託することとしておりますが、予算編成時においてはこのようなルール改正の情報もなかったことから、その分について5割を超えて予算計上している状況になっております。そこで、今回のルール改正で、ワンストップ特例申請に係る経費も含め5割以内に含めることとなったため、これらの諸経費を維持した場合、返礼品率を上限の3割よりも下げざるを得ないこととなります。この点については、当初予定していた広告費の削減や、今年度より導入したワンストップ特例のオンライン申請を寄附者の方に推奨することで、従来、郵便で書類の收受をしていた際に要していた通信運搬費の削減を図り、返礼品率の3割はなるべくキープをしていきたいと考えております。

続きまして、3点目の返礼品の新規開拓や開発についてお答えいたします。ふるさと納税はその寄附額について非常に注目をされておりますが、返礼品が地元事業者の大きな売り上げとなっており、地域経済に大きな効果をもたらしているということを十分認識しておく必要があります。令和4年度決算におきましては、ふるさと納税返礼品の決算額は約5億4,000万円となっております。市内の各事業者においては、これまでもふるさと納税に適した商品の開発やパッケージ等の変更などを行っていただいておりますし、市としても市内の中間支援事業者とも連携をし、新たな返礼品の発掘に全力を尽くしているところでございます。今後もこうした取り組みはしっかりと継続していきたいと考えておりますが、他方で、ふるさと納税が大きな制度改正で縮小、あるいは最悪、制度廃止となる可能性を常に内在していることから、万が一、制度が縮小・廃止になった場合においても自走していけるよう、ふるさと納税に頼りすぎた経営を絶対にしないよう呼びかけるとともに、ネットショップ等の運営により、獲得したファンを自社の顧客につなげる支援を並行して実施してきたところであり、今後も継続してまいります。

続きまして、4点目のマーケティングについてご回答いたします。飛騨市のふるさと納税は中間支援事業者に委託し、返礼品のブラッシュアップや、掲載している写真をより効果的なものに変更するなどの取り組みを続けております。また、ふるさと納税の使い道を詳細に設定し、寄附された方々の思いにより近い活用となるよう心がけております。これらの取り組みが認められてこれまで多くのご寄附をいただくことができました。10月からのルール変更で、当市の返礼品内容は大きく変わることはないため、当市のふるさと納税に大きな影響はないものと考えておりますが、これからもより効果的なポータルサイトの導入ですとか、返礼品のさらなるブラッシュアップを続け、より多くの皆様にご寄附をいただけるよう努力していきたいと考えております。

〔企画部長 森田雄一郎 着席〕

○4番（上ヶ吹豊孝）

まず1点目の熟成肉、玄米の件ですが、私、飛騨市の返礼品を少し見させていただきました。その中に豚肉の加工品、これは「国産豚肉」というふうに書いてありましたのでひよっとしたら

県外かもしれませんが、そのチャーシューだとかフランクフルト、こういったものは今回のルールでは熟成ではないので大丈夫でしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

今回のルールにおきましては問題ないというふうに考えております。

○4番（上ヶ吹豊孝）

飛騨牛だとか、野菜が結構返礼品として出回っているんですが、例えば10万円の寄附者が飛騨牛をお願いすると30%なので約3万円分。一度に3万円の肉はなかなか受け取れないので3回に分けてほしいだとか、野菜も春夏秋冬野菜がほしいということで分割して納品してほしいというお客さんがいらっしゃったときに、送料が3回分かかりますよね。そうしたときに、2割に抑えるという制度は、1点ずつの送料事務費用なのか、飛騨市でプールされた費用に収まればいいのかということをお聞きします。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

総務省のルールにおきましては、やはりそこは全体の経費の内訳ということで解釈されております。

○4番（上ヶ吹豊孝）

事務手数料の件ですが、実際にふるさと納税をされた方の確定申告は次の年の3月頃されますよね。そうすると、飛騨市としては1月から12月までのふるさと納税なので、次の年の3月に係る事務手数料は前の年の繰り越しにするのか、その年の経費として上げるのかお聞かせください。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

基本的にこの経費に関しましては年度で考えておりますので、その年度内にかかった費用ということで最終的には決算を行います。ですので、今、年を越えたというふうにおっしゃられましたけれども、あくまで年度内という考え方でおります。

○4番（上ヶ吹豊孝）

年度内という意味は、今ふるさと納税は1月から12月に募集していますよね。そうすると、確定申告されるお客さんは3月にした場合、年度というのは12月を超えていますよね。その経費はどうなるのでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

私の説明の仕方がよくなかったかもしれませんが、基本的に1月から12月という、確かにそういう期間で寄附者の方々は寄附をされて、その部分について翌年確定申告なりワンストップ特例とかで減税が受けられるわけですがけれども、基本的にこのルール上の期間というのは年でいくの



ではなくて、あくまで年度でいきますので、その中で計算をさせていただいております。

○4番（上ヶ吹豊孝）

分かりました。

あとマーケティングのことですが、ふるさと納税していただける方は、ちょっと調べたら過去5年間で2回以上された方が17%、5分の1ですが、ただ、その中に住所変更だとかメールアドレスが変更だというので一概には言えませんが、約2割ということだと思います。それで、やはり今どこの都道府県もふるさと納税に積極的ではなかった大都市なんかも税収が大きく流出しているということで、結構力を入れかけているところがあります。そうすると、やはりそういった大都市なんかは何も特産品がないので、例えばテーマパークの割引、ホテル等のパックとかかっていうふうになっているんですが、今、飛騨市を見ますと、組紐づくりと旅館の宿泊ぐらいしかそういった体験型がないんですが、飛騨市には「レールマウンテンバイク ガッタン・ゴー」もありますし、流葉スキー場の宿泊とのパックを組むだとか、そういったことを今後やらないとリピーターが2割しかいないということは、納税者にしてみたら新しいものに行ってしまうのでちょっと心配するんですが、そういった体験型の返礼品等は検討されているのでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

ふるさと納税におきまして、議員がおっしゃられたような体験型のメニューをそろえていくということも重要であるというふうに考えておきまして、ガッタン・ゴーは入っていると思いますけど、そのほかにも今おっしゃっていただいたようないろいろな組み合わせですとか、そういったことを今までも検討は重ねてきておきまして、事業者さんとも話し合いをしてみたりとかしております。そういったところで実現に至ったものも幾つかございます。今後もさらに深掘りをしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

○4番（上ヶ吹豊孝）

やはりコロナ禍で3年停滞していた観光施設だとか宿泊事業者の方は、苦勞されていると思います。そういったところで、アイデアを出して、テーマパークと宿泊といったようなことを重点的に検討していただけたらと思います。

あと、ふるさと納税の仕方ですが、飛騨市にアクセスしてふるさと納税をするんですが、調べますと、今は自動販売機でふるさと納税をできるだとか、レジでふるさと納税ができるという仕組みもあるらしいです。飛騨産直市そやなにそれを入れれば、ふるさと納税をそこでしてその返礼品を買うなんていうことになれば、ますます売り上げが伸びると思いますのでその辺も検討材料に入れていただければというふうに思います。

あと、ふるさと納税をする方は、何らか飛騨市に興味があつてされると思います。そういったことで、例えば、ふるさと納税された方に飛騨市の魅力を発信するようなパンフレットだとか、飛騨市で行われている祭りだとか、そういったことのPRもすることが重要だと思います。これが交流人口とか移住につながるのではないかと思うのですが、その辺の検討とかお考えがあれば聞かせてください。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

ふるさと納税を自動販売機でできるというものも確かに私たちも認識しておりまして、どうだろうねということは部署内でもちょっと検討した経緯がございます。そこにかかる経費だとか、いろいろな諸課題がございまして実現には至っていないところでございます。先ほどおっしゃっていただいた飛騨産直市そやなでの、その場での仕組みにつきましても、実は既に導入済みでございまして、一部報道もされましたけれども、仕組みとしては飛騨産直市そやなのほうで実現が可能となっております。こういったものをほかの施設でできないかというところは今後の検討材料かなと考えております。

それと、リピーターへつながるといふか、寄附をされた方への次なる訴求というところにつきましては、やっぱりいろいろと私どもも苦心しておりまして、ご寄附をいただいた後に返礼品を発送させていただくわけですけれども、その発送をするときに、中に同梱物としてお知らせのようなもの入れさせていただいております。そこには当地で行われているイベントとか、ほかの返礼品の紹介だとか、いろいろ工夫を重ねながらお知らせするものを入れておりますし、そのほかにもリピーターにつながるような取り組みもいろいろと考えておりますので、そこはさらに今後ともやっていきたいと思っております。

○4番（上ヶ吹豊孝）

あと、今年のふるさと納税のことを少し調べさせていただきました。1月から7月までのふるさと納税の件数は、飛騨市が2万8,500件、金額は約3億6,000万円。前年と比べると、94.6%ということで、100%に近い良い納税額だと思うのですが、やはり先ほどから言っている10月のルール改定で、予想では9月まで駆け込み納税があって、8月、9月が伸びて、あと10月以降は様子が見えないので落ちるのではないかとこのようにありました。先ほど部長の答弁でも、ひょっとしたら返礼品をできるだけ今までと変わらないようにするというので、送料のほうも圧縮して事務経費を抑えて、何とか今までどおりというふうになるのですが、今後、ルールの改正によって、今、飛騨市は19億円ぐらいあるのですが、それを維持しようとするルール改定によって相当な変化があるかもしれないし、ないかもしれない。その辺で、10月以降、特に来年ですよ、今年はおそらく8月、9月で相当あると思うので平年並みだと思うのですが、来年以降のそういった検討とかはされているのか伺います。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

今ちょうど駆け込みの需要というふうに一般的には言われておりますけれども、1～8月期におきましては前年を100%ちょっと上回っているような状況で推移しております。これからの世の中の状況というか、そういったところを見極めながらの来年度以降の対策を打っていくということになっております。そこは今後検討を進めていきたいというふうを考えておりますのでよろしく申し上げます。

先ほどのご質問の中で一部忘れていたところもございまして、遡及というようなところで、飛

驒市のファンクラブの方々からも非常に多くの寄附をいただいております、その方々に向けてカタログのようなものを作成いたしまして毎年送付をさせていただいて、そこから寄附をいただいていると。そういった施策にも取り組んでおりますのでご理解のほどよろしく願いいたします。

○4番（上ヶ吹豊孝）

先ほどの件に戻りますけど、今、物価高騰でなかなか返礼品、特に加工品だとか、肉とかそういったものは飼料高騰とかで相当値上がりしていて、コロナ禍前とかウクライナ侵攻前と比べたらかなり物価が高騰しているということで、今、世の中はやはり体験型は物価高騰の影響を多少は受けるでしょうけど、あまり受けないということを言われておりますので、先ほどと同じになりますけど検討をしていただきたいと思います。

最後になりますけど、ふるさと納税の10月ショックというふうには世の中で言われていますが、飛驒市は早い時期から返礼品の見せ方やサイトの運用を強化されていたので4年連続3位以内をキープしているということです。今後も20億円規模のふるさと納税を維持して、寄附の獲得をしていただきたいと思います。これでこの質問は終わります。

それでは2つ目の質問をいたします。消防団員確保や訓練対応について。消防団は様々な役割を担っていることは皆様もご承知のとおりです。地域密着で消防活動や防災活動を行うことで、災害が起きた際にいち早く自宅や職場から現場に駆けつけることができるのは消防団が地域住民による組織だからこそです。また、火災現場だけでなく、様々な災害現場にも駆けつける。地震や風水害といった大規模災害発生時の救助・救出、警戒巡視、避難誘導など、様々な現場で活躍しています。

このように地域の安全確保に欠かせない消防団。近年ますますいろいろな災害が増加し、その役割の重要性も高まっています。しかし、団員数は減少を続け、歯止めが利かない状況です。2021年に行われた「消防団の組織概要等に関する調査」によると、全国市町村での消防団員数は約80万5,000人。前年比で約1万3,000人減少しているそうです。また、3年連続で1万人以上減少しているとも報告されています。ちなみに2023年度は76万人です。減っている1つとして、前々から言われている操法大会と呼ばれる消防機器を使う競技です。この練習と大会が消防団員にとって大きな負担になっています。仕事やプライベートの時間を削ることも多い。また、シフト制の仕事の人はなかなか練習ができないなどといったことがあります。こうした大会に関する負担が消防団員の成り手不足につながっています。操法訓練は、我々の時代から競技化になっている部分が多く、実際の火災現場では不要な訓練も含まれていました。

今年7月に行われた「飛驒市消防団消防競練会」が開催され、一生懸命に練習の成果を発揮される姿を見ることができ、大会を見て地域住民が安心して暮らせるのも消防団のおかげと改めて思いました。また、各分団も団員数の減少の中、また、仕事等で練習に参加できず本大会に向けての苦労は相当なものがあったと想像できます。そうした消防団員の減少対策を早急に取り組み、市民が安心して暮らせる地域づくりのためにも消防団員確保が重要だと思っています。

そこで、飛驒市では消防団員の確保や今後の訓練内容についてどのように取り組まれているか伺います。

1つ目、消防訓練について。今回7月に行われた競練大会は操法大会に代わって初めてと伺い

ましたが、競練大会も今回で終了と聞きました。来年よりどのような取り組み、大会になるのか。また、新入団員を増やすために負担を減らす取り組みや、仕事やプライベートの時間を削ることが少ない内容なのか。実際に災害現場で役に立つ訓練になるのか伺います。

2つ目、消防団員の確保について。消防団員は有事の際、いち早く駆けつけることが大事ですが、団員の中には町外で働いている方、シフト制の仕事をされている方がいらっしゃいますので、火災や大規模災害が発生した場合、迅速に人員確保ができず出動が遅れ、初動対応に支障が出るのではないかと心配しています。消防団員確保について、飛騨市職員の消防団員の調査をさせていただきました。各振興事務所と本庁の中にあることを定義して一般職員と私は言っておりますが、現在、飛騨市一般職員で30歳以下の方が24名、40歳以下の方が37名いらっしゃいます。その中で、消防団員の方は30歳以下が7名、40歳以下が11名と伺いました。市職員全体では40名の消防団員がいらっしゃるそうです。家庭の事情やその他の事情で入団できない方もいらっしゃると思いますが、職員の積極的な入団はできないのか伺います。また、飛騨市内でも若年層で消防団に入団していない方も多くいらっしゃると思います。行政として消防団加入促進をする取り組みが急務と思いますが、どのように新規入団募集を考えているのか伺います。

3つ目、災害に即した訓練について。最近では異常気象により飛騨市でも急激な大雨になることも多くあり、火災よりも風水被害や土砂災害が心配されます。火災訓練も重要ですが、風水害や土砂災害に対する訓練も必要ではないかと思えます。現在、そうした訓練はやられているのか、それとも今後訓練として取り入れていくのか伺います。以上です。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔消防長 堀田丈二郎 登壇〕

□消防長（堀田丈二郎）

消防団員の確保や訓練について答弁させていただきます。

1点目、消防訓練についてですが、消防操法については競技性が高くなり、消火技術とは関係のない行動が形式化され審査されるなど課題もあり、これまで随時見直しがされてきました。また、飛騨市消防協会でも、市大会の出場チームを輪番制として出場機会を減らし、「練習は週2回まで」、「土日祝日の練習は行わない」などルールを設け、団員及び家族の負担軽減を図ってきたところです。それでも今年度までは基本的に全国消防操法大会、県消防操法大会の要領に準じた大会でしたが、令和6年度は新しい飛騨市独自の消防訓練を実施します。

その内容については、「消防技術指導会」これは今のところ仮称ですけれども、消防技術指導会の検討委員会を令和4年度に消防団幹部を中心に立ち上げ、現在、実施要領及び指導要領を作成しているところです。具体的には、形式的な部分パフォーマンス的な要素はなくし、消火技術の基本操作の習熟をすることを目的として、毎年想定を少しずつ変えながら、実践的な消火技術を披露するものとしています。また、競技性は一切排除し、審査や採点、タイム測定は行わず、基本技術、器具愛護、安全配慮について指導要領をもとに確認しフィードバックすることで、実際の災害現場に役立つものと考えております。

大会の名称については、先ほど仮称と前置きさせていただきましたが、操法に変わる全く新しい指導会になることを団員や市民に知っていただくため、団員に公募して決める予定です。また、

競技性がなくなるため、仕事やプライベートの時間を削るなど過度な負担にはならないと考えています。

続きまして2点目、消防団員の確保についてですが、消防団員のPRや勧誘については、ポスターやリーフレットの配布、イベントでのPRなど年間を通じ募集をしているところですが、市職員の入団勧誘については、地域の消防団員から個別の働きかけを行っていただいているものと承知しており、ある程度の年齢の職員は全て声掛けがなされているものと考えております。入団は個人の判断であり、個別の事情等もあり、消防団員の勧誘の主体は消防団であることから、消防職員が個別に勧誘することはありません。しかしながら、いろいろな機会を捉え、消防団の必要性や魅力などPRを発信しております。例えば今年の4月、行政職に新規採用された13名に対し、採用初期集中研修が企画され、その中で各部の部長が所管の業務内容を説明する機会があったのですが、行政職に新規採用された職員は消防に異動になることはありません。よって、私の説明は消防業務の説明は当然行いますが、消防団の魅力や入団のメリットを伝え、勧誘があったらぜひ前向きに検討していただきたいということをお話ししたり、応急手当や心肺蘇生法の必要性など動機づけを重点的にお話をしたところです。

議員ご指摘の、若年層の方が消防団に入団していない方もいらっしゃるということは承知しており、その年代をターゲットとした加入促進が一番の消防団確保対策であることは認識しております。岐阜県が実施したアンケート、これは令和4年4月に市町村経由で実施したもので、県下の消防団員2万715人中、5,520名が回答した、回答率26.6%のアンケートの中で、消防団活動に対する要改善・不満足の上位は、1番は操法大会、2番は報酬手当、3番が行事やイベント、4番が訓練でした。

操法大会については先ほど説明したとおり令和6年度改善予定であり、報酬手当も令和2年、令和4年と条例改正し改善しております。よって令和6年度は行事、イベントを段階的に見直し、消防団の負担軽減を図る予定です。若年層が消防団に勧誘されても入団をちゅうちょする、断る理由が操法大会にあること、あるいは行事やイベントなどで休日が潰れるなど、消防団活動に対するマイナスイメージがあると考えております。それらの改善を図り、若年層の入団を増やしたいと考えています。

3点目、災害に対する訓練ですが、議員ご指摘のとおり災害が多様化している中、消防団の重要性や期待される活動は多岐にわたります。飛騨市消防団では、平成30年に岐阜県水防協会から講師を招聘し、土のう作成訓練、土のう積み工法を訓練し、幹部講習や飛騨市防災訓練においても継続的に訓練しております。また、令和元年には国の補助を受け、エンジンカッターやチェーンソーを整備し、こちらも継続的に訓練をしており、消防団幹部講習会などでは安全管理に関する研修や、ロープ結索、救急法など、その年ごとに幅広い訓練を計画し、実施しております。また、岐阜県消防学校での教育訓練では、大規模災害等に係る消火・救助方法を習得することを目的とした「大規模災害対応教育」に飛騨市消防団から3名が入校する予定となっております。ほかにも、指揮幹部科現場指揮課程では、分団長などを対象として火災防衛はもちろん、土砂からの救出訓練や倒壊家屋からの救出訓練といった教育訓練が行われており、飛騨市からも毎年1～2名の団員が入校しております。

消防団員の皆さんは訓練に対するモチベーションも高く、消防団独自で訓練も計画されます。

今後も計画的に実践訓練を実施して、災害対応に備えたいと考えています。

〔消防長 堀田丈二郎 着席〕

○4番（上ヶ吹豊孝）

消防団加入の件ですが、消防長は職員に対して声掛けしている程度ですが、先ほど言いましたように、消防団員の中には飛騨市外、例えば国府町とか高山市、大沢野町で働いている方、シフト制の方がいらっしゃるって有事の際になかなか集まらないということが懸念されています。それで、飛騨市職員の一般職という方は外で仕事される方もいるとは思いますが、ほぼそういった方よりは庁舎内、振興事務所内にいると思います。それが30代以下では4分の1しか入っていませんし、40歳以下でも3分の1しか入っておりません。我々の時代は強制的に入れられた時代ですが、人員確保という部分で考えれば、一番手っ取り早いと言ったら失礼ですけども、飛騨市の職員の方にもっと積極的に入っていただくことを検討したらいいのではないかと思います。消防長として本当は入ってほしいけど言えないという部分があるのか、その辺のことをお聞かせください。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□消防長（堀田丈二郎）

消防団の入団には、そこに居住または勤務していることですので、勤務地を拠点とした消防団もあるのですが、基本的には居住地、自分が住んでいるところの消防団活動をしている方がほとんどです。実際、消防団活動の勧誘については先ほど申しましたとおり、勧誘する主体は消防団であること。それに対して我々職員のほうから特に勧誘することはいたしておりません。

○4番（上ヶ吹豊孝）

消防署として勧誘していないのであれば、消防署として消防団の分団長なり、団長にお願いすることはできるのではないかと思います。直接消防署の方に消防団を勧誘なんていうことは私は思っていませんけど、そういった働きかけはできるのではないかと思います。その辺はいかがでしょうか。

□消防長（堀田丈二郎）

おっしゃるとおりでありまして、公務員、それから事業所、国のほうでは学生ということも言っているのですが、そういったところが今後の消防団のターゲットになるということは承知しております。持続可能な消防団組織については、飛騨市消防協会であり、方面隊の会議では随時協議をしております。そういったニーズについて掘り起こして勧誘することは消防団の方には、お話ししているところです。

○4番（上ヶ吹豊孝）

ぜひとも市内の若年層、それと飛騨市職員の消防団入団をぜひ強力に進めていただいて地域を守ってほしいと思います。それと先ほど練習の期間を週何回とかって言われていましたけど、消防団になぜ入らないかっていうと、やっぱり6月、7月になるとグラウンドに夜間照明が点灯していると必ず消防団の練習をされていますよね。あのイメージがあって、毎日照明がついて練習しているような気がするのですが、毎晩練習するというイメージでなかなか若い方が、プライベートも家庭もありますので、そういったことがあるのではないかと思いますので、練習の仕

方、訓練の仕方を十分検討していただきたいと思います。

それと、私の認識不足でしたが、消防団員数には基本団員と支援団員という方がいらっしゃる、あわせて消防団員というふうに言われているということ、私も消防団にいましたが、このことを知らなかったのですが、少し調べさせていただくと令和元年から令和5年まで、新入団員の方が大体20名弱、支援団員の方が10名～30名とありますが、基本団員、我々が昔言っていた消防団員という方の退団者が非常に多くて、新入団員の約倍の方、年度によって違いますが、退団者が多いんですね。でも令和5年度の飛騨市の消防団員数というのは794名ですか、800人定数に対して6人マイナスですからね。そうすると基本団員の方が支援団員に入られるので、何となく人数があると思います。これを調べますと令和元年から令和5年、毎年基本団員の方の人数が30名近く減っております。ばらつきはありますが、逆に支援団員が多いときは20人、少ないときは5人とあるのですが、基本団員が減って、支援団員が増えているという現状で、今、飛騨市では800人定数に対して支援団員が217名でしたかね、細かい数字が分からないので申し訳ないのですが、ということは、このままいくと毎年支援団員が増えて基本団員が減っていくということは、有事の際、支援団員の方は恐らく「支援」と言うんですから、火災であれば小型ポンプを運ぶだとか、エンジンをかけるだとか、筒先を持つなんてことはないと思います。このままいくと、何とか基本団員を増やさないと飛騨市の防災・災害活動が困難になってくると思うのですが、その辺のお考えはどうでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□消防長（堀田丈二郎）

飛騨市の消防団員794名に対し、支援団員が現在217名、パーセンテージで言いますと27.3%が支援団員となっております。消防団員支援制度は、機能的消防団ということで、災害活動に特化した消防団ということで平成19年に制度化をしまして、平成20年度に新たに入られた方が、当時、支援団員は7.3%でしたが15年間の間に27.3%、パーセンテージでいくと20%増えております。議員ご指摘のとおり、基本団員が減少して支援団員が増えているのが現状です。

1点、こういった話も消防団の会議ではよくお話をするんですけども、支援団員が増えている、あるいは消防団の平均年齢が上がっていることは決してマイナスではないと考えております。知識と技術、それから経験豊富な消防団員の方が支援団員に残っていただいている、あるいは支援団員の方で定年になられて家にいらっしゃる方が支援団員で残っていただけることは、逆に消防団活動としては有利に働く面もあるということをお伝えしているところです。一番の問題は若年層、20代の方が少ない。なかなか入れないことが一番の課題と認識しております。この理由としまして2つありまして、1つは、人口減少、少子化で若者がいない。もう1点が、先ほど議員の質問でもありましたように、若年者の方がいるけれども入らない、こういう方が一定数いらっしゃいます。こういったことに対しては、消防団に対するマイナスイメージがございますので、操法大会であり、行事やイベントで休みが潰れる、こういったことを改革しながら何とか新入団員を増やしていきたいと考えております。

○4番（上ヶ吹豊孝）

支援団員の方は、確かに10年以上の消防団員在籍の方が支援団員の資格があるというふう

きました。10年でなかなかやめる方はいないので、20年、30年やっている方は知識もあると思いますが、やはりどうしても高齢の方が支援団員というふうに私はイメージ的に思っております。そうすると、実際災害のときに土のうを持って走ったり、そういったことは支援団員の方に知識や経験があっても実働にはならないと思います。それで、今、飛騨市は217名の支援団員、4分の1、30%いますけども、総務省か何かの指示で支援団員の定数の上限とかそういったものは決まっているのでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□消防長（堀田丈二郎）

支援団員を何%以内になさいというルールはありませんが、飛騨市消防団の申し合わせとして1つの部が全員支援団員であることは、これは認めませんということは伝えてあります。以上です。

○4番（上ヶ吹豊孝）

そのとおりだと思います。心配するのは、小さな部はほとんど支援団員ばかりで高齢化している。有事の際、出て行かれないなんていうことも将来的にあるかもしれませんので、やはり私は支援団員が今増えてきていますが、基本団員を増やしていく、これは早急にやらないと定数の帳尻合わせだけで終わっていきそうな気がしますので、ぜひその辺を検討していただきたいと思っています。

最後になりますが、我々が安心して暮らせるのは、消防団が日頃より地域を守り、有事の際はいち早く現場に駆けつけ対応していただけるおかげと思っております。今後も、地域を守るためによりしくお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

〔4番 上ヶ吹豊孝 着席〕

◎議長（住田清美）

以上で4番、上ヶ吹議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（住田清美）

ここで暫時休憩といたします。再開を午前11時40分といたします。

（ 休憩 午前11時35分 再開 午前11時40分 ）

◆再開

◎議長（住田清美）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

2番、水上議員。

〔2番 水上雅廣 登壇〕

○2番（水上雅廣）

それではお許しをいただきましたから一般質問させていただきますが、今回、大きく3点させ



ていただきます。いずれも確認のような感じにはなりませんけれども、前段にも個人的に関心があるというか、期待をしている事業ですから、部長答弁になると思いますが、私の期待に沿ってくれるような答弁をしていただきたいと思います。3問目は市長、いろいろとよろしく願います。それでは質問させていただきます。

広葉樹のまちづくりについて、昨年の9月定例会において状況をお聞きいたしました。その中の答弁で、「広葉樹は様々な分野で利用されるが、飛騨市だけで同じ品質の材や様々な用途に合わせた樹種を一定量確保することが難しいことから、他地域と連携して市場に柔軟に対応できる体制づくりに努めたい。市は地域のプレーヤーと連携を密にし、広葉樹の価値を高め、持続可能な地域づくりを行う林業とまちづくりにおいて、全国のモデルとなる仕組みづくりを目指したい。」こう述べられています。前回の質問から1年が経過いたしましたので、改めて広葉樹のまちづくりについて、その後の状況や今後の取り組みについてお聞かせをいただきたいと思います。

1つ目ですけれども、広葉樹サプライチェーンの構築事業についてお聞きをいたします。まだ進行中ではありますが、令和5年度の予算の中で、飛騨市独自の広葉樹サプライチェーンの構築事業ということで、①地域内広葉樹の供給体制の強化、②原木の仕分けに対する支援、③広葉樹活用コンシェルジュの配置、④国内先進地の事例研究、こうしたものを挙げていらっしゃいます。7月にはコンソーシアムの製材所がオープンをされました。広葉樹活用コンシェルジュ、地域おこし協力隊員かと思えますけれども、この方もいろいろと活躍をされているように伺っております。今ほど申し上げた4項目について現在どのような状況にあるのか、また、今まで取り組んできた中で新たな課題が見つかったのか、今後の見通しについてお尋ねします。

2つ目、市民へのPRということですが、全市的な取り組みということで広葉樹のまちづくりを挙げていらっしゃるわけですが、感じるに、4町それぞれに、市民にPRをしていく、触れ合えるような仕掛けがあるのかどうか。以前に戻って広く市民が山や広葉樹に、そしてこの取り組みに関心を持ってもらえる普及というの、いま一度考えていくのも必要なことではないかなというふうに思いますが、いかがお考えでしょうか。

それから3つ目、広葉樹のまちづくりの仕組みづくりということで、森林環境譲与税ですが、林野庁は「山間地の自治体へ配分強化に向けて基準の見直しを検討している。同庁の2024年度税制改正要望に盛り込む方向で調整をしている。」というようなことが載っておりますけれども、もしそうなれば飛騨市の譲与税額も増えてくるのではないかなというふうに期待をしております。森林環境譲与税を財源として、令和4年度に新たに事業化いただいた森林作業路強化支援事業、それから里山林整備事業、集落の取り組み支援、そうした事業は私としても非常に期待をしておりました。この成果というのはどのようなものがあつたのかお伺いをしたいと思いますし、今回提出をいただいております決算資料にあるように、「広葉樹のまちづくりにおける行政の役割、主体的な関わりから支援的な関わりへと移っていく。」というふうに、書いてありますけれども、私もそうなのかなというふうに思います。飛騨市の令和4年度決算から見ると令和5年度末の基金残高1,400万円くらいになるのかなというふうに思いますが、それに加えて令和6年度からは、7,900万円が譲与税として来るわけですから、先ほど申し上げたように、ひょっとしてこれがもっと上がってくるかもしれません。こうした財源をいかに有効活用し、広葉樹の利活用をはじめ林業とまちづくり、こうしたところへの仕組みづくりに向かっていかれ

るつもりなのかお尋ねをいたしたいと思います。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

広葉樹サプライチェーンの構築についてお答えします。

飛騨市広葉樹のまちづくりは、平成27年度に取り組みを本格化させて以来、現在9年目に入っております。この間、円安による輸入材価格の高騰やSDGsの世界的推進などにより、国産広葉樹の需要が増加しており、確実に飛騨市産広葉樹への関心も高まっていると感じております。現在は令和2年度に、林業・木材活用事業者17社と行政により設立した飛騨市広葉樹活用推進コンソーシアムを中心に、飛騨市独自の広葉樹サプライチェーンの構築に努めているところです。ご質問の4項目について進捗状況をご説明します。

1点目の地域産広葉樹の供給体制の強化につきましては、広葉樹の安定供給に欠かすことのできない製材所が、これまで市内に1か所しかなかったことから、増加する需要に対応することが難しい状況となっております。このため、本年7月18日、古川町内の事業者が所有する製材所をコンソーシアムで借り受け、再稼働させることでより多くの市内産広葉樹を供給できるよう、体制の強化を図ったところです。

2点目の原木の仕分けに対する支援につきましては、広葉樹は針葉樹と異なり、販売にあたり樹種や太さなどの形状により細かく仕分ける必要があることから、コンソーシアム発足と同時に仕分け作業に対する支援制度を創設しました。この制度により、飛騨市独自の広葉樹流通には欠かせない、家具や内装材などの用途に合わせた仕分けが可能となりました。

3点目の広葉樹活用コンシェルジュにつきましては、令和2年度の着任以来、主に飛騨市産広葉樹と国産材需要とのマッチングを行っていただくことで、新たな顧客の獲得につながっております。また、こうした取り組みと並行し、国の支援をいただきながら実施中の広葉樹乾燥試験や、新たに稼働した製材所運営の主務者として活動されています。

最後に、国内先進地の事例研究につきましては、北海道中川町及び岩手県岩泉町に加えて、国内の広葉樹の様々な活用に取り組む地域を訪問するなど、情報収集に努めてまいります。

これまでの取り組みの中で、広葉樹施業については国や県からの補助制度がないこと、針葉樹と比較し伐採や仕分けに手間がかかることなど、採算性や効率性などの課題が分かってきました。一方で、広葉樹の多様性は強みであり、顧客の様々なニーズとマッチングさせることで、高付加価値な商品開発の可能性も見えてきております。今後は、こうした課題を踏まえ、コンソーシアムへの伴走支援を継続しつつ、市内外との連携も模索しながら広葉樹のまちづくりを着実に進めてまいります。

2つ目の市民へのPRについてお答えします。議員ご指摘のとおり、広葉樹のまちづくりを進める上で、森林が有する多面的機能などについて市民にPRすることは大変重要であると受け止めております。このため、これまでに飛騨市図書館キッズスペースへの広葉樹活用や木工ワークショップの開催、市内建築事業者による小学生を対象とした木工体験など、市民が広葉樹のまちづくりに触れられる機会の提供に努めてまいりました。今年度には、市内2校の小学校を対象に、

アサガオ栽培プランターを飛騨市産広葉樹で製作するなど新たな事業も実施しております。今後も市民との様々な機会を通じて、飛騨市広葉樹のまちづくりについて丁寧に伝えてまいります。

3点目の林業とまちづくりの仕組みについてお答えします。森林環境譲与税は、森林の整備に関する事業をはじめ人材の育成・確保、木材利用の促進、これらの普及啓発に充てることとされています。令和4年度に関連事業に充当した譲与税は、令和3年度に基金に積み立てた財源も含め約7,400万円となりますが、その内訳は森林整備に関する事業に53%、人材の育成・確保に11%、木材利用の促進に29%、普及啓発に7%となっており、広葉樹のまちづくりに関する事業も含めて活用しております。

議員ご指摘の事業につきましても、森林環境譲与税を財源とした市独自の事業であり、森林作業路機能強化事業については、市内作業路5,200メートルにおいて整備を実施したほか、里山林整備事業については、市内5か所において森林整備を行うなど、効率的な木材生産や森林環境の整備に寄与していると考えております。

令和6年度からは、森林環境税として国民1人当たり1,000円の徴収が始まることから、森林環境譲与税の使途に対する市民の関心も高まることが予想されます。このため、今後は効率的な木材生産や広葉樹のまちづくりへの活用も引き続き実施しながら、未整備森林の整備や集落に近い森林の整備などを進めます。市民にご理解いただけるよう、目に見える森林環境の整備にも取り組み、緑豊かなまちづくりにつながるよう努めてまいります。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

○2番（水上雅廣）

着々と進められているということで理解をさせていただきました。

この間、製材所のほうも見学させていただきましたけれども、原木貯蔵もしっかりやっている、製材のこともしっかりやっている。技術的なことの伝習が課題かなということは伺いました。そうしたことを含めて、広葉樹の森づくりの事業ですけど、市長も冒頭の挨拶の中で触れられたでしょうか、各市からあるいは県外からの視察とか、そういった方も多くいらっしゃる。注目度は高いと思いますし、今10年ですよね、基幹といいますか1つの柱に据えるような形でここからいろいろなことへ伸ばしていけるような展開ができるのではないかと期待するんです。具体的にどういうことと言われるとちょっとお答えしづらいですが、ただ、そうした中で、今広葉樹活用コンシェルジュの方が一生懸命やっちらっしゃいます。あと、後継者というか、彼の仕事というのは啓発と販路の拡大、そういったことも大きな仕事だったというふうにお伺いしているので、製材技術の継承もやっちらっしゃると思いますけど、そうしたところへの人を呼び込むような方法であったり、例えば地域おこし協力隊をもう少し募集をしてみるとか、視察いただいた方々とか、そういう人材を市のほうで賄ったらどうだとか、あるいは私たちここへ来たいとか、そういった希望みたいなものは伺っていらっしゃいませんか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

議員のご指摘のとおり、人材育成というのは、農林業全般、全てにおいて非常に最も大事なことであるというふうに考えておりますし、今せっかく新たな製材所が稼働しましたので、そちら

に現在の地域おこし協力隊の方、つまり広葉樹活用コンシェルジュの方が中心になって技術を覚えたり、あるいは既に製材所を営んでいるその技術者の方がその技術を教えていただくなど、コンソーシアムで連携して人材育成に努めておられるところです。そうした現在にあるのですが、具体的に広葉樹のまちづくりに非常に興味を持たれて全国から様々な方がいらっしやっているのも事実ですが、そうした中、今、新たに稼働した製材所のほうにインターンシップを希望されている方がいらっしやいます。こうした方もコンソーシアム全体で丁寧に受け入れまして、人材確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

○2番（水上雅廣）

議長、どうされますか。質問をこのまま延々続けたらよろしいですか。1問で区切ったほうがいいですか。

◎議長（住田清美）

大項目の1番だけお願いしたいと思います。

○2番（水上雅廣）

分かりました。

今ほどの人材育成の関係で、こうしたところからいろいろと木だけではなくて、製材とかそういうことも含めてですけど、木工者ももっと増えてくればいいのか。今の方々も一生懸命頑張っているからあれですけど、もっともってそういう人口が増えてくればいいのか。なと思ったりしたものですからお聞きをしました。

あとPRの関係なんですけども、今年でしたかね、アサガオの鉢を古川小学校とか宮川小学校でやっていただいた。ああした取り組みで子供たちを教育していくということも大事だと思います。かつて、木育を積極的にやりましょうかということで木のおもちゃを配布しましょうかみたいなこともあったような記憶があるんですけど、そういったことをやれということではなくて、そんなことも含め、振興事務所とか本庁とかいろいろお伺いする中で本庁とかこの近辺にはいろいろとPRの材料がたくさんあるんですけど、申し訳ないですけど振興事務所付近にそうしたことが見受けられる雰囲気がちょっとないかなというふうに思ったものですからお聞きをしましたけども、その辺りについては何かお考えはないでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

森林譲与税の活用についての1つもそうですが、やはり国民の理解を、もちろん子供から大人までいろいろな機会を通してPR、啓発していくということがあります。その1つとして、例えば小学校とか中学校とか、あるいは学生のうちから様々な機会を通すことによって、森林の公益的機能であったり、木材生産の機能であったり、あるいはレクリエーション機能であったり、そういうことをお伝えするというのが本当に大切だと受け止めております。その1つとして、例えば市本庁舎の応接室の木質化であったり、あるいは先ほど申し上げましたように図書館のキッズスペースの木質化であったり、あるいは飛騨産直市そやなの内装材、什器の広葉樹の活用であったりとか、こういうことをより提供していくということが大事だと思います。そうした中で、もちろん振興事務所のほうも今そこまでいっていないということも今改めて理解しましたので、

来年度予算に向けて何ができるか、振興事務所がいいのか、別のところがいいのか、それも含めて検討してまいりたいと思います。

◎議長（住田清美）

正午を回りましたが、このまま続けます。

○2番（水上雅廣）

そういうPRのことで各地域に行ったら、そんなに大きなお金を使ってくださいと申し上げているわけではない。ただ、目に見える何かはやっぱりあっていいのかな。このあとの3点目でもあるのですが、それぞれ職員の気持ちのこともあるような気がするんです。そこに飛騨市は広葉樹の森、広葉樹を推進しているんだというところを多くの職員にも気づいてほしいというか、分かってほしいというか、そういうことも大事なのかなと少し思ったものですから言いました。何よりも市民の方がこのことに興味を持っていただかないと、やはり山元へ最終的には還元するという大きな目標のところもあるわけですから、大きな期待をするのではなくて関心を持っていただくということも大事かなというふうに思いました。

それから、最後にしますけども、未整備森林の整備、集落環境の整備、この2点を環境譲与税のところでも部長答弁をいただきましたけれども、1つには獣害のこともあると思うんです。本当に獣害がすごくて、そこら中で被害の報告を聞くんですけど、なかなか対策を打っていただいていると思いますけれども、どこまで効果があるかというのが難しい。やっぱり環境の整備って大事だと思います。産業常任委員会の中でもあったんですけども、未整備森林とかいわゆる所有者の境界区分とか難しい問題もあると思うんですけど、そういったことについて、市としてどのぐらい積極的に進めていこうという考えがあるのかだけお聞かせいただきたいと思います。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

未整備森林の整備につきましては、まさに森林環境譲与税の柱の1つであると国も言っていますし、我々も受け止めております。現在、森林を集約するというのが大体日本はたしか1経営者というか所有者だと思うんですが、10ヘクタール未満と言われていて非常に狭いんですね。その中でやはりこの集約をするというところが大変重要になるということで、今、集約化協議会のほうで意向調査を取って、もちろん優先順位を付けたりして順番にやっていくということです。未整備森林の整備は、例えば資産上必要なところですか、社会的に条件が、要は道がついているところですかを順番に見て総合的に判断していくということで、割と集落から離れているところ、あるいは先ほどの鳥獣害の特に見えるところですね、集落周辺、林野部についてもしっかりした科学的根拠を重視しながら専門家の意見を伺って進めてまいりたいと思っています。

○2番（水上雅廣）

ぜひそういった作業も積極的に進めていただきたいと思います。1問目はこれで終わらせていただきます。

## ◆休憩

## ◎議長（住田清美）

質問の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時5分といたします。

（ 休憩 午後0時04分 再開 午後1時05分 ）

## ◆再開

## ◎議長（住田清美）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

午前に引き続き、2番、水上議員の質問を続けます。

## ○2番（水上雅廣）

それでは午前中に引き続いて、2つ目の質問からさせていただきます。再生可能エネルギーの活用推進ということでお尋ねをいたします。令和4年度予算において、その説明の中で再生可能エネルギーの利活用について、「安定的でクリーンな水力発電により、社会全体のエネルギー需要を支える「電気のふるさと」を自覚し、税制特例による支援や開発調査への協力を積極的に取り組んできた。電気のふるさとならではの脱炭素に向けた取り組みとして、①系統容量に左右されにくい形態による地域再エネの利活用方法の研究、②電気料金の一部を産地へ還流させるための仕組みの研究をしたい。③民間事業者による中小水力発電所整備の支援にあたって、地域防災力向上や電気の地産地消など新たな価値の創出を促していきたい。」。こうした3点を上げ、再生可能エネルギーの利活用研究事業ということで、少額でしたけれども予算も計上されておりました。

また、たびたび一般質問でいろいろな議員が出た折に答弁をいただいておりますけれども、その中でも「長期にわたって安定的に運用できる水力発電こそが、飛騨市に最も適した再生可能エネルギーであると位置付け、その開発推進を図ってきた。水力発電は、一種の企業誘致に相当する。固定資産税の安定的な税収確保につながるという効果が大きい。建設事業とか管理運用にかかる地元事業者の仕事にもつながる。」。こうしたことを述べておられます。市内における水力発電所の整備、設置に市は前向きな姿勢だというふうに感じております。そこでお尋ねをいたします。

①再生可能エネルギーの利活用研究事業の成果について。再生可能エネルギーの活用推進事業として取り組まれてきた、先に述べました3項目について、その成果がどうであったのかお聞かせをいただきたいと思います。

②再生可能エネルギーの活用推進事業の進捗状況をお尋ねしたいと思います。令和4年度事業を踏まえて、予算編成当時は、まだ去年の事業進捗中でありましたから、そうしたことを確認しながらということであるかもしれませんが、令和5年度事業として専門人材の招聘、再エネ推進ビジョンの策定、再エネ活用に関する無料相談会の開催、民間事業者の補助金申請作成への支援、こうしたものがあげられております。これらの事業に対する現在の取り組み状況、実施状況をお尋ねしたいと思います。また、水力発電所の整備に対しては「促進する」というふうにあります。促進するためには市は固定資産税の軽減、それから関係書類のやり取り、そういった

もの以外にどのようなことを考えておられるのかお尋ねをしたいと思います。それから「水素など次世代エネルギーの調査研究を後方支援」、この「後方支援」とは何があるのかお尋ねをしたいと思います。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔企画部 森田雄一郎 登壇〕

□企画部長（森田雄一郎）

再生可能エネルギーに関してでございます。1点目、2点目につきまして、私のほうからご回答させていただきます。

まず1点目の、再生可能エネルギー利活用研究事業の成果といたしまして、令和4年度に実施しました3項目の取り組みについて順にお答えいたします。まず、系統容量に左右されにくい形態による地域再エネルギーの利活用方法の研究につきましては、市内企業を含む民間事業者による水素の利活用研究について、市もオブザーバー機関として参画をさせていただきました。具体的には、環境省委託事業「既存のインフラを活用した水素供給低コスト化に向けたモデル構築FS（フィジビリティスタディ）調査事業」といたしまして、市内の既存の水力発電設備を活用してグリーン水素を製造し、地域の産業界におけるバーナーですとかボイラー設備、あと車両機械等の脱炭素燃料として利活用することに加え、公共施設等における利活用も含めた実現可能性の調査検討が実施されたところです。

最終的な調査結果といたしましては、将来的な既存水力発電の卒FIT化を見据えた場合には事業性確保の可能性が認められるものの、現状の電力コスト等を踏まえると、早期の実現は困難であるとの結論に至りました。しかし、調査の過程におきまして、既に実用化されている水素バーナー設備等が市内産業に適応し得るものであることや、自走可能な非常用電源ともなるFCフオークリフトの防災面での有用性などが明らかとなりました。引き続き、こうした民間事業者の取り組みと連携する形で、地域の諸条件に適したエネルギーの利用形態を模索していきたいと考えております。

次に、電気料金等の一部を産地に還流させるための仕組みの研究につきましては、関西電力との連携協定を締結いたしまして、令和4年7月より、市内の水力発電所に由来するCO<sub>2</sub>フリー電気を活用した電気のふるさと納税の提供を行っております。電気のふるさと納税自体は全国に先行事例が多く見られますが、信頼と実績ある大手電力会社との提携は全国初の取り組みですが、寄附額10万円と高額な返礼品のため実績は若干数にとどまっているのが現状でございます。しかし、メディアや自治体からの問い合わせも多く、電源立地地域における新たな外貨獲得策として注目をいただいていることから、今後の拡大を期待しているところです。

最後に、民間事業者による中小水力発電所整備の支援につきましては、令和4年度には5事業者から新たな小水力発電開発の相談をいただいております。市内におけるこれまでの開発事例の紹介、開発候補地点における懸念事項の共有、利害関係者等との調整に向けた意見交換などを随時行っております。

また、このうち事業化への準備が整った1事業者に対しては、関係法令の遵守、公害防止、自然環境との調和、地域社会・住民との融和等の責務を定める協定書を締結し、加えて、市内では

初めての試みとして、災害時等における発電所周辺地域への電気の供給に関する取り決めを盛り込み、FIT認定申請の円滑化と地域防災力強化の促進を図ってまいりました。

次に2点目の、再生可能エネルギー活用推進の進捗状況についてお答えいたします。議員からご紹介いただいたとおり、令和5年度当初予算において、再生可能エネルギーの活用推進を掲げ、グリーン専門人材の招聘と再エネ推進ビジョン等の策定を柱とする施策を打ち出しております。具体的には4月よりグリーン専門人材として民間企業より1名を企画部参与として着任いただき、派遣元企業も交えて市内の現状把握等を進めております。この中では、再生可能エネルギーばかりではなく、省エネルギーやエネルギー転換、温室効果ガス吸収源対策も含めた、より幅広い概念としての脱炭素の考え方が必要であること。こうした取り組みの普及・定着のためには、官民連携の体制づくりが重要であること等の助言をいただきました。これを受け、6月補正において改めて調査費用を計上し、環境省の「地域脱炭素実現に向けた再エネ最大限導入のための計画づくり支援事業」の採択を受け、参与や受託事業者と連携しながら取り組みを進めているところでございます。

本事業では、市内の自然・社会・経済条件等を踏まえた温室効果ガス排出量及び必要削減量の推計や、省エネ化・再エネ導入ポテンシャルなどの基礎調査を行うとともに、地域の将来ビジョンや脱炭素化への中長期的な視野シナリオの策定、その実現に向けた具体的な対策や体制を検討するものとしており、地域内の様々なステークホルダーに自分事として関わっていただくため、市民や事業者、各種団体、金融機関等で構成する、仮称でございますけれども脱炭素協議会を設置して、今後10月から1月にかけて3回程度の会合を重ね、ビジョン等の合意形成を図っていく予定としております。

現在までの業務の進捗状況といたしましては、各種統計データや行政内部情報の整理、温室効果ガス削減目標値の設定、協議会メンバー候補への事前説明といった準備作業のほか、小・中学校校舎におけるエネルギー実態調査、庁内研修としての脱炭素ゲーム体験会の開催、子供向けオンライン環境学習教材の提供などを実施しております。

なお、当初予算編成時に予定しておりました補助制度や相談会等の支援体制については一旦休止とし、今後の協議会での意見等も踏まえつつ、市民や事業者がそれぞれの立場から脱炭素化への一歩を踏み出せるよう、より効果的な手法を改めて検討していきたいと考えております。また、各種の再生可能エネルギー源について、資源量や地理的条件、設置運用コスト、自然・生活環境への影響等のもとより、エネルギーの地産地消や地域内利益の循環という観点も加えて、改めて評価・整理するものとしており、小水力発電に限らず、地域の脱炭素化と社会経済の発展に資するエネルギー関連事業の振興に向けて、官民連携の組織体制を継続発展させていくことで、市民等の理解・協力が得られやすい事業環境の整備や、有利な国庫補助事業や融資等の獲得にもつながっていくものと考えております。

〔企画部長 森田雄一郎 着席〕

○2番（水上雅廣）

いろいろと説明をいただきました。まず1つお聞きしたいのは、脱炭素協議会を作られるんですか。さっき市内事業者というお話をいただきましたけど何名くらいで。改めて、どの辺りを目指して協議を進められていくのか。というか、協議会の存続というのは今年だけなのか、それと



も翌年、翌々年も続けていかれるのか、そうしたことを含めてその目的をもう1回お尋ねしたいと思います。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

協議会についてのお尋ねでございます。人数は今打診をさせていただいているところでございまして、まだ確定ではございませんけれども14名程度を構成員として考えております。それ以外にもオブザーバー的な位置付けとして県ですとか、国からも職員に来ていただきたいというふうに考えているところでございます。

この協議会というものは基本的に今年度において環境省の補助事業をいただきながら実施するわけですが、その中で基本的な方針を決めてアクションプラン、どのぐらいの年度において何が実際にできるのかといったところまで計画として策定をしていきたいというふうに考えております。協議会は確かに単年度のことでございますけれども、策定をしたプランに沿って、来年度以降、市内において取り組みが進んでいくということが望まれるということでございますので、何らかの形でこういった組織体というものは、推進するための組織体というものは必要なのではないかなというふうに考えております。全体としての組織体に加えまして、もしかすると、その中でそれぞれの個別案件についてのワーキンググループなんかも必要になってくるかもしれません。その辺りにつきましては、先ほど答弁の中でも申し上げましたが、次年度以降の体制みたいのところにつきましても、今の計画策定の中でいろいろ揉んでいきたいというふうに考えております。

○2番（水上雅廣）

協議会の中でいろいろと検討されながら脱炭素に向けた取り組み、地域の状況ももう1回しっかり捉え直して、どういうことがどういうふうにしていけるのかということや市民や企業、有識者も含めて、50年までの計画の組み立てをしていきたいと。その中で次年度以降のアクションプラン、どういうふうに具体的に進めていけるのかということも一緒に検討されていく、そんな理解でよろしいですか。

くどいというか通告書にも書いていますけど、要は水素の話もそうなんですけど小水力発電ですよ、やっぱりずっと市はこのことにこだわってきたんだと思うんです。ただ、系統連携の話は厳しいという話に至って、その後のことを検討していかなければいけないんだろうなというふうに、そんな感じで聞こえましたけれども、現実、市として幾つか小水力発電をやっていますけど、今後、民間でもっと頑張ってもらいたいということを思っているかどうか。水素と云ったって水を使ったグリーン水素とか、ブラック水素とかあるじゃないですか。私は水力発電を基にした水素への移行が一番現実的なんだろうなというふうに思っていますけど、そうしたことも含めて小水力発電の促進に市として、今まで以上に積極的に関わっていかなければならない、そんな思いというものはありませんか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

議員ご指摘のとおり、小水力発電というものが当市にとって非常に有力であるということはずっと我々も申してまいりました。さっきの説明にあったかと思いますが、そういったことは申しつつ、実際にこの飛騨市にとって今まであまり目を向けてこなかった再生可能エネルギー源というものが本当に駄目なのかというところにつきましても、今回の調査できっちり白黒つけるわけではないですけれども、ある程度こう見える化というか明確化していきたいというふうに考えているところでございます。と言いながらも、やはり既に小水力発電というものは有力なエネルギー源であることは間違いございませんし、議員おっしゃったように、そのできたグリーン電気からグリーン水素を作っていくということが非常に有力なのではないかなと。現時点では水電解装置の導入コストが非常に高くなっていますので、必要性というところは現段階では低いですが、将来的に向けては十分視野に入ってくるというふうに考えております。そういったこともございまして、今のこの調査の中で小水力発電というものが、これからある程度の規模のものがたくさん開発できるというふうにあまり考えておりませんが、民間において促進をされていくということについては継続して応援をしていきたいというふうに考えております。

○2番（水上雅廣）

もう1点、水力発電でよく問題になるのは環境との関係性だと思う。水力発電以外でもそう。例えば太陽光発電であれば、ずっと言われていますけど処分が問題だとか、光線の向きが問題だとか、荒地が増えるのではないとかいろいろありますよね。水力発電は割とそういうところのデメリットというかリスクが低い。ただ、やっぱり河川というか用水路もそうですけど水を使わせていただくというところの観点から、与える環境とか心配される声もあるわけですが、市としては開発と環境保全みたいな関係性、どんなふうに思っているのか思いがあれば聞かせていただきたいと思います。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

ご指摘のとおり環境の保全ということは非常に重要なことであるというふうに考えておりますし、それに加えて地域住民ですとか漁業に携わる漁協、そういった方々との意見調整、みんなが納得をした上で進めていく必要があるというふうに考えておりますので、そこはきちんと重要視した上で調整を行い、皆が納得の上で事業が進められていくようになっていかないといけないというふうに考えております。

○2番（水上雅廣）

今ほどのようなことを先ほど説明された脱炭素協議会、仮称でしょうけど、その中で今ほど言われたようなことも何かしら検討されていくようなお考えというものはありますか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

今回の計画の策定につきましては基本的な市の基本方針というところとアクションプランというところがございますので、あまり突っ込んだところまで議論ができるかどうか分かりません。

しかしながら、協議会の参加メンバーからは様々なご意見も寄せられることと想定をしておりますので、その中で議論していける部分もあるのかなというふうに考えております。

○2番（水上雅廣）

息の長いというか、市としても重要な案件になるんだろうと思いますし、経済効果もいろいろなところで大きくなるかなというふうに思います。太陽光発電も名前忘れましたがペラペラのプラスチックのようなもので、日本も開発の最先端へいつているみたいな話も聞きますし、世界中で競争しあっているというふうに聞いていますけど、そうしたものが出てくればまた違う観点、考え方で生かしていけるふうになるのかもしれないですけど、今の段階で有力なのは水力だろうなと思ったりもするわけで、市としてもそういった事業者が出てくれば積極的にバックアップをお願いしたいと。お願いで終わるのはよくないので、改めて部長にその辺の意見をお聞きしたいと思います。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

今までもある程度支援というか、後方支援のような形をさせていただいておりますので、そういった方針については変わるところはございません。前段でおっしゃっていただいた新しい技術みたいなところにつきましても、ちょうど今政策アドバイザーに産業技術総合研究所の先生が加わってくださっていますので、この間も先生のご意見をいただきましたけど、参考にさせていただきながら市のあるべき姿を追求していきたいというふうに考えております。

○2番（水上雅廣）

分かりました。再生可能エネルギーについては一生懸命考えていただいていると思いますから、どこで何ができるのか、どういったものが新しく開発されていくのか、もう日進月歩で恐らく技術開発も進んでいくんだろうなと思いますから、そういったことを含めて十分市民にも恩恵のあるような計画、それとしっかりと脱炭素に向かっていく計画を作っていただきたいなというふうに思います。

そうしましたら、3つ目の質問をさせていただきます。来年度予算の編成についてお聞きをしたいと思います。

国の令和6年度の一般会計予算総額がこの間出ましたけれども、高齢化による社会保障費の膨張ですとか、防衛費の増加ですとか、そういったものが総額申し上げて、過去最大の114兆円ということでありました。あと事項要求とかもありますからこれ以上に膨れるのかなということも報じられておりますけれども、そんな中で地方交付税は前年とほぼ同額の18.6兆円というようなことも言われています。異次元の少子化対策、これについて財源が今先送りをされているということでこれからの議論だということですし、防衛費については完全に上がる。その中で財源としてやらないとは言っていますけども、一部では法人税あるいはたばこ税を増税するんだとか、扶養控除が廃止になるんだとか、保険料の負担が増えるんだというようなこともささやかれております。

また、人事院ですけれども、人事院勧告で2023年度の国家公務員の給与改定で月収を約2.7%引き上げるように勧告をしたというような記事を目にしております。といいますか、今回の飛騨市

の補正予算の中でも、人件費相当分についてこうしたことを見込んで予備費の中に入れ込んでおるといふ説明もこの間ありましたけれども、当然に飛騨市もこれに沿って対処していかなければならないということだろうと思います。

それから、先ほども上ヶ吹議員のほうからありましたけれども、これまでに順調に推移してきたふるさと納税、これも「総務省が示した2分の1ルールによる影響があるかないか」と書いていますけど、ないというふうに思いました。一部あるかもしれませんがね。

そうした中で、今、原油価格や物価の高騰が続いておりまして、もう既に市民生活に大きな影響を与え、市の施設の維持管理にも、運営にも大きな影響を与えているところでもあります。人口減少下での地域課題の対応ですとか、公共インフラへの個人的な負担の増加、例えば水道料金ですとか、下水道料金ですとか、そういったこともこの先出てくるのかなというようなことも思わないでもないんですけれども。それから施設の整備ですとか、改修、それから大きな問題として残るのは施設の廃止、解体、撤去みたいなのも大きな問題としてあるのかなというふうに思います。こうしたことへの対応ですとか、それからこれまで一生懸命進めてきて、功名を立ててきた実りつつある大きく芽を伸ばしてきたそういった施策、もっと伸ばさなければいけない、取り組まなければならないような施策もたくさんあると思いますけども、そういった中でどうやって来年度予算を編成していかれるのかなというふうに思います。

今回決算が出ていますから、令和4年度の決算の状況ですけれども、普通会計の決算額が前年とほぼ同額だと思いますけれども、地方交付税が約5億5,000万円減っています。繰入金が20億4,000万円、約2億3,000万円、それから繰越金が10億3,000万円、約5億2,000万円、それぞれが増えております。歳出のほうでは、人件費で4,800万円、物件費で約1億7,000万円増加しておりますし、逆に公債費は2億1,000万円少なくなっておるといふような状況であります。こうしたことを見ると、ふるさと納税というものが大きく貢献しているのかなというふうに推測をしております。

そうした中で、来年度予算編成の方針ということですが、そうしたことの影響が来年度予算にどれほど影響があるのか。既に予算の編成作業に入っていると思いますけれども、来年度予算編成はどのような方針、方向性で、どのような施策を検討されていくのか。国は地方税収について堅調な企業業績であるとか、物価高を背景にした労働者の賃上げが背景にあって伸びていくんだというふうにしておりますけれども、飛騨市における市内事業者の賃上げの状況ですとか、企業実績はどういうふうに捉えておられるのか。今の現時点で結構ですけれども、予算編成にあたって主な歳入・歳出の見込み、この辺りがどうかなということをお尋ねさせていただきます。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

来年度予算編成についてのお尋ねでございます。来年度予算というのは改選後の3月議会にいきなり上程ですので、2月までにはしっかりまとめないといけないということになるものですから、この秋、本格的な予算編成をもう始めないといけないということになっているわけでありまして、結論から申し上げます、来年度予算編成は大変厳しい状況というふうに認識してお

ります。

議員ご指摘のとおり、昨今の物価高騰に伴いまして様々な経費が上昇しておることがございますし、加えて人事院勧告にお触れになりましたけども、バブル期に匹敵するような伸び率でしたので、職員人件費が大幅に増えるということはもう確実であります。これらが財政運営に多大な影響を与えるということが見込まれるわけでございます。

歳入・歳出の見込み額はお尋ねいただきましたけど、まさしく現在精査中ですので、これから検討を進めていくということになりますけれども、ただ、歳出のうち人事院勧告に基づく給与改定、これだけでも恐らく約1億円増えるであろう。それから会計年度任用職員に対する勤勉手当というものの支給が始まります。これが約6,000万円の増加になりまして、人件費だけで約1億6,000万円の増嵩になるというふうに見込んでおります。さらに、これに物価高騰による諸経費の上昇が加わりますから、大変歳出は厳しくなってくるということになります。

ただ、特に人件費は経常的な経費ですし、人事院勧告で決まったものになりますので、こうした自治体経費の増嵩分というのは国の地方交付税の算定において措置されるということが通例ですが、問題なのは現時点でその辺りの情報が不透明であるということでありまして。万が一、地方交付税の基準財政需要額に十分な経費が盛り込まれなかった場合、これは飛騨市の場合、歳入の3割が地方交付税ですから、この算定が十分されなかった場合は大打撃を受けることになるのは必至ということになります。したがって、所要額が確実に交付税で確保できるという状況の見通しが立つまでは、我々としては「財政防衛モード」というふうに申し出ておりますが、財政防衛のモードにシフトしていくことが必要であるというふうと考えておりまして、当初予算編成においては、これまでも継続的に削減した経常的な経費について、さらに厳しく見直していく必要があると考えております。

さらに、市の指定管理施設においても、これは市の施設も同じですが、人件費だけではなくて電気料、燃料費などの固定経費が大幅に増えて常態化いたしております。そうしますと、この指定管理料もコロナ禍前に据え置くということがなかなか困難になってくるということになります。かといって、際限なく指定管理料を増やしていくというわけにはいきませんので、そうすると今後は適正な価格転嫁という観点から、施設の利用料金の引き上げ、これは不可避であると考えておりまして、現在その水準について検討を始めております。

これまで財政運営につきましては、プライマリーバランスの黒字ということを最も重視するという考え方で取り組んでまいりました。過去の合併特例債をはじめとした借金の返済額、公債費ですが、これが大幅に減少していくということが見通せましたので、大幅に減少していく金額のうち地方交付税措置額を除いた一般財源、真水の部分を人件費とかが増えていく分に充てて吸収して、それで財政に影響を与えないようにしていくという考え方でこれまで財政運営を行ってきたわけです。しかし、もう公債費の減少が概ね最終段階に至っておりますので、これまでのような勢いで真水の一般財源が出てくるという状態ではなくなっているわけですね。さらに、公務員の退職年齢の引き上げがあります。それで、先ほど申し上げましたような会計年度任用職員への勤勉手当の支給もあります。そうすると、切ることができない人件費が予想以上に増嵩してくるわけでありまして、今の公債費での減で吸収するというのもう限界だということになります。

その一方で、今までプライマリーバランスを黒字にするということは、新たな大型の起債は控

えるということでやってきたんですね。しかし、必ずしもそういう事情でもなくなっただけで、現在準備を進めております。防災行政無線のデジタル化、これは更新費用に10億円を超える大事業でございますけれども、こうしたものやはりどうしてもやらなければいけないこととなります。もちろん財源として国から7割の交付税措置がある「緊急防災・減災事業債」ですね、これを借りるということで国のほうにも要望に行ったりしておりますけれども、7割ですから、10億円ということは単純に真水は3億円ですので、10年償還ということは、毎年3,000万円は今よりも上乗せされるということになります。

そうしますと、こうした状況の中においては、一言で言えば身の丈に合った財政規模を堅持していく必要があるということがございます。ただし、市民への行政サービスの質を落とすことはできないということも多分にあります。例えば、除雪の費用は非常に多くかかるのですが、お金がないからといって除雪をやらないというわけにはいきませんし、建設事業者のためにも一定の仕事を確保しなければいけないということもございます。

ただ、こうした厳しい状況の中でもありますので、投資的経費ということについては、ある程度上限を定めていかざるを得ないというふうに考えております。具体的に今考えている方法としては、借金の返済額にあたる公債費のうちで、先ほど申し上げた交付税を除いた真水の部分を将来的に見通して、真水がこのくらいであれば飛騨市の財政として耐え得るという上限額を決める。上限額から割り戻していくと幾ら借りられるのかというのが決まってきます。それで、新規の起債額はここまでというふうに決めるというやり方を取らざるを得ないのではないかと考えております。

今までは「必要な事業を実施する」と、「何とか財源を工面するんだ」ということでやってきました。しかし、もうそういう方法では今後持続可能な財政は作れませんので、起債できる上限額を決めて、その中でどう優先順位をつけるかという事業選別方式を取らざるを得ないということになります。まさしくこれが「入るを図りて、出を制す」ということになってくると思います。当然に優先順位の高い事業から採択していくこととなりますので、これをやってしまうと限度額を超えるということになれば、それは次年度以降へ先送りするとか、場合によっては事業を中止するというをやらざるを得ないということになってまいります。もちろんその中で、例えば国の補助が見込める、県の補助が見込めるとか、有利な起債があるというものであれば、真水の負担は少なくなりますから、それは事業として採択される優先度が高まりますけれども、逆にほとんど市の真水が負担になるような事業は、これは後回しになっていくことは必至だということになります。

現在、これまでの行政サービス経費、大型ハード事業の実績額を踏まえて、どこまで投資できるのかという、その線を試算中でございます。ただ、これは単年度で終わる話ではありませんので、来年度、飛騨市総合政策指針が改定年を迎えます。令和6年度が改定年度になります。令和7年度から新たな指針スタートということになりますので、その中では、この方針を明示して、今後何年かにわたって毎年の予算編成時にその細部の調整を行いながら、投資額を決めていくということにならざるを得ないのではないかと考えておるところでございます。

それから最後に、市内の賃上げの状況や企業実績についてということもお触れになりましたけれども、市内の各企業では賃上げに向けた取り組みが進みつつあるというふうには認識しております。

す。ただ、物価高騰の影響もありまして企業実績には直接結びついていないという状況も把握しておるわけでございますし、また、製造業については、現場から聞き取ると「大変厳しい」ということは聞くんですが、輸出志向のところは円安になっておりますので、その部分のプラスは出てくる。ただ、その分、原材料費の輸入の分が高くなりますから、その影響がどうなるのか。これは最後に税収の読みをしてみないと分からないところがありますので、ここについては今後もさらにこの秋、情報収集を徹底いたしまして、特に法人市民税等については適切な予算計上ができるように努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○2番（水上雅廣）

大変厳しいということは予想どおりといたしますか、ある意味やむを得ない。先ほどから議論のあったふるさと納税ですけど、前から市長もふるさと納税に頼り切ったと言いますか、それを重要視してそこに財源を求めるような市政運営はしないということでありましたから、予算の計上規模もそんなに大きくなく、基金も積み重なった状況ですから、それは堅持していただきたいなと。そういったところに財源を求めるとか、基金とかに財源を求めようとか、そうした考え方というのはどうなのかなと思いますけどいかがでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

まずふるさと納税ですが、かねてから申し上げておりますように非常に移ろいやすい財源であるということです。先ほど上ヶ吹議員のときに森田部長との議論もありましたが、私自身は、ふるさと納税は飛騨市の返礼品の規模から考えると15億円が天井であろうというふうに思います。

昨年度増やすことができたのは、例えば保護猫の事業とか、新しく大きく、そのために獲得できる財源があったから増えているわけでありまして、次のソーシャルビジネス支援事業が出てきてないことを考えますと、そうした大きなふるさと納税の財源というのが期待できない。もちろんそれは充てる先が決まっていますので、通常の政策に充てるわけにはいかないというお約束でいただいているわけですから、これはなかなかそれに充てるわけにはいかないということになってきます。そうすると、どんなに頑張っても恐らく15億円ではないか。そうすると、そこをいっぱいいっぱい考えるということはできませんので、私としては今まで10億円、つまり使える金額が5億円というところをまず軸に置いて、それ以上のところは貯金をしていくと。貯金した部分は、確かに議員おっしゃるようにそれを使うという考え方もあるのですが、ふるさと納税っていつ終わるか分かりませんし、いつ急激に制度が変わるか分からないので、そのときにやはり激変緩和をしなければいけないので貯めておいて、それで4～5年かけてだんだん縮減していくための財源として使わないといけないということになります。

ほかの基金はどうかというと、財政調整基金については60億円という線だと決めていまして、災害とかのときに支出するということは計算して60億円ということにしていますから、これは何とかそれを堅持する。ほかのものはほとんど行先が決まっていますし、特に公共施設管理基金とか、清掃施設の基金はどれだけあっても足りないもので、それに頼って何とかやっていくわけにもいけないということですから、基金・ふるさと納税は基本的には当てにせずに、ふるさと納税

でくる分については、なるべく単年度で終わるソフト事業に充てて、よりそれで具体化を図っていくということだろうと思います。そうすると、それ以外の経常経費の部分はやっぱり厳しくやっついていかなざるを得ないのではないかとということになります。国の交付税がついてきてくれればいいのですが、潤沢に年末の地財でついてきてくれればいいのですが、今の段階ではついてくるかどうか見通せないの、太っ腹でいくわけにはなかなかいかないということでございます。

○2番（水上雅廣）

予防の幅が狭まるということですね。

もう1つ、冒頭にもちょっと言いましたけども施設の関係、維持管理のために指定管理料のこともお触れになりましたけど、それ以外、使えるといいますか、普通財産になったままのものであるとか、老朽化が著しくてどうしようもなくなってきたものとか、そういった施設がある中で、何月か忘れちゃったけど総務部長にご答弁いただいた施設のその振り分けみたいなお話もありました。それがどのように今なっているのかお聞きしたいのですが、例えば普通財産に移行するんだとか、あるいは再改編しなければいけないから考えているんだというようなそういった施設についても、地元から多分いろいろな形での修繕とか、改修の要望というものは出てきていると思うんですね。今のお話を伺う中では、そういったことにまで厳しい影響が出てくるのかなというふうにも思います。その辺りについて少し考え方、整理できていればお聞きをしたいと思えます。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

何もしないと影響が出ます。なので、できるだけ市民の皆さんの小さい要望に応えていくためには、大口のものをどうやって削っていくかということしかないと思うんです。一律に全部を細かく切っていくというやり方はあまりできないと思っていて、影響が甚大な割には効果が少ないものですから、そうすると1つで何千万円とかかるものをどうやって切るかという考えしかないんですね。そうしますと、例えば温浴施設のようなものとか、突発修繕が起りがちなものとか、そうしたものはどうしても議論の俎上に上げざるを得ないということが出てくると思えます。

それから、市の役割として最後まで守らなければいけない弱い立場の人たちの支援に関するものは何とか守っていかなければいけないけど、より地域の活性化に役立つとか、福利厚生的な部分があるものとか、民間でもできるであろう観光系のものとか、こうしたものどこかの段階で大幅に見直していかなざるを得ないのではなかと思えます。ただ、それを一律に、機械的に全部やるということは、これはなかなかできませんので、何とかかんとかできる方法を考えながら、その中でどうしてもここは削減しなければいけない、ここはやめなければいけないというところを、苦渋の決断をしながらやめていくというようなプロセスを繰り返していくしかないものですから、大まかな考え方はそうですけども、個別のことは個別の事情を考えないといけないので、そこは悩みながら苦しみながらすり合わせていくだろうというふうに思えます。

○2番（水上雅廣）

厳しい問題だと思いますから、言っている本人も多分厳しくなると分かっていると思うのです



が、市民の皆さんそれぞれ大切にしてきたという思いもあるでしょうから、その辺りもそれを全て理解してくださいとは申し上げにくいですが、そうしたことを慎重にお願いしたいなと思います。

最後ですけど、今おっしゃられた限られた財源、厳しい財源の中で一生懸命予算編成をされて、市民のためにより効果的で効率的な予算にさせていただきたいなというふうに思いますし、運営もそういうふうにさせていただきたいと思います。

そんな中で先ほど少し言いましたけど、振興事務所と本庁へたまたま訪れますとやっぱり今の時期ですからここにこしている職員ばかりではなくて、こうやって苦しみながらやっている職員の姿のほうに圧倒的に多いかなというふうに思っています。やはり一人で苦しむというよりも…

〔2番 水上雅廣 着席〕

◎議長（住田清美）

以上で2番、水上議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（住田清美）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後2時といたします。

（ 休憩 午後1時53分 再開 午後2時00分 ）

◆再開

◎議長（住田清美）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

9番、前川議員。

〔9番 前川文博 登壇〕

○9番（前川文博）

それでは、議長から発言のお許しをいただきましたので一般質問を始めさせていただきます。今回、大項目で4点質問させていただきます。

まず1点目ですが、スクールバスについてということでスクールバス関係のこと。運転手の確保とか車両の更新計画について伺います。飛騨市内には18台のスクールバスがあります。濃飛バスの車両で運行している地域のものもあります。神岡町内のスクールバスは昨年運行事業者が撤退しまして、現在は飛騨ゆいが運行している状況でした。開会日には飛騨ゆいの経営報告もありまして、バス事業は撤退したけどスクールバス事業を運行してこちらで支えていくような報告もございました。

そこで1点目、運転手の確保ということですが、どこの業界でも人材不足と高齢化、バスのほうですと運転手が確保できない状況となってきました。いろいろところでバス路線の縮小、本数の減便、そんなことが路線バスでも言われていて、高速バスのほうもコロナ禍から含めてだんだん本数が減っていくと。コロナ禍で休止になっていたものが廃止になるというような状況も

今続いているぐらい不足しているという状況になっております。飛騨市もですが、全国的に児童・生徒が減少していくことを見据えて、スクールバスの運行体系とか委託方式を今後持続していくにはどうしたらいいのか、そういった方策を考えているのかまず伺います。

2点目です。車両の更新計画ということです。車両の老朽化が著しいものがあります。特に古川の1号車、2号車、これは66人乗りの大型車で13年ほど使用しているものでした。先日、車両を見てきましたら、ボディーには穴が空いてアルミテープで塞いであるというか、補修してあるような状況でした。話によるとバスのおなかにあるトランクもさびがひどくて、荷物を乗せたら荷物が落ちたというような話も聞いたことがあります。これは聞いた話ですので確認は取れておりませんが、そんな話を伺いました。

スクールバスは部活バスとしても運行されることもあります。岐阜などの長距離の遠征にも使用されることも出てまいります。しかし、保護者からこのようなバスを見て心配の声も上がっております。内容は今も言いましたが、「見た目もさびて穴が空いている。トランクも荷物が抜け落ちる。それを見て安心して子供を乗せられない。特に岐阜とか長距離のときには使ってもらいたくないな。」というような話を聞いております。13年程度で、さびによるボディーの穴空きはあまり聞いたことがないと思います。私も今家で15年、16年という車に乗っておりますけども、ボディーにさびが出てくるということがほぼありませんので、この程度でという思いがあります。

走っておりますと路上で濃飛バスの平成22年登録のバスもよく見かけますが、このバスのトランク付近、ドアが開くトランクのところですけども、その端に少しさびが浮いてきていますが、塗装をしてそれが分からないような状態で使われているということで穴が空くような状況でもないものが走っております。こちら平成22年登録ですので使用期間が13年程度ということですが、スクールバスは営業車より走る距離は短いと思います。今後、保護者が安心して子供がスクールバスに乗っていくことを見送れるようなことをやっていくのが重要ではないでしょうか。そこで、今後のバスの更新計画についてお伺いいたします。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 野村賢一 登壇〕

□教育委員会事務局長（野村賢一）

スクールバスについてのご質問をいただきました。初めに運転手の確保についてお答えします。運転手の確保は、株式会社飛騨ゆいに限らず、また、バス事業者に限らず大きな課題となっております。現在、当市におきましても、市営バス・スクールバスのドライバー募集を行っておりますが、綱渡りの状態が続いていることから、市内事業者には雇用される形で、2種免許や大型運転免許を取得する際の補助制度を設けるなどして応募の促進に向けて取り組んでいるところであります。また、雇用される市内事業者におきましても、独自の補助制度を作るなどして鋭意募集を行っております。神岡町内のスクールバスに関しては、飛騨ゆいと濃飛乗合自動車株式会社に委託して実施しております。特に飛騨ゆいでは運転手を募集しながら、現在の職員の異動も含めて運転手の対応を検討していただいていると聞き及んでおります。今後も児童・生徒は減少傾向にありますが、当面はスクールバス受託業者の皆様と連携しながら、現在の体制をできるだけ維持できるよう努めてまいりたいと考えております。

2つ目の車両の更新計画についてお答えします。議員ご指摘のとおり、古川1号車及び2号車は最も老朽化の進んでいるバスです。2台とも平成21年に購入した大型バスで、1号車は古川町数河から上町までを中心に、現在まで約26万5,000キロメートル、2号車は五ヶ村地域を中心に約23万キロメートルの走行距離があり、学校の課外授業や部活動などでも利用されております。

今年は各学校の部活動も盛んで、スクールバスの部活バス利用もコロナ禍前に戻りつつあり、目的外使用として県大会出場のための岐阜方面の長距離運行が2回行われました。スクールバスは座席も固定で背もたれを倒すことができませんし、車内での飲食も制限されますので、長距離運行は生徒にとっても大変であったかと思えます。とはいえ、スクールバスはベテランの運転手による安全運転や日々の整備によるバスの維持管理にも注力していただいておりますので、運行そのものには支障がなかったと捉えております。しかしながら、長距離運行はスクールバスとして契約している単価とは見合わない状況にもありますので、今後は飛騨管内までの運行として制限してまいりたいと考えております。

なお、スクールバスの維持管理については、受託事業者により走行後の洗車など、営業車両と変わらない維持管理に努めていただいております。毎日の運行により、外観は簡易的な修繕となっておりますが、安全を確保するための修繕は怠ってはおりません。特に老朽化の進んでいる古川1号車及び2号車におきましても、さびの著しい部分にはご指摘のようにアルミテープを貼って簡易的な修繕としておりますが、トランクから荷物が抜け落ちたという事実はございません。

民間のバス会社では概ね10年から13年、走行距離70万キロメートルから90万キロメートル程度で更新していると伺っております。スクールバスは民間の路線バスや観光バスと比較すると走行距離は短くなってまいりますが、坂が多く、冬場の雪道や融雪剤による影響から足回りに限界が来てまいりますので、概ね15年及び走行距離20万キロメートルを超えた段階で更新を検討しております。古川1号車及び2号車についてもスクールバスの更新計画に基づき、来年度以降の更新を検討しているところです。

〔教育委員会事務局長 野村賢一 着席〕

○9番（前川文博）

2つ答弁いただきました。トランクの荷物ですけど、私も最初聞いたときは何かほかの物が落ちたということを知ったんですが、いろいろと調べたらトランクの荷物だったのかなという話があったので、先ほど言いましたが、聞いた話でどこまでの確認は取れていませんでしたので、落ちていないのならないでいいのですが、バスの更新は15年もしくは20万キロメートルを目安ということでよろしかったですか。確認します。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（野村賢一）

はい。現在のところ、その予定でおります。

○9番（前川文博）

そうしますと1号車26万キロメートル、2号車23万キロメートルということですけども、年数からいくとまだ1年、2年あるかなというところかなと思うのですが、この20万キロメートルを超えてきて、今距離を聞いて結構走っているなと思ったのですが。どうなんですか、この20万キ

ロメートルいきそうだとした頃に更新計画を立てて変えるとか、そういったことは計画自体されなかったのか。15年行くまでは20万キロメートルというのは関係なくいくという方針なのか、その辺はどうですか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（野村賢一）

従前はもう少し短い距離であったと記憶しておりますけども、最近車の寿命も延びまして、大分長い距離も走れるということですが、やはり先ほども答弁で申しましたけども、道路の状態、いろいろな環境によりまして車の状態も変わってきます。それで20万キロメートル目安で、一応1年の年間走行距離というものは大体決まっておりますので予想はつくんですけども、やはり財政的な面もございますし、我々のほうでは一応走行距離を目安にして更新時期を考えますけども、現実的には車の状態を見て変えるようなこともありますので、一概に何年後とはっきりは言えないんですけども目安として更新時期を決めております。

○9番（前川文博）

分かりました。20万キロメートルでいきなり走れなくなるとか、そういうことではないと思いますのでいいんですが、ただ、やっぱり見た目ですよね。親が行ったときにアルミテープでいうところで多分一番心配なのかなと。もうボディーがそういう状態だったら足回りどうなのというような感覚かなと思うんです。多分、私も子供を連れて行って「これで岐阜まで部活バスで行ってね。」と言われても、岐阜まで行けるのかなと思ったりします。今年も岐阜方面へ2回使って、今後は使わないという話ですけども、部活バスという制度がありますので、これは多分濃飛バスとかニュー飛騨観光とか、そういったバスを使うことになると思うんですけど、昔はこのバスが古川中学校では親が運転したというのもあった、それがなくなってきて、今新しいバスになったからこれだけ期間がたってきたということで話を聞きながら思い出しておりました。

それで1個あるのが、今1号車、2号車って大型バスで66人乗りになっていると思うのですが、この66人乗りというものは、今の児童・生徒数で言ったときに今後も必要なサイズなのか。もう少し小さいものであれば、ほかのところと入れ替えたりとか回したりできるようなところがあるのですが、この66人乗りというものが今後も必要なのかどうか、その辺をお伺いいたします。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（野村賢一）

大型バスが必要かということですが、5年後、10年後になりますと、人数は把握しておりませんが、ここ数年は60名程度必要になってきますので、今の更新ではこの大きさでやる必要があるというふうに考えております。

○9番（前川文博）

分かりました。60人乗るのであれば66人乗りが必要だということになりますので、この先、変えてから15年ぐらいはそれでいくことにはなりますが、あと更新時にいろいろと計画を練り直してコストの安い、そしてちゃんと手入れをしていけるというようなものにしていただければいいと

思います。

今バスの運転手もそうですけど、トラックとかで2024年問題で結構いろいろ言われていて。バスのほうも今まで1日16時間まで拘束できたというものが、2024年からは上限15時間。14時間以上の拘束は月3回までとなると、部活バスとして神岡から出ていったものも、16時間は今までオッケーだったけど使えなくなるとかまたいろいろなことが出てきますし、いろいろな意味でこのスクールバスの運転手の方には、学校の児童・生徒を運ぶということでお力をいただいておりますので、今後も何とか確保していただいて、安全な運行を続けていただきたいと思いますので、教育委員会の人力を期待しまして次の質問に移らせていただきます。

それでは2点目、観光地における非常時の連絡手段と熊対策ということで4点お伺いいたします。1つ目、池ヶ原湿原、天生湿原での非常時の通報手段。2つ目が狩猟免許補助金の実績と活動状況。3点目は、熊対策などの実績。4点目は、バイオトイレの使用再開についてということです。

今テレビでも、熊、熊、熊とって熊報道が多いです。今日も宮川町森安で親子の熊が出たということがメールで入っていましたが、先日北海道では、恐れられていたOSO18が駆除されたというニュースが流れました。仕留めたのは役場の職員で、OSO18とは気づいてなく後々知ったというのは皆さん周知のことだと思います。地元の方は一安心したもの、さらにこれを上回る熊がいるのではないかとされておりまして。このOSO18は頬に真新しい爪痕が4本ほど残っていて、片方の耳がちぎれていた状態であったそうです。前日にこの場所で親子熊2頭が目撃されていて、現場付近は警戒中であったと聞いております。この親子熊と喧嘩して弱っていたのではないかとされているようです。また、最近では、旅館のロビーに熊が入り15分ほど居座りソファでくつろいでいる様子も撮影されていました。一步間違えば人間と接触しかねない状況であったようです。この個体は耳にタグがついており、一度捕獲された個体が放されたものではないかと聞いております。人間を怖がらない熊が増えていると思われ、今後の対策が重要になってくるのではないのでしょうか。

そこで1点目、天生湿原、池ヶ原湿原での非常通報の手段はということです。飛騨市には湿原が3つあります。神岡町の深洞湿原は大規模林道のところにゲートがあり、自由に入れる場所ではありません。池ヶ原湿原と天生湿原は観光地として整備され、自由に入れる観光資源となっています。しかし、どちらも電気や水道などのインフラもなく、携帯電話もエリア外となっています。管理人が常時いて対応しているのではなく、自由に入れる観光地です。ここで足を滑らせてけがをしたり、熊などに遭遇して攻撃されたときに連絡を取る手段がありません。数十分かけ車で下山し通報するしか手段がありません。このときに車が運転できる状況であれば下りてできるのですが、非常時に通報するシステムなど、今後考えていく予定はあるのかないのかお伺いいたします。

2点目です。狩猟免許補助金の実績と活動状況です。獣害対策として狩猟免許取得に対する補助制度があります。もろもろ含めて上限が50万円。免許取得後は有害駆除などの業務を行うこととなります。補助制度上で活動実績など報告があると思いますが、どのようになっているのでしょうか。現役世代で免許を取得した場合、現在の仕事や業務が優先されることもあり、有害駆除業務になかなか参加できないことも考えられます。昔のように狩猟免許所持者が大勢いればいいの

ですが、現在は人数が少ない状況です。過度な負担をかけず、免許所持者を増やしていくことが必要と考えられますが、何か対策は考えているのでしょうか。

3点目です。熊対策などの実績です。熊などの駆除件数はどれぐらいになっているのでしょうか。熊の出没が多すぎて通報しない地域もあります。そういった地区の出没状況などはカウントされていません。それにより、有害駆除の許可数が増えないのではないかと聞いたこともあります。どのような対応をしたら許可数を増やせるのかお聞きいたします。

4点目です。バイオトイレの使用再開です。池ヶ原湿原のバイオトイレは現在稼働していません。駐車場に仮設トイレが置いてあります。せっかく作ったバイオトイレですが、稼働できない原因は何でしょうか。今後、対策をして使えるようにしていく必要があると考えますが、どのような予定でしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

私からは1点目の池ヶ原・天生両湿原における非常時の通報手段についてお答えします。

現在、両湿原においては、安全パトロール員に対しデジタル簡易無線を貸与し、有事の際には活用いただけるようにしていますが、この対応で賄えるエリアは極めて限定的であることから、かねてから複数の移動体通信事業者との間で携帯電話の通話エリア拡大に関する協議を進めてきたところであり、本年度も当初から改めて交渉を進めてまいりました。しかしながら、いずれの事業者からも住民の居住地ではないことや電源の確保も含め、事業費が莫大な金額になることなどを理由に事業化の見込みが立たないとの考えが示されており、エリア拡大は非常に困難な状況です。

他方で、新たな技術を用いた対応として、LPWAと呼ばれる無線規格を利用し、低消費電力で遠距離通信が可能な緊急通報機器の導入や、衛星ブロードバンドインターネット機器を用いた通信などの提案をいただいております。今後は、実際の利用に耐え得るかの確認や、事業費の試算など実証実験等を踏まえながら慎重に検討してまいりたいと考えています。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

◎議長（住田清美）

続いて答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

私からは、2点目、3点目のご質問について、2点目の狩猟免許補助金の実績と活動状況からお答えします。狩猟免許取得の補助を創設した平成29年度から昨年度までの6年間で28名が補助を活用し狩猟免許を取得しており、今年度は5名の方から狩猟免許取得の相談を受けております。狩猟免許取得後は猟友会に所属されるとともに、市鳥獣被害防止計画に基づく「飛騨市鳥獣被害対策実施隊」として任命し、鳥獣の捕獲や追い払い、見回りなどの活動をしていただいております。飛騨市鳥獣被害対策実施隊としての活動実績は、毎年、市へ提出いただく報告書により把握しておりますが、議員ご指摘のとおり、各個人の事情もあり、活動には個人差が見られる現状に

あります。このため、まずは活動に個人差が生ずる諸事情を把握することから始めて、限られた人数で効率的な活動を行うために何が必要かなど、鳥獣被害対策実施隊の皆様と意見交換を行ってまいります。

3点目の熊対策の実績についてお答えします。今年度の熊の捕獲頭数につきましては、これまでに古川町で10頭、宮川町で3頭、神岡町で21頭の合計34頭となっています。熊の捕獲許可は農作物への被害や人的被害の恐れ等がある場合のみに発出できることとなっており、目撃情報を基に許可数を増やすことはできません。一方で、こうした被害を未然に防ぐためには、目撃情報を把握することが重要であると考えております。

議員ご指摘のとおり、熊の目撃情報の通報に関し地域差があることは、課題の1つであると認識しています。このため、まずは同報無線や広報誌等を通じ、いま一度、市民の皆様に対し熊を目撃した際には市または鳥獣対策サポートセンターに情報提供していただくよう周知を行ってまいります。また、こうして集まった情報を基に熊による被害発生の可能性がある地域がある場合は、鳥獣対策サポートセンターによる現地確認を行い、必要に応じて誘引物となる果樹等の除去への支援や、わなによる捕獲などの対策を講じてまいります。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

◎議長（住田清美）

続いて答弁を求めます。

〔宮川振興事務所長 平田直久 登壇〕

□宮川振興事務所長（平田直久）

それでは、私からは4番目のバイオトイレについて答弁をさせていただきます。

池ヶ原湿原のバイオトイレは、旧宮川村時代にくみ取り式トイレとして整備したものを、平成17年度に衛生面の機能向上を目的に、バイオを利用した処理水を使用する自己完結型循環式水洗トイレとして改造したものです。

バイオの活動を活発化させるためには、ある程度の水温が必要であり、水温確保用ヒーターのほか、送水ポンプやブローワーを稼働させるための電力が必要でしたが、商用電気の普及していない現地において、自家発電機によりこれらを賄う電力を確保するしか手立てがありませんでした。しかしながら、繁忙期のゴールデンウィークの時期は、外気や処理水が低温であることに加え、利用者数が想定域を超えていたためバクテリアの処理が追いつかず、処理水の色や臭いが取り切れない状況が続いておりました。また、閑散期はその逆で、利用者数が想定域に達しないためバクテリアが活動しないことに加え、少ない来場者のために発電機を稼働させるコストの問題。さらには、納入業者の廃業もあって専門的なメンテナンスも受けられない状況にありました。このため、平成30年度より現在のような移動式の仮設トイレを借り上げて対応しているところです。

議員ご指摘のように、今後対策をして使うことも案としてはありますが、今申しあげましたような事情に加え、当該トイレは豪雪対策のため1メートル程度の高床式になっており、バリアフリー対応のトイレとしての利用に適さないことなども考え合わせますと、再利用は困難であると考えております。

今年度、ソーラーシステムにより送水、圧送ポンプを備えた移動式仮設トイレを検証用として設置してみたところ、何ら問題なく稼働したことが確認できました。既設トイレを設置した頃は

技術的に相当進歩していますので、今後は固定式、移動式のいずれにするかの検討を含め、ソーラーシステムを備えたトイレの設置を第1候補として検証を重ね、来場者が快適な環境の中で宮川町の貴重な自然資源をゆっくり楽しんでいただけるようにしていきたいと考えています。

〔宮川振興事務所長 平田直久 着席〕

○9番（前川文博）

4点回答いただきました。それではまず1つ目ですけれども、非常時の通報ということでパトロールの方がデジタル無線を持っていらっしゃるって、いらっしゃる間は連絡できる体制だというのは分かります。これまでに携帯電話会社ですね、そういったところも話してあるけれども、金額が大きい。電気を引くのにもお金がかかるから電気を引けないということも今まで何度も話は聞いてきております。

今ほどあったLPWAを使ってという話ですが、私、これ初めて聞くものなのですが、どういったものでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

ただいまのは省電力の子機同士を何台も、いわゆるエリアにメッシュのように置くわけです。そういったエリアを作るわけですね。この距離がワット数にもよるんですけども、見直しにもよるんですけども、10メートルとか500メートルとか、いろいろな距離があるのですが、そういったものを置くことによって、ある一定のエリアが通信できるエリアになるというようなものです。

ただ、これについても省電力ですので、データの送る量というのが小さく限られているそうです。それから、いずれにしても商用電力がないものですから、毎日毎日置いてあるところへ行って、バッテリーを交換しなければいけないという手間もあるというようなことから、一応ご提案をいただいているんですけども、今後どうかなということもあります。

いずれにしても、先ほど申しましたとおり、もう一方は衛星回線を使うという手もあるんですけども、衛星回線は空さえある程度開けていればいいんですけども、行って帰ってきたときに、アンテナで受けるんですけど、ここから例えば自分の携帯へ行くんですけども、この間がWi-Fiなんです。そうすると、いずれにしても受けたところからのエリアというのが恐らく10メートル以内というようなことですので、山へ行った方がもしけがをされても、当然ここには通じないということですから今の無線とあまり大きな差異はございません。こういったことを踏まえて何が一番いいか、今後の新技術の発展を期待しながら勉強していきたい、研究していきたいと思っているところでございます。

○9番（前川文博）

場所が場所ですので、電源の問題が多分出てくるんですよ。あそこは結構、駐車場のところはちょっと開けていますけど、衛星電話を置いても夏だと上が葉っぱで通じないというようなこともあると思いますけど、やっぱりあそこでけがをして連絡手段がないということが、次の日に誰も行かず2日後に発見されたとかってなると、そのほうが大変ですので、今いろいろなシステムを見て慎重に検討ということでしたので、いろいろ検討していただいて対応できるのであれば早めにやっていただきたいなというふうに思います。



それから、今度は2番目、3番目の狩猟免許のほうですけども6年間で28名で、今年5名ほど相談していらっしゃるということでした。個人の事情を把握して活動のほうをとということですが、やっぱりここが一番重要だと思うんですよ。今なら免許取りに行く時間はあるけど、実際活動するのは定年になった頃からはたいなとか、そういう思いで取られる方もあると思うんですね。でも今は人数が少ないので、取ってくると活動してよと思う方もいらっしゃるわけですよ。そうすると何で免許取ったのにやってくれないのという話も出てくるし、でも取った人は取った人で、私はこの日は仕事なのでできないんだというふうになると、そこでの思い違いでということも発生していきますので、その辺をきちんと整理してもらって、中での運営をうまくいくようにしていただきたいんですが、何か対策ではないですけど、何か考えていますか。今は情報を把握していくというぐらいのところですか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

議員おっしゃるとおり、まず皆さんそれぞれ諸事情があって、その辺りに私どもとかサポートセンターが入りまして、どういった状況にあるかというそれぞれの端緒を多く集めて、コミュニケーションも含めて円滑にしていきたいというのがまず答弁の詳細でございます。

それから、それを踏まえて来年度、これから予算編成に向かうわけですが、どういったことができるのかも含めて、例えば報酬なんかも具体的に調べて、実績に応じたやり方があるかとか、その辺りも含めてこれから検討を進めてまいりたいと思います。

○9番（前川文博）

もう1点、先ほど熊の捕獲が古川町で10頭、宮川町が3頭、神岡町が21頭の合計34頭という話でしたが、これは捕獲したということですが、駆除したという意味でしょうか。それとも捕獲して奥へ行って放したということなのでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

まず捕獲して、その後、そのあと止めさしをするかどうかということのところだと思うんですが、手元で全て止めさしをしたのか、あるいは一部山に帰したのかというのはちょっと分かりませんが、ほぼ止めさしをしているというのが実情でございます。

○9番（前川文博）

ほぼ止めさしをしてあるということであれば、放したのは数頭ということなのでいいのですが、逆だとせっかく捕獲してもほとんどまた戻って数変わらないのではないかということになりますので、できるだけ数を減らしていただいたほうがいいのかというふうに思います。

それから、今度は4点目のバイオトイレですけども、平成17年に作ったという話でした。聞いていて思ったんですけど、その作った当時に水温がある程度必要だということでヒーターを使わなければいけない、送水ポンプを使わなければいけない、電力が要りますよということがあったのに電気がないところに作ったということなんですが、その当時はこれを動かすために発電機が何かでやられたんですか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□宮川振興事務所長（平田直久）

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、商用電力がないということで自家発電装置ということで発電機を購入しまして、そちらのほうで対応しておりました。

○9番（前川文博）

それで平成30年から仮設トイレ、駐車場の端に置いてある白いやつですよ。これを設置して今利用していると。たしかゴールデンウィークとか人の多いときは、もう少し増設して対応されていたんではなかね。それ1つでやっていらっしゃったんでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□宮川振興事務所長（平田直久）

トイレの数についてでございますけども、4月から6月の間につきましては、洋式のトイレを2基設置しております。それから4月から10月の間につきましては、多目的ということで車椅子対応が可能なトイレを1基設置をしているということで、合計3基。今年度につきましては、検証用ということで4月～5月の2か月、ソーラーのついたものを1基例年よりも多く設置をしておいた状況でございます。

昨年度につきましては、その検証用のものがなかったわけですが、トイレについて順番でずっと並んでいて苦情があったとかそういったことはお聞きしておりませんので、数的には足りておるといふふうに思っております。

○9番（前川文博）

分かりました。それで対応できているので、今度は今のバイオトイレをもう使わないなら使わないで壊すとか、解体をしていかないと、ずっと残すわけにはいかないと申しますし、場所も場所ですので、そっちの対応も考えていただきたいなと思います。

それでは次の質問に入ります。3点目です。船津火災跡地の活用と看護師住宅整備についてということです。4点ございます。1つ目、船津火災跡地の利活用の方向性。2点目、残地建物と段差の整備について。3点目、10年一括借り上げ住宅の費用負担。4点目、現在の医師住宅と看護師住宅の活用についてです。

令和2年5月24日に発生した船津火災、13棟が焼ける大きなものでした。その後、市で土地を買い上げ、解体工事が進み、当時は相続人不明であった1棟が未解体で残っています。土地は5メートル以上の段差があり、利活用するには擁壁の改修など費用負担が大きいところです。相続人不明であった1棟も譲渡を受け、現在は市の所有となっております。この火災跡地の利活用が決まった段階で解体作業も進めていく方向性が表明されていきました。現在は無料の駐車場として、買い物などの市街地利用者に開放しています。この件については私、令和2年6月と令和3年3月の2回質問しておりますので、今回、最後になると思っておりますが質問で確認をさせていただきたいと思っております。

1点目です。船津火災跡地の利活用の方向性ですが、今回の補正予算で一般会計から市民病院会計に3,500万円の繰り出しがあります。医療従事者職員の住宅整備のようですが、この3年間で

どのような協議がされて、医療従事者用を含む集合住宅整備の方向性となったのでしょうか。また、3,500万円の内訳はどのようなものかお伺いいたします。

2点目、残地建物と段差の整備についてです。この土地には5メートル以上の段差があります。現在の擁壁は石積みなどの昔ながらの工法で造られたものです。地震などの災害に対応できるものではありません。また、未解体の1棟の解体工事が必要となります。事業を行う前には解決しておく課題と考えますが、どのようにされるのでしょうか。

3点目、10年一括借り上げ住宅の費用負担です。現在は医師住宅が建設中です。1LDK2部屋、2LDK2部屋の合計4部屋。民間事業者が建設し、10年一括借り上げの方式で行われます。今回の医療従事者用住宅は、医師住宅と同じ10年一括借り上げ方式を考えているのでしょうか。また、賃貸金額については、市の職員が部屋を借りるのと同じ住宅補助形式でよろしいでしょうか。

4点目、現在の医師住宅と看護師住宅の活用です。新たに医師住宅4部屋と医療従事者用住宅が6部屋できます。令和4年12月の水上議員の一般質問で「現在の住宅は27年から29年ほど経過し、耐用年数を超えている。新たな建物ができれば利用する予定がなく、基本的には取り壊し利活用したい希望があれば譲渡も含め検討する。」と答弁があります。普通の木造住宅では、30年程度で耐用年数が過ぎて取り壊すなんてことはありません。リフォームしたりして住んでいるのが現状です。現在は世帯用の医師住宅が4戸、単身用が4戸、看護師住宅が6戸であり、医師住宅は8部屋中2部屋が空いているだけです。看護師住宅も6部屋中半分程度空いていると聞いております。しかし、使い勝手が悪いなどで、何名かの方はそこに入らず民間の賃貸住宅に入居していらっしゃいます。また、医師は定期的に変わっていかれます。その際に少し部屋数に余裕がないと、今後入れ替わるときに空き部屋がないということで、うまくいかないときが出るのではないのでしょうか。これは看護師住宅、医療従事者用住宅も同じだと思います。新しい住宅ができれば、現在の住宅は空き家となります。これまで居住中であつたため、工事ができない部分もあつたかもしれません。無人であればリフォーム工事もでき、今の時代に合った間取りにすることも可能ではないのでしょうか。取り壊しや譲渡を考える前に、病院の今後を考え、他地域からの職員確保をするには住宅整備がさらに必要と考えますが、これらを活用していくことは考えているのかお伺いいたします。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔神岡振興事務所長 三井大輔 登壇〕

□神岡振興事務所長（三井大輔）

私からは、1点目の船津火災跡地の利活用の方向性についてと、2点目の残置建物と擁壁の整備についてあわせてお答えをいたします。

火災跡地の活用については、神岡町の各種団体や近隣住宅などの方にアンケート調査を実施し、その結果を基に庁内で協議を行い、集合住宅の整備を第一に検討を続けてまいりました。その過程においては、市民病院の研修医住宅の整備で実施した手法をモデルにし、民間集合住宅を一定期間、一定戸数借り上げを条件にその整備を公募とすることを前提として、これまで市内外の不動産事業者等にヒアリングを重ねまして、採算性も含め、その手法が可能であるかどうか

について時間をかけて慎重に検討してまいりました。

その結果、集合住宅の整備を行うことが可能であるという見込みが立ちましたので、医療従事者の安定的な確保のため市民病院が必要とする単身用6戸を整備する方針とし、あわせて一般貸付住宅の整備の提案を求めることで、大きな課題である神岡町内のアパート不足に対応するとともに、中心市街地の活性化に寄与することを目指すことといたしました。

病院会計繰出金の内訳は、擁壁改修を含めた宅地造成費及び病院事業の負担軽減を図るための前払い家賃を合わせて3,500万円としております。このうち、宅地造成費が8割以上を占めると思われますが、民間による整備によりコストダウンを図り、前払い家賃分をより増やすことができるのではないかと期待をしているところでございます。

次に、残置建物と段差の整備についてですが、議員ご指摘のとおり、既存の石垣は岐阜県建築基準条例に適合しておらず、宅地造成には擁壁の改修及び既存建物撤去は必須事項となっております。ただし、市で実施するよりも、こうした集合住宅整備と併せて実施することで諸経費等の軽減を図ることが可能であることと見込めることから、一括工事として整備する方針といたしました。

〔神岡振興事務所長 三井大輔 着席〕

◎議長（住田清美）

続いて答弁を求めます。

〔病院事務局長 佐藤直樹 登壇〕

□病院事務局長（佐藤直樹）

私からは、3番目と4番目の2つをお答えさせていただきます。

まず3番目、医療従事者用住宅の整備方式についてですが、船津火災跡地に整備予定の医療従事者用住宅は、現在整備中の医師住宅と同様に、直営建設方式ではなく、市の求めに応じて民間事業者が建設した集合住宅を一定期間、一定戸数を借り上げる方式を予定しております。これにより、民間の柔軟な手法やノウハウを生かした整備を進めるとともに、将来にわたる維持管理費用と業務の両面から負担の軽減を図りたいと考えております。

医療従事者用住宅として、市民病院が10年間一括で借り上げることとなる6部屋は、「飛騨市医師等住宅の設置及び管理に関する規則」にのっとり、入居者から一定額の家賃を病院に支払ってもらおうこととしており、職員が民間賃貸住宅を直接借りた場合に支給される住居手当の手法とは異なるものとなります。

続きまして4番目、現在の医師住宅と看護師住宅の活用について。現在の医師住宅、看護師住宅の建物の今後の活用について、議員ご提案のように、これらの住宅をリフォームし再利用することで、採用や退職に伴う引っ越しの際に入れ替え用の余裕が生じるなどの効果が生まれることはそのとおりであると思います。しかし、研修医住宅の整備以降、民間事業者が整備した住宅を借り上げることとしておりますのは、病院職員の負担を軽減することにも大きな目的があるものです。市の財産である場合、例えば水回りの不具合や建物の破損、降雪時の除雪対応などについて、その都度、職員が電話を受けて現場に走り対応しなければならず、実際に大変な負担になっておりました。しかも、修繕が必要となれば、見積もり、予算要求、工事の発注、予算執行の事務負担も極めて大きくなります。医師住宅、看護師住宅を引き続き市で保有することとなれば、

この負担は軽減されることはないということになります。

したがって、議員ご指摘のような利点はあるにしても、それをこうした負担と天秤にかけた場合、財産を保有し続けるほうがマイナスが大きくなると考えております。

なお、市内の社会福祉法人等が従事者用住宅を探しているとの声も聞いておりますし、慢性的なアパート不足の中で民間事業者の活用についても打診する価値はあると考えており、譲渡による活用が図られるのであれば、それは望ましいことであると考えます。いずれにいたしましても、今後の利活用等については地域全体に最善となる方向性を検討してまいりたいと思います。

〔病院事務局長 佐藤直樹 着席〕

○9番（前川文博）

4点回答いただきました。まず1点目、2点目のほうからですね。3,500万円の内訳は8割が擁壁の改修で、残りが前払い家賃ということでございました。これを民間事業者がやれば安く終わるのではないかと期待もあると思うのですが、安くなったとかどうかというのは、市のほうでは管理ではないんですけども、そういうことは分かる状態になるのでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□神岡振興事務所長（三井大輔）

そうした事業費につきましては、プロポーザルコンペの中である程度把握できるような形でできるようにしたいと考えております。

○9番（前川文博）

そこが分からないと、出して民間でやっても安くなったというところが出てこない、前払い家賃として入る分が増えないと何もメリットが出てこないと思いますので、そこはぜひ把握していただくようなやり方でしてもらいたいと思います。それが民間でやるというメリットになってくるのかなというふうに思います。

それで、今の住宅ですけども、これについては1Kで20平米以上ぐらいのものという話がありましたが、民間事業者が建てて提示する家賃上限、この前払い家賃を含めるのか含めないのか分かりませんが、上限はどれぐらいでということの思いはありますか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□神岡振興事務所長（三井大輔）

こちらにつきましては民間の受託分もございますので、6万円程度が妥当ではないかなと考えております。その分から、家賃分の負担が減るというふうに考えております。

○9番（前川文博）

そうすると、前払い家賃も込みで6万円ぐらいが上限で考えているということなので、前払い家賃の分を引いたら実際は5万円ぐらいになるとか、4万5,000円になるとか、そういう認識でよろしいですか。前払い家賃を入れて6万円ぐらいの家賃になっていくのか、どちらでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□神岡振興事務所長（三井大輔）

前払い家賃の分が、家賃分から引いた分を病院のほうに負担していただくという形になると思います。

○9番（前川文博）

今の聞いている話でいくと6万円ぐらいが家賃の金額で設定すると、単純に1万円ぐらい前払い家賃が月に入ると考えると、5万円ぐらいが病院の負担になるというような感覚で私は受け取らせていただきました。

次に3番目、4番目のほうにいくと、医師住宅と同じ感覚で民間を一定期間借り上げると。研修医住宅と同じ感覚でやっていきますと。それで維持管理を低減していくということでした。医師住宅4部屋と医療従事者向け6部屋で、全部で10部屋ですけど、今の状況を考えると、ここに希望する方は大体入ってしまえる状況ですか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□病院事務局長（佐藤直樹）

現時点の入居者等を含めたところでは、要望する人は入れる見込みです。

○9番（前川文博）

使い勝手が悪いとか、そういうことで民間に入っている方もここに入れるのであれば多分本人の負担は減るのでいいのかなと。場所も歩いてでも自転車でも行ける距離になると思いますので、その辺はぜひ入れるように数を調整していただきたい。6部屋と決まっていますので、これを増やしてくれというわけにもいかないと思いますが、希望者は入れるというようにいいものになればいいなと思います。

4点目の今ある住宅の利活用ですよ。マイナス要因が多い。これは当然今まで言っていた話なので、そこを活用すると。病院の職員が行って掃除したりいろいろなことをやらなければいけないので、その手間を省くために民間の借り上げをやっているということですので、その方向ならその方向できちんとそれでいっていただければいいんですが、先ほど譲渡できるのが望ましいということでした。昔の研修住宅も貸し出しをしていると思うのですが、この市の財産を譲渡というのは簡単にできそうなものですか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□病院事務局長（佐藤直樹）

いろいろな調整は必要になると思いますが、相手方が社会福祉法人とかそういった法人であったら可能であると考えております。

○9番（前川文博）

分かりました。相手先にもよるとのことだと思います。そういう法人で必要だと思いますので、早めに対応していただいて、手放すものは手放すということで飛騨市も身軽になることも必要だと思いますので、その方向で進めていただきたいと思います。

それでは4点目に入ります。グラウンドのくぎ対策ということ。これは1つの項目です。学校の授業中などにグラウンドでのけがが全国で発生しております。市内のグラウンドでも過去

に町民運動会や学校行事において、目印のためにくぎにテープをつけて打ち込んだこともあります。それを全て抜いたかどうかというのは多分誰も記憶がないのではないかと思います。また、抜こうとしたらテープだけ取れてくぎだけ残ったとか、そういったことも数多くあったと思います。私、小学校、中学校時代には学校行事としてグラウンドでテントを張っているいろいろやったりして、いろいろ打ち付けました。ペグとかは大きいので抜いて帰っていますが、何を打ったのかもあまり覚えておりません。それで、何を何本使ってどれだけ回収したのかというのは誰も把握してないと思います。児童・生徒が大けがする前にグラウンドの安全確認をしていくべきだと思いますが、飛騨市の対応はどのようになっていますか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 野村賢一 登壇〕

□教育委員会事務局長（野村賢一）

グラウンドのくぎ対策についてですが、グラウンドと都市公園がございますので、私からは教育委員会事務局所管のグラウンドについてお答えします。

まず、学校施設のグラウンドです。学校のグラウンドにおいては、今年4月に東京都の小学校において体育の授業中に転倒した児童が、校庭に放置されたくぎで裂傷を負うという事故を受けまして、5月12日の文部科学省からの事務連絡に基づき、5月18日、各小・中学校に対し「校庭等における危険物の確認・除去等について」として安全点検の徹底を依頼したところですが、先般8月の公園グラウンドにおける同様の事故報道を受けまして、改めて8月23日にも各小・中学校に対し、同様の事故防止措置を依頼いたしました。

学校の対応としましては、毎月の学校施設定期点検時における安全点検のほか、8月から9月にかけて職員・児童・保護者・地域ボランティア等によるグラウンドの危険物確認を行い、うち4校において危険と判断されるくぎが見つかったため、これらは全て回収、撤去を行ったところです。

今後の対策としましては、定期的なグラウンド危険物の確認を徹底していくとともに、学校グラウンドは一般開放施設としても利用されることも多いことから、利用団体に対してもこうした危険物の確認、撤去について依頼してまいりたいと考えております。

次に、社会体育施設のグラウンドです。先般の報道の内容を受けまして、まず競技用にくぎを設置されている可能性のあるグラウンドを確認し、指定管理施設も含め、古川町4施設、河合町3施設、宮川町4施設、神岡町3施設、計14のグラウンド施設について、8月30日と9月4日の2日間にわたって、目視及び金属探知機を使用しての調査を実施いたしました。特に頭が出ているくぎがないか念入りに調査しました。結果、野球場などで危険と思われるくぎ30本程度を撤去しました。ただし、社会体育施設の場合、競技団体においては目印としてのくぎの設置が不可欠なグラウンドもあります。その場合は、くぎがしっかり打ち込んであるか、目印の紐などが完全に地表に出ているかなどを確認しました。

今後の対応といたしましては、スポーツ協会を通じ、グラウンドを利用する各競技団体に対し、競技のために設置したくぎ等の安全点検の徹底と危険物の撤去について依頼を行うとともに、市及び指定管理者が管理するグラウンドについては、日頃の施設整備点検時において危険箇所がな

いか確認し、事故を未然に防ぐよう努めてまいります。

〔教育委員会事務局長 野村賢一 着席〕

◎議長（住田清美）

続いて答弁を求めます。

〔基盤整備部長 森英樹 登壇〕

□基盤整備部長（森英樹）

続きまして、都市公園におけるくぎの対策についてお答えします。

8月2日の新聞報道を受け、都市公園で地表付近にくぎが設置されている可能性のある公園をリストアップした結果、現在グラウンドゴルフやゲートボールを行っている公園は、古川町に4か所、神岡町に2か所あり、過去に行っていた公園は古川町に7か所、神岡町に5か所あることが分かりました。

このため、まず8月3日に現在行っている公園について目視によるくぎの設置状況調査を実施し、対象の6公園にくぎが設置され地表から突き出ているものも確認しました。また8月31日には、過去に行っていた公園3か所について金属探知機による放置くぎの調査を実施したところ、2か所には確認できませんでしたが1か所から10センチメートルから20センチメートル程度のくぎ等が36本埋まっていたことを確認し、直ちに撤去いたしました。

今後の対応としましては、過去にゲートボール等を行っていた公園12か所について土木業者等に調査・撤去作業を委託する予定です。委託費につきましては、見積もりを徴収したところ約90万円ほどであり今年度予算にて対応いたします。また、現在グラウンドゴルフ等を行っている公園につきましては利用団体に対し行為の危険性や責任について認識していただき、撤去もしくは適切な管理をしていただくよう周知してまいります。

〔基盤整備部長 森英樹 着席〕

○9番（前川文博）

回答いただきました。今のグラウンドゴルフとかをやっているところは定期的に使われると思うんですけども、子供がピッと抜こうとしたら怒られたということもあたりして簡単に抜けやすいものがあるみたいなんですけど、安全確認上どの程度、こうやって抜けるようなものでは駄目とか、テープはどれぐらいつけるとか、その辺の基準は作られますか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（野村賢一）

特にそういった基準を設けるつもりはありませんが、利用団体が安全だと思う範囲で設置していただければと思います。

○9番（前川文博）

分かりました。とにかく安全管理が大事ですので、今後入れるときは何本入れて何本回収したとか、団体で把握してもらうように指導していただきたいと思います。

〔9番 前川文博 着席〕

◎議長（住田清美）

以上で9番、前川議員の一般質問を終わります。



## ◆休憩

## ◎議長（住田清美）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後3時15分といたします。

（ 休憩 午後3時10分      再開 午後3時15分 ）

## ◆再開

## ◎議長（住田清美）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

10番、野村議員。なお、質問中、資料の使用願が出ておりますので、これを許可いたします。

〔10番 野村勝憲 登壇〕

## ○10番（野村勝憲）

それでは通告に従い質問します。7月の市民と議員との意見交換会で宮川町と河合町のある会場では、出席者は1人だけ。最後の7月18日の古川会場は前代未聞の出席者はゼロ人となり、議会不信の声。3年前から神岡2会場と古川1会場で市民の出席者1名、私が議員になって12年目ですが、出席者ゼロ人は初めて。場所が古川町中心街の最も出席しやすい市役所西庁舎なのに。このことは今の市政と議会に対し、市民が期待もしない諦め。

私は資料1のように7月24日から7月26日まで、同じ雪国で過去に地方創生大臣視察の自治体をメインに、観光、ふるさと納税、まちづくり、大学と企業立地、子ども議会、SDGsで新潟県、山形県、岩手県の8自治体と観光協会などを視察してきた知見と、都竹市長肝煎りの4大事業、こどものこころクリニック、猫事業、大学設立、駅東開発について、その後どうなったのか、本当にできるのか、将来市民の負担にならないかななどを参考に、大きく4点質問します。

1つ目、NHK「さくら」の再放送と観光振興について。平成14年放送のNHK連続テレビ小説「さくら」が、この9月4日から来年2月までNHK総合テレビで月曜日～金曜日の午後2時45分からの15分番組で再び全国放送。このことは多くの市民やふるさとを思う人たちの願いがNHKに伝わった結果で、再放送のお願いの署名は全部で1,860名となり、3月にNHK放送局に提出され、私も署名活動を12月下旬から開始し、飛騨市内はもちろん、2月26日、岐阜県庁で開催されたユネスコ登録記念シンポジウム会場を含め、約2か月半で全体の8割に当たる1,460名の署名を集め、現在知事はじめ多くの方々に手づくりのチラシで番組のPRを兼ね、そのお礼と報告をしているところです。お会いできていない方もおられますので、この場をお借りし、お礼と報告をさせていただきます。

さて、「さくら」が放送された平成14年の飛騨市観光入込客は過去最高の165万人、古川町が119万人。また飛騨古川まつり会館は15万人で、ここ10年分に近い入館者数でした。

「さくら」は毎回20%以上の高視聴率で、古川の町並み観光に平成14年70万人、平成15年53万人が訪れ、町中は大変なにぎわいで経済波及効果も大。今回の再放送はにぎわいのある町にする最大のチャンスで、多くの市民から新たな観光振興策が期待され、私の提案を含め5点質問します。

1点目、飛騨市の新たな観光推進策は。今回視察した資料2の盛岡市は、ニューヨーク・タイ

ムズ紙の「今年行くべき世界の旅行先」1位のロンドンに次ぐ2位に選ばれ、現在アメリカはもちろん外国人客が増え、NHKはじめ各メディアで取り上げられ国内外から注目。ニューヨーク・タイムズ紙に盛岡市を推薦した記者が、盛岡市内の床屋さんとのなじみが縁と耳にし、古川町が「さくら」の舞台となった縁とよく似ており、当時、古川町役場職員だった人と、古川町出身で親戚でもあったNHK職員の人が東京の地下鉄で偶然会って話をしたことが始まり。そのことを知り、改めて今回こうした縁も生かし、さらなる観光誘客の推進策をとるべきとき。

また、資料3の遠野市は飛騨市とよく似た環境で、四季の風景と郷土の祭りをテーマに5年後の令和9年度観光入込客228万人を目標に、3月に基本計画発表。飛騨市も「さくら」再放送を機にさらなる観光誘客の推進策に取り込むときで、数値目標も入れた具体策を示してください。

2点目、郡上市、高山市と新たに観光連携を。7月中旬、古田知事は「観光・食・モノ」三位一体の「岐阜ブランド」売り込みに台湾、シンガポール、マレーシアへ出張され、台湾へは高山市長と白川村長も同行。「なぜ同じ飛騨なのに飛騨市は行かなかったのか。」の声を聞きます。「さくら」のロケ地はご承知のように高山市と郡上市も入り、当時は岐阜県初の舞台となった。2月26日、県庁でのシンポジウムは、昨年11月、「郡上おどり」がユネスコ登録を記念しての開催。ユネスコ登録された高山祭や古川祭保存会の人たちも参加し、大型バスで来られた郡上市の人たちともコミュニケーションが取れ、「さくら」とユネスコを縁に郡上市、高山市、飛騨市で新たな観光連携をしたら。

3点目、町歩き促進の看板とサインデスク展示について。古川町の落ち着いた雰囲気町の並みと大イチョウ、桜、川など1時間でも長く楽しんでもらうため、さくらと慶介が出会った福全寺跡の大イチョウ、さくらの下宿先、三嶋和ろうそく店、さくら役の高野志穂さんが植えた荒城川沿いの桜の木などの前に案内看板を設け、出演者やスタッフ全員が記念のサインをしたデスクを古川まつり会館や匠文化館で展示し、ドラマ「さくら」を思い出してもらったらいかがですか。

4点目、飛騨市でNHK「のど自慢」開催について。コロナ禍で、ようやくマスクなしの催しが全国で展開。市民から「NHK「のど自慢」を飛騨市で。」の声が出てき、古川町時代の開催以来、合併してからはありません。合併20周年を記念し、飛騨市文化交流センターでの開催をNHKにお願いしたらいかがですか。

最後に、飛騨市がロケ地の「雑魚どもよ、大志を抱け！」について。日本や世界で大きな話題となった「さくら」やアニメ「君の名は。」には古川町、飛騨市から制作協力金など一切出ていません。しかし、飛騨市が制作協力金として1,395万円支出した「雑魚どもよ、大志を抱け！」が、この3月から東映系の映画館で上映されているようですが、マスコミや市民からその人気や話題が出ていません。現在どのような状況で、観光面あるいは地域にプラスになっているのでしょうか。以上です。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畑上あづさ）

私からはまず、「さくら」の再放送決定後の状況についてご説明させていただき、ご質問の答弁に入らせていただきたいと思います。

野村議員には、再放送を求める署名活動にご尽力いただき、多数の署名を集めていただきありがとうございました。この場をお借りしまして、改めてお礼を申し上げます。再放送決定のお知らせを受け、積年の望みがやっとでかない、まちづくりの上でも、観光振興の上でも大チャンスであると、早速翌日から再放送を盛り上げる企画の検討に入りました。ところが、権利処理の壁は厚く、NHKとの交渉に大変苦勞をしております。具体的には、自治体による再放送中の番組のPRはしてはならない。企業や個人であっても、番組のPRを主体的に行うことは不可。広報媒体に写真やロゴの使用も認められないという状態で、様々な提案もほぼ実現できない状況にあるのが現状です。しかも、特に再放送期間中は難しいとのこと。

議員の皆様にお配りいただいているチラシにつきましても、早い時期に市内に掲示されているのを確認しておりましたが、作成者が不明であったため、あえて黙認しておりました。しかし、今回発言通告をいただいた段階で、議員ご自身が作られ配布されたものであることが明らかになったことから、念のためNHKに確認をいたしましたところ、やはり認められないとの回答があったところです。

市としては「君の名は。」の際の経験を踏まえ、ロケツーリズム協議会のセミナーに毎年のように職員が参加し勉強を重ねる中で、映像作品の活用には権利処理が不可欠であることを学んできたところであり、今回の「さくら」の再放送への対応につきましても、権利処理を前提に取り組んでまいりました。こうしたことを踏まえ、それぞれご答弁申し上げます。

それではまず1点目の、新たな観光施策についてお答えいたします。昨年の6月定例会でのご質問対します答弁でも申し上げましたが、当市の観光戦略といたしましては、令和3年3月に策定した「飛騨市観光基本戦略」にありますように、「Deep Local（飛騨市を深化する）」を戦略の柱とし、飛騨市が持つ本質的な魅力をさらに磨き上げるとともに、市民の皆様のホスピタリティの高さを生かした「市民が語る観光」や、様々な体験プログラムの提供を通じて地域との関係性を強くすることで、他の観光地にはない価値を創造し、それを効果的に発信し、訪れた方に感動を与えられる観光地を目指すものとしております。

こうした戦略の考え方にに基づき、これまで磨き上げてきました薬草、広葉樹、食などの様々な地域資源をより多くの方々に伝え、感動していただけるよう、市内全体の総合プロデュース機能を担い、取りこぼしのない情報発信に努めるとともに、新たな観光消費を生み出す取り組みとして、自然や薬草をテーマとしたツアー造成を進めております。7月に開催した「天蓋山新登山道整備ツアー」は1泊2日、3万3,000円で販売したところ、定員10名に対し40名を超える応募がありました。また、先に開催いたしました「飛騨市薬草フェスティバル」では、富山をターゲットに日帰り7,000円でツアーを販売し、40名定員に対して100名以上の申し込みがあるなど、磨き上げてきた資源を多面的に活用することで、さらなる飛騨市ファンの拡大に取り組んでいるところです。

「さくら」の再放送を観光誘客のさらなる起爆剤にという思いはありますが、前段に申し上げましたとおり、権利処理の問題により思ったように取り組みを進められない状況であることはご理解いただきたいと思います。

なお、今後の数値目標につきましては、まずは観光客入込数がコロナ禍前の水準に戻るよう、観光事業者をはじめ市民の皆様と協力しながら取り組んでまいります。

次に2点目の郡上市、高山市との新たな観光連携についてお答えします。まず、広域連携につきましては、飛騨3市1村及び岐阜県で構成する飛騨地域観光協議会を中心に、関東、中部、関西、北陸をターゲットとしたプロモーションに取り組んでおります。今年度は特に北陸新幹線の金沢～敦賀間の開業や、中部縦貫自動車道の全線開通を見越し、福井県を新たなターゲットとし、観光物産展の開催や旅行事業者と連携したツアー造成などを進めております。

その中で郡上市は、ユネスコ連携はもちろんのこと、北陸と飛騨を結ぶ新たな玄関口となるため、高山市とともに連携強化を図っておりますが、こちらにつきましても権利処理の関係で「さくら」を前面に出しての連携は難しいため、これまでも実施してきましたNEXCO中日本と連携したサービスエリアでの観光PRをはじめ、郡上市と飛騨市をつなぐ旅記事の発信など、飛騨市と郡上市の観光資源の総合的なPRを継続することで、新たな周遊コースとしての認知向上に取り組んでおります。今後は、福井県も含めた広域的な視点で、引き続き観光連携に取り組んでまいります。

次に3点目のご質問ですが、案内看板の設置につきましては、先ほど申し上げました権利処理上の課題があり、新たな設置は難しい状況です。また、通常、映画やドラマを誘致した際に制作しております「ロケ地マップ」についても、権利処理の都合上制作できません。

現在、駅前商店街等に設置するタペストリーについて、何とかNHKの許可が得られましたので、準備を進めているところでございます。また、令和元年に「さくら回顧パネル展」で作成し、昨年さくら物産館でも開催いたしました「さくらパネル展」でも使用したパネルにつきましても、再度活用できるように調整をしているところでございます。なお、現在市役所ロビーにて展示しております出演者のサインが描かれたテーブルにつきましては申し上げたような事情がありますので、他の広報媒体と絡めた活用を検討しているところでございます。

次に4点目のNHKの「のど自慢」につきましては、合併した平成16年9月12日に古川町トレーニングセンターで開催をされております。「のど自慢」の開催地につきましては、毎年6月頃にNHK名古屋放送局から募集の案内が各市町村にあり、それに応募することが必要です。令和6年度の開催地は既に決定済みとのことですので、合併20周年を冠とした開催はできませんが、地元での開催は市民の皆さんに喜んでいただける番組でもあり、市民の皆さんからも時々ご要望のあることでもありますので、令和7年度以降の開催地への応募を前向きに検討してまいりたいと思います。

最後に5点目の「雑魚どもよ、大志を抱け！」に関するご質問にお答えいたします。当作品で活用いただいた「ふるさと納税活用映像制作助成金」については、ふるさと納税にメニューとして枠を設け、制作者自らが営業マンとなって寄附を集めていただき、それを原資として事業に活用していただくものであり、協力金ではありません。また、市の一般財源としての税金も投入していないものです。助成金は主に制作企画費、スタッフ及びキャスト費、放送PR経費に充てられておりますが、コロナ禍での観光客の落ち込みや、宴会等での仕出し発注が激減している中、準備期間も含め1か月以上にも及ぶ市内での撮影は、宿泊、弁当、ガソリンなど、間接的な市内消費にもつながっております。なお、当作品については、3月24日から順次全国劇場公開されており、映画指標でもあるフィルムマークスでは3.9の高評価をいただいているほか、国内外の映画祭にも出品され、高い評価を得られております。また、観光誘客に関しましては、公開以後、キ

キャストのファンの方々が聖地巡礼で飛騨市へお越しいただいているなど、SNSでも確認しております。本日発売される当作品のDVDの特典映像には、飛騨市での撮影オフショットも多数盛り込まれておりまして、公開以降も誘客につながる映像コンテンツであると認識しております。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

○10番（野村勝憲）

郡上市と高山市との観光連携ですけれども、実際私両方行ってきたんです。今回、一般質問させていただきますので、お名前を出しますからご了解いただきたいということと、署名をしていただいたものですから、そのお礼を兼ねて。先ほど申されたように、北陸新幹線が福井県まで延びました。それで関西から呼び込みたいということで、私なりに感触を得ているんですね。

それで、NHKのことは私も知っています。しかし、その放送が2月までなので、その後ユネスコと、「さくら」ということはあえて言う必要ないんですよ。そういったものは共通しています。それと郡上八幡まではせせらぎ街道で80キロメートルです。私行ってきましたけれども、桜の木もあり紅葉にいい木もあって、連泊を勧めるには非常にいいと思いますが、その点は市としてどのような考えですか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

先ほどの答弁でも申し上げましたように、今議員がおっしゃったような、郡上市との連携が取れるいろいろな観光コンテンツについても当然認識しておりますので、そういったところも踏まえまして、ツアーの造成など広域で取り組んでいきたいと考えております。

○10番（野村勝憲）

それからPR作戦ということですが、古川町時代にうちわを作ってPRしたというのは御存じですよ。私、実際うちわを持っています。ある市民から届けられました。こういうものもヒントになるのではないかなと思って。連続テレビ小説「さくら」の舞台、飛騨古川を表に作り、裏にまつり会館を紹介し、そのうちわを持ってきた人に対して、当時入館料は800円でしたけれども、700円にしますという誘客キャンペーンをされている。これは明らかに「NHKテレビさくら」という「NHK」は入っていませんけど、「連続テレビ小説さくらの舞台飛騨古川」というのを入れて、瀬戸川をメインにしてうたっていっちゃいますけども、こういうことを参考にすべきだと思いますが、その辺はいかがですか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

この「さくら」を契機とした観光誘客を図る中で、今ほど申し上げましたようにいろいろな広報媒体につきましてNHKと交渉を行っております。その中で、「NHKさくらの舞台飛騨古川」という言葉自体が使ってはならないということで、現在作成中のタペストリーにつきましても、そういう直接的な言い方を避けて、極力「さくら」のイメージが出るようなところに苦心をしましてタペストリーの制作をしております。そういったことがありますことはご理解いただきたいと思っております。

○10番（野村勝憲）

著作権云々ありますし、NHKとしては20年前も、これが作られたのはNHK「さくら」が終わってからのことだと思います。どうも2年間やられたようです。そういったところをヒントにしてやっていただきたいと思います。それと、最後の「雑魚どもよ、大志を抱け！」ですけど、ギャラも含めて例えば5,000万円なのか6,000万円なのか、全体の制作費は幾らかかったのでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

全体の制作費は承知しておりません。

○10番（野村勝憲）

協力金出しているんですから、そのくらいのリサーチをしないといてください。

それと、先週から始まっていますNHK「さくら」は、いよいよハワイから東京に移り、昨日から高山市に入ってきました。いよいよ飛騨市に入ってくるわけですね。これから古川町も舞台になってくるわけですけども、実は先週の4日から1週間のビデオリサーチを含めて視聴率が出ているんですよ。多分御存じないですよ。私、早速先ほどちょっと出て情報を取ってきたんですけど、東京、大阪、関西方面はまだ出ていませんけど、名古屋地区は、1.5%近くの数字で、個人的な考えですけども、あの時間帯では非常にまあまあなんです。それも再放送ということを知らない人が結構いらっしゃるのだからこれから伸びてくると思います。そういったところをしっかりと押さえて、要するにどのタイミングで、やっぱりこれだけ盛り上がってきているので、もっと盛り上げて、そういったもの、ご縁を生かして、私は大きなビッグチャンスだと思いますので、その辺はいかがでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

放送につきましては権利処理の関係で許される範囲で精一杯いろいろな手段を使ってお伝えをしていきたいと思っておりますし、何せ「さくら」から20年経っております、当時見ていなかった世代の方も増えてきております。ですので、そういう若い世代の方に飛騨市が舞台となった映像作品であることをお伝えして、再放送やNHKプラスなどで御覧いただけるようなことも訴求してまいりたいと考えております。

○10番（野村勝憲）

これからチャンスは幾らでもありますので、ぜひお願いします。

それでは2点目、温浴施設の入湯税と利用料金について。市は入湯税を150円から100円に引き下げ、指定管理施設3施設の入浴料金を100円値上げで考えていると発表。私は昨年12月議会で、県内10市の自治体は日帰り入湯税50円と紹介。その後、調べたところある温泉地の自治体は、入浴プラス軽食セット1,000円以下なら入湯税ゼロ円を実施し、今後、入湯税は徴収しないか、大幅引き下げの自治体が多くなると推測。したがって、私は飛騨市の入湯税は日帰り客50円に引き下げる改定案を再度提案します。

ある温泉地の民間施設はサウナ、露天風呂つきで、入浴料金は入湯税なしの430円で、地元の人にも人気。その実例を参考に民間の「たんぼの湯」は前にも言ったと思いますけど、近くに大きな建物ができた影響で鉱泉から低鉱泉に変化。さらに原材料の高騰、利用客減少で厳しい経営が続いたんぼの湯の入湯税は1日も早く10円にすべき。

2つ目、指定管理施設入浴料金の値上げは原材料高騰など、各事業所の運営が厳しいことは理解しても、100円の値上げ案は疑問で、私は一律50円の値上げにとどめるべきと考えます。道の駅併設の指定管理施設温浴施設が金山町に続き、昨年3月に美濃白川で閉館、この2月、小坂町では人気の温浴施設が燃料高で休業、ガソリンをはじめ物価高で「食費を減らすしかない。」の新聞記事のように、市民生活が苦しいとき、また、飛騨市は人口減少が一段と加速しているとき、利用客の減少が心配です。市民や事業者の声をしっかり聞き、料金を決めるべきですが。以上です。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

それでは、温浴施設の入湯税と料金等につきまして答弁させていただきます。

温浴施設の入湯税につきましては、昨年の12月議会で2名の議員から、ご質問をはじめ様々なご意見をいただいているところでございます。また、湯ったりフリーパスを契機とした市内温浴施設の利用料金についても議論があったことから、これらを踏まえ、市として改めて入湯税と利用料金のあり方を検討すべきであると考え、今年春以降、検討を重ねてきたところでございます。現時点での案については、先般の8月25日の全員協議会において、変更方針案についてご説明をさせていただきましたが、この場で改めてご説明したいと思います。

まず、今までにいただいた主なご意見といたしましては、概ね次の4点に集約されると考えております。1点目としましては、入湯税を引き下げることで料金の負担軽減としてはどうか。2つ目としては、入湯税を引き下げることで利用促進を図り、健康寿命の延命や認知症予防が期待されるのではないかと。3点目としましては、割石温泉は課税免除施設であるが、市外利用者からは入湯税を徴収したらどうか。4点目としましては、割石温泉は他の施設と同様の温浴施設であるが、課税免除は不公平ではないかと。この4点でございます。

そこでまず、各指定管理施設や割石温泉における利用状況調査を実施し、物価高騰対策会議などでの市内の景気動向や他の自治体への調査を行うとともに、入湯税を改正した場合の利用者や施設への影響など多角的な検討を進め、入湯税の変更方針と各指定管理施設の利用料金の見直しを同時に行うこととしました。

まず、入湯税における大きな変更方針としまして、1、税率を入湯客1人1日150円を100円に引き下げる。2、老人福祉センター割石温泉を入湯税の課税対象とする。3、市内に居住する年齢70歳以上の利用者を課税免除とする。4、市内に居住する身体等に障害を有するものを課税免除とする。以上4点を大きな柱といたしました。

このうち、割石温泉については新たに課税対象にすることにより不公平感を解消する一方、利用者の約7割を占める市内高齢者を課税免除にすることで、老人福祉センターとしての役割を引

き続き果たすことができると考えました。また、市内の70歳以上の高齢者や障害者を課税免除にすることで、大半が市民利用が多い中で、市民の健康増進に資することができるのと同時に、湯ったりフリーパスの継続のご要望にある程度お応えできるものと考えたところです。

その際、市の貴重な自主財源である入湯税をどこまで下げられるかが課題となります。今回の施策を実施した場合、利用状況調査の結果から、入湯客の半数以上が市内の高齢者であることから、改正案の「70歳以上の課税免除」により、実質、利用者の多くは入湯税はゼロ円となります。そうしますと、入湯税の課税は事実上、現役世代と市外の方から徴収する分を対象に実施することとなりますが、コロナ禍前の入場者数と同等の仮定を置いて試算しますと、合計で628万1,000円の減収見込みとなります。これをさらに議員ご提案の日帰り客50円、宿泊客100円で試算しますと、1300万2,000円の大幅な減収となります。

入湯税は、飛騨市のような財政力の弱い自治体においては、極めて貴重な自主財源となっています。600万円程度であれば、高齢者支援施策として何とか受け入れられる範囲であると考えますが、その倍となるとさすがに影響が大きく、財政を預かる立場からは適当ではないと考えております。しかも、応分の負担が可能な現役世代あるいは市外の方を優遇することとなり、政策的にも説明が難しいものと考えます。

次に、経営状況が厳しい事業者に対する課税免除についてのご提案がありました。入湯税は間接税であり、消費税や酒税、たばこ税等と同様に利用者に負担を求めるものです。したがって、入湯税を納める方は、温泉を利用する入湯客であり、温浴施設の運営者はそれをお預かりして市に納められておりますので、運営者みずから入湯税を負担されているわけではありません。

そのため、入湯税を下げたとしても、特別徴収義務者となる温浴事業者の収益には影響がないものと考えますし、ご指摘のあった民間事業者につきましても、新たに課税を始めたわけではなく、旧古川町の頃から一貫して納めていただいておりますので、税の性格が変わることはないと考えておるところでございます。

次に、指定管理施設入浴料金の改定についてお答えいたします。昨年度より国際的に石炭、原油、LNGといった化石燃料の取引価格が高騰しており、特に温浴施設に大きな影響が出ており、収束の見込みは立っておらず、今後も化石燃料の減産傾向は継続するものと考えられ、ロシア産原油以外の要因による燃料価格上昇は、恒常的な物価として定着することが考えられます。この物価上昇については、燃料のみにとどまらず輸送費の上昇などによりあらゆるものへ影響し、生鮮食料品や消耗品など多くの品目で連鎖して上昇しています。しかし、政府日銀が以前より物価上昇率2%を目標としていることから、物価上昇そのものについては安定的な経済成長のもとでは否定されるものではなく、今後、物価が下がることはないものと認識しております。

また、本年10月1日から最低賃金の引き上げが予定されており、政府は今後もさらなる最低賃金の引き上げを目指すと発表しています。最低賃金の引き上げは、多くの労働者がその影響を受け、かつ利益を享受することとなり、当然、指定管理者においても適切に反映していただく必要があります。今回、市で温浴施設の料金改定を検討していますのは、これら物価上昇や賃上げの影響を事業者の収支へ適切に反映させるとともに、利用者の方にも適切な範囲で応分の負担をいただくことを意図したものです。

今回、温浴施設の料金改定をするにあたり、その引き上げ幅の設定については、近隣の類似施



設の料金や岐阜県の銭湯の料金を参考とするとともに、利用者の負担感も考慮して検討しました。まず、近隣の類似施設については、入湯税を含めた額で700円とする施設が最も多く、次に銭湯の料金については県下統一の統制料金となっており、今年4月1日に460円から500円に引き上げがあったばかりで、この金額を下回することは民業圧迫となることから適切ではないと考えております。これらを総合的に勘案し、入湯税を除いた料金600円、入湯税込み700円という額が適切であると考え、引き上げ幅100円についても許容いただける範囲と考えております。また、利用者のうち構成比率の高い70歳以上の市民の方については、入湯税が課税免除となることにより料金は600円となることから、実負担としては変わらないこととなります。なお、これまでのような10円、50円単位での料金設定は、現場での料金収受の煩雑さを考慮すると現実的ではなく、今回を機に100円単位とすることが望ましいと考えております。

今回、全員協議会で温浴施設の料金改定に係る市の考え方についてご説明させていただきましたが、これは議員の皆様方からご意見をいただき、あるいは一般質問等の場で議論させていただきたいという意図であり、あくまでも試みの案として提示したものでございます。また、この方針については、当然、指定管理者のご意見を伺いたいと考えており、現在、価格改定を実施した場合の現場の課題等についてヒアリングを行っているところです。

条例改正につきましては、野村議員のご意見を含め、議員の皆様からのご意見や各方面からのご意見を十分に伺った上で判断を行いたいと考えておりますが、令和6年4月から新料金とすることがスムーズな導入につながるものと考えておりますので、今年12月議会には条例改正案を上程したいと考えているところでございます。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

○10番（野村勝憲）

私が先ほど申し上げた「ある温泉地の自治体」と紹介している市が当然どこか分かっていると思いますけど、どこですかね。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

申し訳ございません。分かりません。

○10番（野村勝憲）

同じ飛騨エリアの下呂市なんです。御存じのように泉質は温泉です。民間の事業者で3施設が先ほど書いてあるように、入浴プラス軽食セット1,000円以下なら無税です。ほかがどうなのかはちょっと分かりませんが、たんぼの湯さんから聞いたのですが、市は説明に「入湯税は国が決めたんです。それから泉質については、保健所へ行ってください。」ということを行っていますよね。しかし、私は一昨日、高山市の保健所へ行ってきました。いわゆる市が説明していることと、実際行われていることは矛盾していますけど、その点は部長、どのように考えますか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

何がどう矛盾しているのかちょっと分からないものですから、具体的に教えていただければあ

りがたいと思います。

○10番（野村勝憲）

だって入湯税は地方自治体が決めるんでしょう。違いますか。下呂市は現実にゼロ円にしているんですよ。調べてみたらどうですか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

その点でございましたら、おっしゃるとおり最終的には市が決めるということでございます。

○10番（野村勝憲）

指定管理の温浴施設は、入湯税は70歳以上はゼロ円ということですね。取らないということですね。民間事業者を70歳以上が利用した場合はどうなるんですか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

市内の施設、公営であろうが民営だろうが、70歳以上は課税免除という形になります。

○10番（野村勝憲）

少し安心しました。

それと料金のことで、ほかの自治体を調べたら700円が多いということですけど、私が一番心配するのは、利用料金600円を700円にするわけですね。現実に一番近いところの国府町の遊湯館は今620円です。例えば飛騨市のすば〜ふるは600円でしょう。20円遊湯館が高いんです。しかし、皆さん行っていらっしゃるかどうかわかりませんが、私はすば〜ふるとたんぼの湯は利用させてもらっています。そうした中で一番懸念しているのは、古川町の人が結構遊湯館へ行っていらっしゃるんですよ。そうしますと、現在620円で20円高くても、それでも行く。なぜ行くかという、1つは古川町本町を中心としたら、ここから上手に住んでいらっしゃる方はあっちのほうが近いんです。だから多い。それと懸念するのは来年700円と620円になった場合、あっちのほうへ古川町のお客さんがもっと流れるのではないかと、そういう心配をするんですがその辺いかがですか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

先ほどの答弁でも少しお話をさせていただきましたが、現在700円ということで提示させていただいております。そういった中で、議員の皆様にもこういった場でそういったご意見をいただいた上で12月に向けて検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○10番（野村勝憲）

それともう1点、名前出してもいいとおっしゃったんですが、たんぼの湯に私以外の議員で相談にこられた、あるいはヒアリングに来られた議員はいますか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

私のところにそういった形でいらっしゃったという方はいません。

○10番（野村勝憲）

実際1人いらっしゃいます。たんぼの湯さんから重々聞いています。それについては、ちょっと時間ありませんので次へ行きます。

それでは3点目、ふるさと納税と猫事業について。第15回日本自治創造学会に出席し、3人の市長が「個性あるまちづくり」をテーマに話され、ある自治体、20万人の市なんですけども、市長が「ふるさと納税により、私たちの市民税10億円が流出し、財政面で苦慮しております。もうふるさと納税はやめてほしい」と、開口一番の発言に会場から大きな拍手。300人ぐらい出席されていました。改めて、返礼品競争により自治体格差が生じるなど、ふるさと納税の矛盾点を感じました。東海地区では平成23年度、名古屋市は159億円の市民税が流出し、当然、その金を受け入れた地方の自治体はそれをどう使い、どんな効果があったか具体的に公表すべきです。また、市内では「止まらない物価高で、市民は苦しい生活に嘆いているときでも、猫37匹に交付金2億5,000万円のふるさと納税とは。」の怒りの声ばかりです。

そこで1点目、ふるさと納税2億5,000万円の使い道と成果について。地域活性化に使うのがふるさと納税の最大の目的です。飛騨市はふるさと納税を高山市から受けられなかったこのころクリニックに多額の赤字補填に使い、また、ソーシャルビジネスとして猫に2億5,000万円を投入し、これが地域活性化になっているのでしょうか。昨年、金森町に民間の株式会社ネコリパブリック、これは8号店のようなんですけども、オープンして1年以上経過。昨年度の猫事業5,000万円と今年度の5,000万円、計1億円のふるさと納税の使い道とその成果を時系列で具体的な数値を入れ、また、残り1億5,000万円の使い道を具体的に示してください。

2点目、ネコリパブリックの経営状況について。資本金600万円のネコリパブリックの令和4年度までの3年間の売上、経常利益、社員数及び店舗数、事業内容の年度別決算の数値を示してください。

3点目、ネコリパブリック以外の犬猫事業者にふるさと納税を。私は資料3のように、一関市をSDGsとふるさと納税で訪問。感銘を受けたのは、ふるさと納税の制度を活用して全国の子供食堂の支援を行っているということです。それと、フードロス削減にもつながる取り組みで、そのとき頭をよぎったのは、高山市内で犬や猫をボランティアで多数預かり、活動されている人のこと。そこで提案です。民間の一事業者であるネコリパブリックへのふるさと納税は今年度の5,000万円で終え、残りの1億5,000万円は高山市をはじめ全国で犬猫保護のボランティア活動されている人たちにふるさと納税で支援したらいかがですか。

最後に、ふるさと納税の返礼品と猫勢調査について。住民サービスの影響が出てきた都市部の自治体からふるさと納税廃止の声が一段と強くなり、返礼品ありきの運用の見直しと、地域活性化という目的に沿った改善が求められる中、3つ問います。1つ目、たしか1年前は60匹以上の猫がいたのに、今年になって37匹でお客さんを見ない日が多いようですが、令和5年1月から8月までの入店者数と売上金額を示してください。2つ目、猫でも返礼品のトップは飛騨牛と思いますが、猫の関連商品を含め、猫事業の返礼品ランク別に、商品名とその金額を示してください。最後に、4月15日回答期限で、飛騨市とネコリパブリックで猫勢調査を実施して約半年が経過し

ています。そのアンケートの結果がまだ全市民に知らされていないのはなぜですか。また、国の機関をイメージさせた「保護猫統計局」の名称を市は許可したのでしょうか。今回の猫勢調査には、ふるさと納税はどのくらいかかったのでしょうか。以上です。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔企画部長 森田雄一郎 登壇〕

□企画部長（森田雄一郎）

ふるさと納税と猫助け事業についてお答えをさせていただきます。1点目から3点目につきましては、大部分におきまして以前から再三再四お答えしておりますが、改めてご説明をさせていただきます。

まず1点目のふるさと納税の使途と成果よりお答えいたします。令和4年度については、いち早く猫の多頭飼育問題や野良猫問題に対応するべく、6月24日に古川町内に「SAVE THE CAT HIDA シェルター」をオープンされました。また、市内の猫の情報をデータベース化し個体数や手術の有無などを一元管理することで、多頭飼育崩壊などを未然に防ぐ対策として、市内で飼養されている猫や飼い主のいない猫の「猫勢調査」を行いました。現在、集計が完了し、報告書を作成中とお聞きをしております。

令和5年度以降につきましては、猫の殺処分の減少を目指し、野良猫を捕獲し、不妊・去勢手術を施し元の場所に戻すという、通称TNRを行うこととされており、野良猫密集地域などで一斉に行うことができる移動式の保護猫専門病院車の導入を計画されております。また、治療不可能な猫たちの緩和ケアを行い、猫の最後を看取る場所としての猫ホスピス、亡くなった猫や遺族へのケアも含めた猫等の火葬事業の導入、日本初の保護猫専門学校の開設や保護猫を活用した高齢者の見守りサービスなどについても計画されており、それらの施設整備や運営費に寄附金を活用する予定とされております。

続きまして、2点目の経営状況につきましてお答えいたします。株式会社ネコリパブリックの会社概要につきましては、本社は東京にあり、設立は2015年8月27日、資本金は600万円で、東京をはじめ全国に12店舗の保護猫カフェやシェルターを展開されており、飛騨市のシェルターはご指摘のとおり8店舗目のオープンとなります。

決算の内容につきましては公開されている情報ではございませんけれども、事業者にお聞きしましたところ、令和3年の8月から令和4年の7月の第7期決算におきましては、一般寄附金と補助金を除いた純粋な売上高が1億5,000万円余り、経常利益は1,200万円余りを計上されております。創業から7期連続での黒字経営とお聞きしておりますので、安定した経営基盤を築いている企業と判断をしております。

続きまして、3点目のネコリパブリック以外の犬猫事業者支援についてお答えいたします。ふるさと納税は、寄附者の方から使途をあらかじめ指定されている指定寄付金という位置づけのものであり、市ではこの考え方を明確にすべく、ご承知のとおり令和3年度において「飛騨市寄附金の取扱いに関する条例」を定めております。この条例に従い、ふるさと納税を通じてソーシャルビジネス支援事業に寄附されたお金は、寄附者の意向に沿った形でソーシャルビジネスの事業実施者にお渡しする必要があるため、今回の保護猫活動等を実施するソーシャルビジネス支援事業に

寄附された資金は、交付金という形で事業実施者である株式会社ネコリパブリックに交付するものです。よって、今年度で交付を終えることはできませんし、寄附者の意向に反して、他の団体等へ交付することも出来ません。

このように、目的を設定して、ふるさと納税を募り、その目的のために交付するという仕組みは、ご指摘になったこどものこころクリニックや、ソーシャルビジネス支援事業として採択されている「Edo New School」、ロケの支援事業も同じ扱いのものです。この仕組みそのものについて大きな誤解をされておられると思われまますので、ぜひ正しいご理解をいただければと思います。

続きまして、4点目の猫助け事業に対する返礼品と猫勢調査についてお答えいたします。1つ目の保護猫シェルターの入店者数等についてですが、令和5年1月から8月までの実績については、入店者数が延べ1,200名で、収入につきましては、中心となる保護猫の受け入れ、譲渡に係る手数料をはじめ、入場による寄附金、物販など合わせて400万円とお聞きしております。元来、人口の少ない中山間地における保護猫シェルターの運営であり、全国各地での事業と一体となって収益化を図るというモデルになっているものと理解しております。なお、繰り返しになりますが、会社全体の経営の中では十分な収益を確保していると判断をしております。

2つ目のSAVE THE CAT HIDAプロジェクトを使い道とした寄附に関する返礼品の内訳につきましては、令和3年度から令和5年8月末までの合計でお伝えをいたします。猫コラボ返礼品が約1億1,400万円、ラーメンが約1億円、乳製品が約6,700万円、飛騨牛が約5,800万円です。

3つ目の猫勢調査につきましては、先に述べましたように調査結果の報告書を作成中とのもので、何らかの形で市民の皆様に公開されるものと認識をしております。また、「保護猫統計局」という名称につきましては、事業者の判断であり、特に市が許可する性質のものではありません。費用の件ですけれども、調査票及び封筒のデザインと印刷、今後の報告書のデザインと印刷で80万円程度が活用されているとお聞きしております。

最後でございますが、本事業につきましてご質問があるようでしたら、事業者ご自身が議員と直接お会いしてお話しをするということでございますので、直接お聞きいただければどうかと考えております。以上でございます。

〔企画部長 森田雄一郎 着席〕

○10番（野村勝憲）

今聞いていますと、金森町の猫の店は売上が月50万円ということで、なかなか厳しいなと思います。私はもともと人口が少ない飛騨市、こんな田舎でビジネスとしてはなかなか難しいなというのは疑問を持っていました。案の定、そういう売上では。

それでは実際、野良猫も含めてこの飛騨市内に猫はどのくらいいるのでしょうか。

□企画部長（森田雄一郎）

先ほども申し上げましたように、猫勢調査の結果を今取りまとめ中ということですので、その報告を待ちたいと思います。

○10番（野村勝憲）

そうしますと、例えば野良猫も含めて金森町の猫の店では不妊・去勢手術は行っているのです

か。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

先ほどちょっと答弁申し上げましたように、そういったことができるための車両を今後購入されるということでございまして、今現時点におきましては市内及び市外の動物病院等で対応していただいているとお聞きをしております。

○10番（野村勝憲）

実際に高山市のNPO法人は野良猫が増えないように不妊治療をする活動をされています。こういうところは、一番お願いしたいところなんです。「社会問題」という言葉を使っていますけれども、そういったところをまず最優先でやってもらいたいということと、やっぱり獣医師をレギュラーで確保してもらいたいということを市からお願いされたらいかがですか。

□企画部長（森田雄一郎）

そういったことに対応していくために、今この事業者も様々ご検討されているというふうにお聞きしておりますし、議員が冒頭におっしゃられました高山市のNPO法人ですけど、やっぱりあそこもいっぱいいらしいんですね。その部分を、市内のこの事業者が受け入れをしているということもありまして、「助かっている。」というようなお声も聞かせていただいておりますので、そういった意味では上手く機能しているのではないかなというふうと考えております。

○10番（野村勝憲）

ソーシャルビジネスというのは地域課題を解決するということですが、懸念されるのは、ふるさと納税を使って猫の店をオープンして間もなく数匹の猫が逃げ出しましたね。それは皆さん御存じのとおりですね。それと、ある住民が猫を引き取ってもらえませんかとお願ひに行ったら数万円要求され、そのまま持ち帰ったという話をたびたび耳にするんです。1件だけではないんですね。ということで、それも町の周知中心街でかえって近所迷惑や、今後、猫が逃げるということは一度起きたことは二度起きる可能性もあるわけですね。それともう1つは、低所得者が多い、5世帯に1世帯が低所得と言われている飛騨市でお金にまつわる問題が出てくる。こういうことが逆に社会問題化しないか心配なんです、その点は森田部長、どのような見解をお持ちですか。

□企画部長（森田雄一郎）

昨年もしかしたら答弁申し上げたかもしれませんが、今、たしか2万円というような金額で猫を引き受けていらっしゃると思います。この金額というのは決して高い値段ではございません。ほかの団体等におかれましてはもう少しただかかないと、それに対するワクチンとか様々な施術を行う部分の金額は賄われていきませんので、こういった金額はどうしても必要になってくるんだということは認識をしていただきたいということでございます。

○10番（野村勝憲）

もう1点だけですけども、どうしても聞いてほしいと市民の人から言われたのでお聞きしますけども、猫事業というのは、本来猫の多い都市部でやるというのがビジネスとしては当然ですよ。そういった中で、外の方、市外の事業者がこの地に縁があったのかどうか分かりません。な

ぜ古川町に声がかかったのか、ソーシャルビジネスとして募集したらそれに乗っかっただけなのか、あるいはソーシャルビジネスとして公募してふるさと納税を使いますといったときに、ほかの猫事業者から手を挙げられなかったのか、その辺について明確なことをお答えしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

基本的にこのソーシャルビジネスというのはオープンにしておりますので、そこで募集をかけまして、それに手を挙げていただくという方式でございますので、そこに手を挙げられたのがこの事業者さんとEdo New Schoolの2つであったということでございます。その2つについて審査をさせていただいて、いい事業だということ認めさせていただいたという経緯でございます。

○10番（野村勝憲）

地域にあまり迷惑かけないように、しっかりとマネジメントをしていただいていい方向に持って行っていただきたいと思えます。

それでは最後に、大学設立と古川駅東開発について。

市長は大学設立が市民の夢と語ってきましたが、市民からは「この少子化時代に本当に大学ができるのか」の声ばかり。今年1月から6月に生まれた赤ちゃんは37万人で過去最小となり、ますます少子化に歯止めがかからず、この少子化の影響は深刻な問題です。報道によれば、この春、定員割れした4年制の私立大学は53.3%の320校で、18歳人口の減少が大学経営を直撃し、この春以降、知名度の高い上智大学や龍谷大学の短期大学部をはじめ、岐阜市の聖徳学園短期大学部など、地方の大学でも学生募集をやめ見切りをつける動きは相次ぎ、これから18年後には240校の大学が淘汰されると予測されています。時がたつほど18歳人口が減り続け、急激な人口減少の飛騨エリアで大学経営をやっていけるのか疑問視する声ばかりです。

資料5の鶴岡市は飛騨市と同じ雪国で、ある大学の先端生命科学研究所を2001年に開設し、その成果をもとにベンチャー企業が生まれ、研究機関などの進出で約500人が働く研究産業エリアに成長した現場を見て、飛騨市も既存の大学の研究機関などを誘致し、産官学で取り組めば可能性があると感じたところでは。

そこで1点目、C o I U の設立準備について。宮城町の大学建設予定地の本体工事の着工は、この夏からと市の説明。しかし、まだ着工していません。いつから着工し、遅れた理由などを市民に示してください。約1年半後開幕の大阪万博の建設費は、資材の高騰と人手不足で当初予算の5割以上、インフラなんかは倍以上になっているようですね。1年延期するののかの声まで出ています。飛騨高山大学設立基金は、当初建設事業費約20億円から70億円に修正発表し2年が経過。その間、物価高でさらに事業費はアップしていると思います。当然、市の大学設置支援室にはその情報が入っており、市の見通しも含め具体的に明らかにしてください。また、市は飛騨市のホームページで64億円の寄附金募集を呼びかけています。現在、寄附金は幾らで、井上理事長側の自己資金は幾らですか。また、これまで取り組んできた市の大学支援室の成果と、今後の役割を具体的に示してください。

2点目、飛騨古川駅開発。資料6の紫波町、この町は3万人ちょっとの町です。ほとんど人口減少はありません。公民連携による駅前公有地を活用してのオーガルプロジェクトが注目され、年間100万人が訪れる町となり、毎年150以上の自治体や団体、先ほどの地方創生大臣もそうですが、国会議員も相当視察をされているようです。ということで、鶴岡市と同様に地方創生大臣が視察など、飛騨市もまちづくりの参考にすべきです。昨年1月20日、飛騨市役所で飛騨高山大学と開発会社の連携で、学生寮と研究支援施設、商業施設、全天候の子供の遊び場や温浴施設など、来年3月完成予定とマスコミに発表。しかし、完成予定がもう半年後なのに、現在、東洋の建物はそのまま、前の駐車場には既に住宅が建設されています。市民からは「若宮駐車場人に本当に施設ができるのか。」、「大学ができなかったら駅東開発もできないのでは。」、「計画の施設を利用する人の駐車場はあのスペースであるのでしょうか。」など疑問と不安の声を多く聞きます。若宮駐車場を東洋と等価交換し、マスコミ発表を民間の事業なのに市の会議室を提供するなど、市の説明責任も当然問われます。なぜ予定どおりできないのか、また、発表した商業施設や温浴施設など経過も含め今後の見通しを示してください。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

〔企画部長 森田雄一郎 登壇〕

□企画部長（森田雄一郎）

1点目の大学設立準備について、私からご説明をいたします。C o I U大学設立準備に関するご質問でございます。最初にお断りしておきますが、これまでも再三申し上げておりますように、C o I Uは民設民営の私立大学ですので、市では大学の設置事業費の詳細や事業の進捗状況、今後の予定といった点についてお答えする立場にはございません。市としてお答えすべき点のみお答えいたしますのでよろしくお願いいたします。

まず、ふるさと納税寄附金の状況でございますけれども、令和5年3月末までの累計実績では、3,447万1,000円でございます。企業版ふるさと納税は募集金額51億3,000万円に対しまして、寄附総額1億7,300万円となっており、双方合計で2億747万1,000円となっております。

次に、市の大学設置支援室の成果と今後の役割という点ですが、これまでもご説明申し上げていることですが、市ではふるさと納税の仕組みを活用して大学設置者自らが寄附金を集めていただけるような体制を整えております。基本的にはその時点で市としての役割を終えているものと考えており、この点が成果と言えるかと思えます。ただし、今後も市として可能な部分は支援していきたいと考えております。

なお冒頭にも申し上げましたとおり、C o I Uの設立は民設民営で行われる事業であり、議会の場でお尋ねになられても、市の立場でお答えできることは限定されます。C o I U設立基金からは、お尋ねになりたいことがあれば直接お聞きいただいかまわらないとおっしゃっておられますので、議員におかれましては直接お聞きいただければと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

〔企画部長 森田雄一郎 着席〕

◎議長（住田清美）

続いて答弁を求めます。



〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畑上あづさ）

私からは2点目の古川駅東開発についてお答えをさせていただきます。これにつきましても、以前より再三申し上げているとおり、古川駅東開発につきましては、民間企業の事業であり、直接市がお答えする立場ではないということをおあらかじめ申し添えさせていただきます。

開発会社である飛騨古川駅東開発株式会社によりますと、予定どおりに進んでいない主な要因といたしましては、株式会社東洋様の工場移転の調整に時間を要したことで、全体計画に遅れが生じてきたこと。その他の要因といたしまして、複合施設の建設に関する開発協議及び設計・許認可、大規模小売店舗立地法協議等に時間がかかっているとのことでした。若宮駐車場と交換予定の北側駐車場につきましては、令和6年夏頃の供用開始、複合施設については、令和8年夏頃の開業を目指しているとの回答をいただいております。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

○10番（野村勝憲）

森田部長に大学の件でお聞きしますけれども、西日本で開学して50年以上の4年制私立大学、学生数は1,000人を超えているところですけど、今年の春からある自治体の公立大学になったのは御存じですか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

申し訳ございません。承知しておりません。

○10番（野村勝憲）

私その大学に問い合わせをしたんですね。「名前を出されると困る。」と言われたんです。なぜ公立になったのかということですけど、冒頭でも申し上げていますが、少子化によって18歳人口がどんどん減っていくということで、やはり私立大学では無理だということになりまして、やむなく公立になったということなので、その辺も大学設立支援室としてはいろいろな情報を持って、客観的な判断を養って、それで大学の準備をされているC o I Uにもいろいろな事例、情報を流してやらないと、ただ売り込んでくるのを受けているだけでは、向こうはいいことしか言ってきてませんよ。その辺は注意してもらいたいと思います。その辺はいかがですか。

◎議長（住田清美）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

度々申し上げておりますように、これはやっぱり民間が設立して民間が運営をしたいという大学の設置でございますので、そこに関しまして、私どもとしては申し上げる立場にはございません。

○10番（野村勝憲）

度々民設民営と言っていますけれども、我々議員は、まず聞いたのは駅東開発も大学もそうですが全員協議会で市から聞いたんですよ。飛騨高山大学設立基金の方から聞いたわけではないですからね。以上で終わります。

〔10番 野村勝憲 着席〕

◎議長（住田清美）

以上で、10番、野村議員の一般質問を終わります。

◆閉会

◎議長（住田清美）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。明日の会議は午前10時からといたします。本日はこれにて散会といたします。お疲れ様でした。

（ 閉会 午後4時29分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

住田 清美

飛騨市議会議員（12番）

高原 邦子

飛騨市議会議員（13番）

葛谷 寛徳